# 平成26年 かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

平成26年5月29日	(木曜日)	午前1	0時00分	盟	会
	\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 11 11 1	0 50 0 7.7	1711	

Н	4	庶	議	昌
$\mathbf{\mu}$	_ /	נווי	U+12/	-

1番	Ш	村	成		君	9番	中	根	光	男	君
2番	岡	﨑		勉	君	10番	鈴	木	良	道	君
3番	Щ	本	文	雄	君	11番	小屋	区野	定	信	君
4番	田	谷	文	子	君	12番	矢	口	龍	人	君
6番	小材	公﨑		誠	君	13番	藤	井	裕	_	君
7番	加	固	豊	治	君	16番	廣	瀬	義	彰	君
8番	佐	藤	文	雄	君						

# 欠席議員

15番 山 内 庄兵衛 君

# 出席説明者

市	長	宮	嶋	光	昭	君	環境経済部長 (併)農業委員会 根 本 一 良 事 務 局 長	君
副市	長	石	Ш	眞	澄	君	土木部長渡辺泰二	君
教 育	長	菅	澤	庄	治	君	会計管理者 板垣 英明	君
市長公室	長	高	田		忠	君	消防長井坂沢守	君
総 務 部	長	堀	口	家	明	君	教育部長 小松塚隆雄	君
市民部	長	飯	田	泰	寛	君	水道事務所長 田 﨑 清	君
保健福祉部	『長	木	村	義	雄	君		

# 出席議会事務局職員

議会事務局	局	長	君	Щ		悟
IJ	補	佐	乾		文	彦
IJ	係	長	小	池	陽	子
IJ	係	長	杉	Ħ	正	和

# 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 2号 平成25年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書につい

て

報告第 3号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計 章書について

日程第 4 報告第 4号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

報告第 5号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並 びに収支予算について

日程第 5 議案第37号 平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の 締結について

日程第 6 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

> 議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

> 議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

日程第 9 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 2号 平成25年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書につい て

> 報告第 3号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計 算書について

日程第 4 報告第 4号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

報告第 5号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

日程第 5 議案第37号 平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の 締結について

日程第 6 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

> 議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

> 議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

日程第 9 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

# 開 会 午前10時00分

# 〇議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

\_\_\_\_\_

# 日程第 1 会議録署名議員の指名

#### 〇議長(鈴木良道君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、16番 廣瀬 義彰君、1番 川村成二君、2番 岡﨑 勉君を指名いたします。

# 日程第 2 会期の決定

#### 〇議長(鈴木良道君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月13日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会 活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査の経過並びに結果について、委員 会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次委員長の報告を求めます。 最初に、総務委員会委員長 小松﨑 誠君。

「総務委員会委員長 小松﨑 誠君登壇]

# 〇総務委員会委員長(小松﨑 誠君)

おはようございます。

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等について、ご報告いたします。

本委員会は、平成26年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました所管 事務の調査項目につきまして、4月15日及び5月9日に調査を実施いたしました。

調査事件といたしましては、入札制度に関する事項と契約に関する事項を議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、協議の経過、内容については、お手元に配付させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

# 〇文教厚生委員会委員長(加固豊治君)

おはようございます。

文教厚生委員会委員長報告を行います。

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成26年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成26年5月12日に委員会を開催いたしました。

5月12日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、 安心こども支援事業費補助金について、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金について執行部 から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。 以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、産業建設委員会委員長 岡﨑 勉君。

[產業建設委員会委員長 岡﨑 勉君登壇]

# 〇産業建設委員会委員長(岡崎 勉君)

おはようございます。

産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成26年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調 査項目について、平成26年5月20日に委員会を開催いたしました。

5月20日の委員会では、道路整備についてとして、市道7034号線歩道整備工事第3工区における事故の経過について、執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。 以上で、産業建設委員長の報告を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、陳情等2件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと 存じます。

次に、平成26年第1回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。 次に、監査委員からの地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年2月から平成26年 4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。 以上で、諸般の報告を終わります。

# 日程第 3 報告第2号及び報告第3号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第3、報告第2号 平成25年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第3号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。 市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇]

# 〇市長(宮嶋光昭君)

おはようございます。

ただいま上程されました報告第2号から報告第3号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 平成25年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第3号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

以上で、報告第2号及び報告第3号の報告を終了いたします。

# 日程第 4 報告第4号及び報告第5号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第4、報告第4号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第5号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました報告第4号から報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第4号 平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第5号 平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告を終了いたします。

#### 日程第 5 議案第37号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第5、議案第37号 平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の締結 についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

## 〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第37号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第37号 平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の締結につきましては、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせます ので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第37号の趣旨説明を求めます。

総務部長 堀口家明君。

## [総務部長 堀口家明君登壇]

## 〇総務部長(堀口家明君)

議案第37号 平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の締結について、 趣旨をご説明いたします。

平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約を締結することについて、かす みがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、 議会の議決を求めるものです。

工事概要としまして、屋外子局装置整備46カ所、請負金額2億3220万円。契約相手方、NECネッツエスアイ株式会社。工事期間としまして、議決日の翌日から平成27年3月13日までとしております。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

それでは、1つずつ確認をしたいと思います。

まず、入札参加者数なんですが、今回はNECネッツエスアイ株式会社の1社だけだったんですが、この業者の全国的な調査、県内の調査について、その資料を求めましたが、これは県内では当かすみがうら市だけだということでしょうか。まずそれを確認したいと思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

こちらの資料につきましては、工事履歴を履歴書のほうから抜粋転記しまして、8件をお示し しました。県内の状況につきましては現在資料等がございませんので、各自治体のほうに問い合 わせを行っているところでございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

事前に説明を求めるように私はもう既に26日に出していますよね。この業者に聞けばすぐわかることなんじゃないですか。各自治体に聞いたって大変な膨大な44市町村ですよ。業者に聞けば簡単にわかることなんじゃないですか。なぜそれをしなかったんですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

#### 〇総務部長(堀口家明君)

大変申しわけございませんでした。改めて確認をしてお答えしたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

基本的なことですから、こういう調査については速やかにやるということが必要だというふう に思います。

それと私が言ったのは、県内の実績も含めてですが、この当市の工事の実績、これが出ていますよね。これが1、2、3、4回、23年度から25年度まで実績がありますが、これはこのNECネッツエスアイの実績ということで理解してよろしいですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

#### 〇総務部長(堀口家明君)

こちらはNECネッツエスアイ株式会社のかすみがうら市での工事実績の全てということでございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

それで、今回は1社だけでしたよね。入札制度の改定が平成22年の4月に出ていると思うんですが、入札参加社数について5社に満たない案件は無効とし、住所要件を広げ、再度入札を実施するということでありますが、これはこれに該当しなかったということでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

市の入札制度においては5社要件を廃止しておりますので、該当はしなかったということでございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

5社要件を廃止されたのはいつですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

ちょっと現在私、承知しておりませんので、暫時休憩させていただいて調べさせていただきます。

## 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分 —————————

再 開 午前10時19分

## 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

こちらにつきましては、入札制度検討委員会において、平成25年10月1日から廃止しております。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

10月1日、昨年ということでございますね。これはなぜ5社要件を廃止したんでしょうか、その理由をお聞かせください。

# 〇議長(鈴木良道君)

副市長 石川眞澄君。

# 〇副市長 (石川眞澄君)

佐藤議員の質問にお答えいたします。

業種によっては入札参加資格の業者数が少ない。それから、全国のほうに広げても入札不調のおそれがあるということが最近すごく続いてきましたので、5社要件が必要なのかということを制度の中で検討していただいた結果、廃止するということになったことでございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

近年、5社要件の中でも、なかなか特殊な業種であると、参加する業者が少なくて不調が続いているという現状、それを入札制度検討委員会でその答申がされたという、これに基づいてなったと言いますが、これは5社要件じゃなくて1社でもいいという結論だったんですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

副市長 石川眞澄君。

# 〇副市長 (石川眞澄君)

一般競争入札を条件として1社でも可能としております。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

次に、このような同報系の防災行政無線、いわゆる屋外スピーカー子局のこういう事業を行っている業者は全国的にどのぐらいあるのかというふうに私、質問をして、資料を見ましたら、それはなかったんですね。平成25年、26年の入札参加資格者名簿だけでした。これは全国的にはどのぐらいあるんですか、その調査はしなかったんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

## 〇総務部長(堀口家明君)

ご質問にお答えいたします。

こちら国土交通省の建設業許可業者数調査に基づく電気通信工事の許可事業者数につきましては、資料がちょっと古いんですが、平成24年3月末で1万3578事業者となっております。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

そういう点ではかなりこういう事業を行っている事業者が多いように思われますが、こういう中で25年、26年の入札参加資格者名簿、これは県内に本店、支店の営業を有する業者ということで理解してよろしいですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

今回の一般競争入札の条件としまして、県内に本店、支店等の営業を有することという条件を

付しております。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ですから、このいわゆる有する業者ということで入札参加者、特に電気通信工事の許可を受けている900点以上ということに限定して、この参加者があったというふうに理解してよろしいですかという質問です。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

はい、そのとおりです。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それぞれこの業者が実際に工事を請け負っている場合は、なかなか参加することができないと思うんですね。ただ、当市のほうの実績を見ますと、23年から26年3月までかけて4件入札ありましたね。この場合もどのくらいの入札参加者があったんでしょうか。去年の25年の10月からは5社要件を外したということですよね。ということは、その前は5社要件になったわけですね。それぞれの入札参加業者は何件、何業者だったか報告願います。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

暫時休憩をお願いいたします。

## 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時31分

## 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 石川眞澄君。

# 〇副市長 (石川眞澄君)

入札参加者数については今調査しているということですけれども、5社要件についてお答えい たします。

入札選考委員会というのがございまして、入札参加資格者名簿に登載している想定の業者数が 少ない場合、これを5社要件をかけていると不調になるおそれがあるというものについては、入 札選考委員会の中で5社要件は随時外していたものもございましたけれども、一般競争入札の中 で5社要件をつけることが今後入札の不調を招くということで検討委員会の中で全部外すという ような形で決定していただいたものでございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

調査するまでもないんですよね、本当は。これについてはすぐわかることですよね。もう既に23年から始まっているわけですから。実際には正式には25年の10月から5社要件を外したけれども、それまでは場合、場合によっては実際には5社じゃない場合もあったと。それはそれなりに検討していたというご答弁を今伺いましたが、そういう点では、今までの4件については実際に実態としては、記憶でもいいんですが、どのぐらいの業者が参加しておりましたか。

[発言する者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

大変申しわけないですが、現時点でちょっとわからない……

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

余り時間をとってもしようがないんで、じゃ、副市長、お答えできますか。

# 〇議長(鈴木良道君)

副市長 石川眞澄君。

#### 〇副市長 (石川眞澄君)

私も入札には直接かかわってないのですが、多くても2社だと思います。1社ないしは2社程度しか入ってこないと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

そういう意味では、実態的にはこのNECネッツエスアイがこの仕事についてはとるということが前提になっていたのかなというふうに想像はかたくないと思います。合計でこれまで4件受注しまして、2億9166万9000円ということであります。

そこでお尋ねしますが、そういう条件の中で5社要件を外したと言いましたが、それまでにこの公告をどれだけ広く呼びかけたのかと。そういう取り組みは独自に特別な手だてはやらなかったのでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

こちらの入札公告につきましては、平成26年4月25日から5月まで市のホームページにおいて お知らせしております。

#### 〇議長(鈴木良道君)

## 8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

特別な手だてはしなかったということですね。それと、私は質問に旧霞ケ浦町では既にこの屋外子局の整備が進んでいると。その請け負う業者名はどこなんですかというふうに質問しておりますが、どこなんですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

旧霞ケ浦町での防災行政無線は平成14年、15年度に整備を行っております。その際の請負事業者でございますが、日本電気システム建設株式会社となっております。こちらの会社は平成17年に社名をNECネッツエスアイに変更をしておりますので、同じ事業者となります。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

次第に明らかになったように、霞ヶ浦地区で請け負った業者が今回かすみがうら、千代田地区 も含めて業者に選定されたと。落札をしたと。実際に県内でもかすみがうら市だけがこの同報系 の子局を整備しているということでよろしいですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

防災行政無線についてNECネッツエスアイを事業者としているのは、かすみがうら市だけで ございます。NECの本社と契約しているのは小美玉市がございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

私が言ったのは、今ネッツエスアイがずっとかすみがうら市はやっていたということですねということなんですが、そうですね。

#### 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長(堀口家明君)

そのとおりです。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それで、この希望額の設定について積算書というのがありますが、これはどこが作成したんで しょうか。そして、その積算データというのはあるんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

こちらは実施設計を株式会社イ・エス・エスという事業者が行っております。実施設計を行っていることから、その設計の積算資料というのがございます。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

イ・エス・エスというのに委託したと。じゃ、今までの4件入札しましたが、これも同じように委託をしたと。その設計業者はこのイ・エス・エスがやっていたんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

そちらにつきましては平成25年、23年度からの分についてはちょっと調べておりません。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

いろいろな質問、これどんどん関連質問がふえてくるんですよね。ですから、こういうものに ついてはきちっと事前に答弁ができるようにしていただきたいというふうに思います。

最後に、この落札率なんですが、今回の落札について報告していただけますか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

## 〇総務部長(堀口家明君)

こちらの当初の希望価格としましては、税抜きで2億4054万9000円となっております。予定価格につきましては、くじにより開札時に決定を行っております。予定価格につきましては2億4054万9000円の95.5%、落札につきましては2億1500万円ですので、89.38%となっております。以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

希望価格から落札率を見ると、今89.38%だということですね。いわゆる希望価格ですね、その点は。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

## 〇総務部長(堀口家明君)

そのとおりです。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それでお尋ねしますが、入札制度の改定について、最低制限価格の率について、割合が10分の9を超えた場合は10分の9とすると。つまり90%を最低制限価格とするような中身になっております。割合が10分の7に満たない場合は10分の7とするというふうになっておりますが、これはどういう意味なのか、ちょっとご説明いただけますか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

大変申しわけございませんが、暫時休憩をお願いいたします。

# 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時49分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

先ほどのご質問は、最低制限価格の設定方法の取扱要綱の中で、議員ご指摘の率について規定 をしております。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

なかなか十分な説明ができないみたいなんですが、これは22年の4月1日の入札制度の改定については生きているということですね。そういう意味では最低制限価格ね。私がなぜこうやって確認をしているかというと、今、暫時休憩の中で市長が述べましたが、予定価格に対して今まで98から90だったのを90までにしたという経過の中で、かなり厳しいということで、建設業協会のほうは89.9ぎりぎりまで落とさなければいけないという、そういう状況が見受けられたんですね。実際私も調べてみたら、指名競争入札を見ますと、大体89.9ぐらいのぎりぎりで落札しているというのを、前1回私が入札問題で質問したときに明らかにしましたよね。それで指名競争入札はやめるべきだというふうに提言したことがあったと思うんです。これが今回の落札についても希望価格については89.38%と。まさに指名と同じになっているのではないかということが私の結論であります。

以上です。終わります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第37号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第38号ないし議案第40号

#### 〇議長(鈴木良道君)

日程第6、議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について、ないし議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第38号から議案第40号につきまして、ご説明を申し上げます。 初めに、議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について、ご説明申し上げます。

自動交付機の廃止に伴い、市民カードを印鑑登録証に変更するとともに、住民基本台帳カード の多目的利用を廃止するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

学校教育法施行令の一部改正の趣旨を踏まえ、「障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」 に改称するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、火災予防条例を改正するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明 をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

# 〇市民部長 (飯田泰寛君)

議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、本年10月から実施いたします基幹業務システムのクラウド化により自動交付機を廃止することから、関係条例を改正または廃止するものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、印鑑条例について、市民カードに関する規定を削除または文言の訂正を行うものでございます。さらに関係します手数料条例についても文言の訂正を行い、あわせて、かすみがうら市住民基本台帳カード利用条例を廃止するものでございます。今回廃止となります市民カードの交付件数につきましては、5月20日現在で2万1317件でございます。このほか自動交付機を利用できるものとして住民基本台帳カード1,664件もございますが、こちらは自動交付機の利用はできなくなりますが、その他の機能としましては住民基本台帳法の規定どおりでございますので、変更はございません。施行期日につきましては26年9月29日を予定しております。

なお、代替策といたしまして、10月以降の毎日曜日、中央出張所におきまして窓口開庁を予定しております。住民票や戸籍の謄抄本等、税務証明以外の証明を取り扱う予定でございます。なお、死亡届に伴う埋葬または火葬の許可証につきましては、これまでどおり霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎で取り扱うこととなります。

以上でございます。よろしくお願いします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

次に、教育部長 小松塚隆雄君。

[教育部長 小松塚隆雄君登壇]

#### 〇教育部長 (小松塚隆雄君)

議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、 ご説明を申し上げます。

本案は、学校教育法施行令の一部改正の趣旨を踏まえまして、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「障害児

就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改称するために改正するものでございます。

内容といたしましては、委員会の名称の改正がございまして、「障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」と改称をしたいというふうに考えてございます。施行期日は平成26年7月1日でございます。

また、附則の中で、かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例におきます職名の改正をお願いしたいと思います。現行、「障害児就学指導委員会委員」と ございますのを「教育支援委員会委員」と、また、「障害児就学調査員」とございますのを「教 育支援調査員」というふうに改称をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

# 〇消防長 (井坂沢守君)

議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨を説明 いたします。

消防法施行令の一部を改正する政令が平成26年1月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市火災予防条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、昨年8月に京都府で発生しました福知山花火大会露店爆発事故を踏まえ、屋外において多数の者が集まる催しに際し、火器器具を使用して営む露店等は、露店等の開設届け出及び消火器の準備を義務づけるほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、屋外における大規模な催しを指定催しとして主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画を作成することを義務づけ、計画を提出しなかった者に対し罰則を科するものであります。施行日は平成26年8月1日とするものです。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

以上で、議案第38号ないし第40号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の6月3日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時11分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案第41号ないし議案第43号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第7、議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)ないし議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)までの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

## 〇市長(宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第41号から議案第43号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億42万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 172億6565万6000円とするものです。

主な補正の内容といたしましては、基幹系電算システム管理事業にかかわるシステム改修業務 委託等、農業振興事業にかかわる被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等の計上などであり ます。

次に、議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ64万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億6824万8000円とするものです。

補正の内容といたしましては、一般管理事業の電算処理委託料を増額するものです。

次に、議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、既決予定額11億4317万9000円に営業費用258万5000円を増額し、総額を11億4576万4000円とするものです。

また、債務負担行為の限度額4億213万2000円を設定するものであります。

補正の内容といたしましては、上稲吉佐谷地区第1浄水場からの漏水により、私有地斜面が土砂崩れ事故を起こしたため、その損害賠償費用を計上するものです

また、債務負担行為の限度額設定につきましては、かすみがうら市水道料金等徴収業務委託について、平成26年度から平成31年度までの期間の委託業者選定を行うため、契約期間の債務負担行為限度額を設定したものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明 をさせますので、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

#### 〇市長公室長(高田 忠君)

議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案の趣

旨をご説明いたします。

本案の歳入の主な内容ですが、総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金921万8000円。民生費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金391万1000円。農林水産費国庫補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1億4790万5000円。民生費補助金、安心こども支援事業補助金8235万2000円の減額。労働費県補助金、緊急雇用創出基金事業146万4000円。農林水産費県補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6068万1000円。前年度繰越金3633万8000円。諸収入、自治総合センターコミュニティ助成金250万円、地域活性化センター助成金156万2000円。市債、消防団施設整備費事業債1920万円を計上するものでございます。

歳出の主なものは、企画調整事業、情報発信業務委託としまして118万8000円、自治振興事業258万円、基幹系電算システム管理事業、システム改修業務委託1815万8000円、ソフト使用料237万2000円。市税賦課事務事業、住民税のファイリングシステム委託111万9000円。医療福祉事業としまして、医療福祉システム委託151万6000円。私立保育所の事業1億2352万9000円の減額。農業振興事業、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金2億6926万9000円、農地維持資源向上対策事業223万1000円。消防団施設整備事業、詰所整備費設計委託302万9000円、詰所整備工事1728万円。学校統合推進事業、チームティーチング非常勤講師報酬131万円。生涯学習推進事業、社会教育指導員報酬120万円の補正を計上するものでございます。このほかに地方債の追加補正、消防団施設整備事業1920万円を計上しております。これにより歳入歳出それぞれ2億42万7000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

本案の歳入の内容ですが、一般会計繰入金64万8000円、歳出については一般管理事業に係るシステム改修委託料63万8000円を計上し、歳入歳出それぞれ64万8000円を増額するものでございます。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

次に、水道事務所長 田﨑 清君。

[水道事務所長 田﨑 清君登壇]

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案は、第3条に定めた水道事業費の既決予定額11億4317万9000円から営業費用258万5000円 を増額し、水道事業費の総額を11億4576万4000円とするものでございます。

また、債務負担行為の限度額4億213万2000円を設定するものでございます。

内容といたしましては、水道事業施設からの漏水により発生いたしました民地の土砂崩れ事故 に対する損害賠償費用がほぼ確定したため、補償料を補正するものでございます。

また、債務負担行為限度額設定の内容につきましては、今年度中に平成31年度までの水道料金 等徴収業務委託業者の選定を行うため、委託期間の委託料の債務負担の限度額を設定するもので ございます。業者の設定の時期につきましては10月中旬を予定しております。 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、議案第41号ないし第43号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。 お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の6月3日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

\_\_\_\_\_\_

# 日程第 8 議案第44号及び議案第45号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第8、議案第44号 市道路線の認定について及び議案第45号 市道路線の変更についての 2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第44号から議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第44号 市道路線の認定につきましては、稲吉1丁目地内の神立駅東口歩行者専用道路整備事業において、歩道を整備する路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 市道路線の変更につきましては、下土田地内の市道8-1913号線の一部については、道路としての形状は存在しておらず、払い下げ申請において一部用途を廃止し、路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第44号及び第45号の趣旨説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

# 〇土木部長 (渡辺泰二君)

議案第44号 市道路線の認定について、趣旨をご説明申し上げます。

現在、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合が進めております神立駅東口歩行者専用 道路整備事業の実施に伴い、旧貨物線の引き込み部分用地につきまして日本貨物鉄道株式会社及 び東京製鋼株式会社の用地協力をいただき、全体計画延長490メートルを整備するものでござい ます。

内訳といたしまして、土浦市378.5メートル、当市の延長部分111.5メートル、幅員3.7から

13.0メートル、その部分を市道 8-2907 号線として認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第45号 市道路線の変更について趣旨をご説明申し上げます。

本案は、下土田地内に位置する市道8-1913号線の一部について道路としての形状が存在しておらず、この市道路線の隣接地権者からの払い下げ申請において一部用途を廃止し、払い下げの手続を行うものであり、総延長181メートルによる路線の変更を行うものであります。

よって、市道路線を変更することにつきまして、道路法の規定により議会の議決をお願いする ものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の6月3日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 請願第4号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第9、請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託を しております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審查特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

# 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条 第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書については、平成26年3月27日に付託され、閉会中の継続審査として、平成26年5月20日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の結果、請願第4号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立多数により、採択 すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただ きたいと存じます。

以上で、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。小座野定信君。

#### 〇11番(小座野定信君)

委員長が後ろにおられるのに前を見て質問という形になっているんですが、何点かお伺いいた します。

委員会当日、私はちょっと所用のため欠席をさせていただいたんですが、まことに申しわけございませんでした。そういう中で、この会議録を今ずっと拝読させていただきまして、幾つか私なりの質問をさせていただきたいんですが、まず、結論から申しませば、5対5で委員長も採決に加わり、5対6で委員会可決というふうな結果が出ているかと思うんですけれども、この質問の中で、まず議会議員として、この請願を出す前に、議員としての政治活動、例えば議会に議員提案でこの内容を提案し、決議をし、そしてその決議文をこの石岡の市長、小美玉の市長宛てに、また各両市の議長宛てに要望を出すという、そういったことを考えていた質問はあったでしょうか、なかったでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審查特別委員会委員長 中根光男君登壇]

# 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

それでは、小座野議員の質問に対して大枠でありますが、お答えいたします。 まず、第1点目の参考人招致については何人かの議員から……

「発言する者あり]

# 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

さっき小座野議員から5対5という話がございましたので、あくまでも採決の結果、これは1 名が要するに席を外しましたので、そこで5対4で可決したということであります。これは何ら 問題ないと私は判断しておりますし、また、小座野議員が先ほど話ししました、要するに決議文 を石岡市にある程度出してから、先に出すのが順序じゃないかという話がございましたけれども、 私のほうから個人の見解になるかもわかりませんけれども、かすみがうら市としては、この式場 に対する負担金は出しておりません。そういうことで、私個人の判断としても、やはり負担金を 出していない以上は、ここで決議文を私としては出せないのかなという……

# 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩いたします。

再 開 午前11時31分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

中根光男君。

「平成26年第1回定例会議案審查特別委員会委員長 中根光男君登壇]

# 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

それでは、もとに戻ります。

先ほど私が個人的な見解と申しましたけれども、私は委員長という立場での発言でありますので、再度訂正してお話をさせていただきます。

そういう形で負担金を出していないということもありましたので、私としてはやはりこれは難 しいんじゃないかという考えもございました。

あと、ほかには。いいんですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

11番 小座野定信君。

## 〇11番(小座野定信君)

私とすれば、正直、結論から申し上げれば、この請願には反対であります。どうしてかといいますと、補助金を出していないから利用者に補助金を出すんだという考え、ここを利用する千代田地区の方々はそれでご納得する方も多いかと思うんですが、やはり我々議員というのは、このかすみがうら市全体を見渡す必要が当然あるわけでありまして、その中で霞ヶ浦地区の市民の方の感情を考えると、どうして千代田地区は補助金が出て、霞ヶ浦地区は出ないのと。

また、もう一つ考えられるのが……何ですか、局長、話があれば暫時休憩とってください。私 質問中ですよ。気が散りますよ。妨害するんですか。

ちょっと話が途切れて、気が散って、言うことがこんがらかってきてしまったんですが、霞ヶ浦 地区の方々の心情を考えれば、何で我々がもらえないんだと。そして霞ヶ浦地区の方も使っていい よと。使えば補助金出すよというふうな内容の請願であるんでしょうが、これは当然誰も近いと ころ、自分の生活に密着した、例えば向こうの行方の斎場または土浦に行ったほうが近いと。わ ざわざ補助金もらえるからと遠くまで来る人はそういないんじゃないかなと。やはり我々とすれ ば、まず最初に考えなくていけないのは、バランス、公平性です。これでは正直言いまして、何か 宮嶋市長がやっている行政方法に似てきているんじゃないかなというふうに私は思えてなりません。 そういった観点から、そのバランス的なことは、やはりその委員会の質疑の中で、ここには残 念ながら出ていないんですが、そういうお考えの方はいなかったんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

# 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

多々意見はございましたけれども、やはり私は委員長という立場で考える場合には、市民からの代表から上がってきた請願趣旨というのは、これは皆さんの意見が集約された請願であるというように私は認識しておりまして、そしてやはりこの請願に対して検証ということを小座野議員は、何回も以前に話していましたけれども、やはりこの内容については、この趣旨は反映しなくてはならないということで、私どもとしては今回の請願に対しては採決という形で最後は可決ということに至ったわけでありまして、これはあくまでも請願というのは国民の権利であり、市民の権利でもありますので、あくまでも請願の趣旨に対して我々はどうかということを判断せざるを得ないという観点から、そういうふうに私は委員長としての判断をいたしました。

# 〇議長(鈴木良道君)

11番 小座野定信君。

#### 〇11番(小座野定信君)

当然市民の方の権利であり、その主張を受けた請願になっているかと思うんですが、でも、その前に、やはり我々議員というのは、市民の方の要望を市に、行政に届けるというのも大きな仕事の一つです。でも、その半面、やはり市民の方に説明する、説得する、これも議会議員の大きな仕事であります。その中で我々は何を考えなくてはいけないか。バランスです。こういう偏った補助金というのは喜ぶ方もいるかもしれませんけれども、やはり議員の方が署名をもらうに当たって、どういう説明をしたか、内容をよく熟知して説明をしているのか、その辺に非常に不安一不満じゃなくて、不安を覚える請願であります。非常に残念です。もう少し議会議員というのは中心に立って、誰が提案してもいいものはいい、誰が提案しても悪いものは悪い、そういう冷静な判断が私は必要ではないかなというふうに思うところであります。

ちょっと持論も踏まえた質問になってしまったんですが、以上で終わります。ありがとうございました。

# 〇議長(鈴木良道君)

ほかにございませんか。

12番 矢口龍人君。

# 〇12番(矢口龍人君)

それでは、私から二、三質問したいと思います。

委員会の冒頭で私がこの請願の代表者に参考人として招致を願いたいというお願いをしたところ、先ほどのお話にありました5対5ということで、委員長の采配という結果になりましたけれども、暫時休憩がとられ、その間に委員長ともお話ししました。委員長が紹介議員さんの山本議員さんが説明するからというお話だったんですけれども、私は山本議員さんが知らないこともお尋ねすることになりますよ、ですから、ぜひこの請願者の代表者の方に参考人としてお願いしたいと再三再四お願いをしました。それで再開されまして、そこで結果、5対5で委員長の采配の中で却下されて、山本紹介議員が質問に立つようになりました。そういう結果になりましたけれども、委員長としてそういう采配をしたことに対してどういうふうな思いで却下したのか、ご説明いただきたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

#### 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

それでは、矢口議員の質問に対してお答えいたします。

私は特別委員会の委員長として、今回の要するに参考人招致について矢口議員のほうから提案がありまして、それで、やはり判断するためには採決しかないという判断に至りまして、採決をいたしまして、5対5という数字になりました。暫時休憩をとった後に、どういう判断をしたらいいかということを私も若干戸惑った点もございまして、やはり5対5の場合、委員長采配というか、結論を出さなくてはならないということもありまして、やはり法にのっとって私としては

これは却下したという経過がありますけれども、私としては、やはり委員長という立場でもございましたし、そういう中でこういう判断をしたわけでありまして、そのことについては私は判断したことに対しては別に誤っていなかったというふうに今でも確信を持っております。

# 〇議長(鈴木良道君)

12番 矢口龍人君。

# 〇12番(矢口龍人君)

却下したことに対しては何も思っていないというお答えですけれども、審議の中で本当にこの 請願の趣旨、内容については聞いているわけなんですよね。ところが、議事録にもあるように、 全く答えられないんですよね。答えられない状態になるから、だから私は請願者の代表者にぜひ 来ていただいて、そこで審議をなされることが本来の姿だと思うんですよ。別に私、この請願に けちをつけるわけじゃないですよ。本当に2,400名の方の署名は重いです。重いからこそ慎重な る審議をやるのが、これは議会だと思いますよ。どう思うんですか、委員長は。

# 〇議長(鈴木良道君)

委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審查特別委員会委員長 中根光男君登壇]

## 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

矢口議員の言うのももっともなことだと私は思います。しかしながら、私といたしましても、この2,400余名からのこの請願に対して重みも感じておりますし、やはり千代田地域の市民の方は本当に深刻に受けとめていたというのは、私は現場の中では以前から受けとめておりましたし、そういう中で参考人招致ということも一つの選択肢はあったかと思いますけれども、最終的にはこれは議員としての責任の判断で採決という形での判断に至らざるを得ないのかなという、私はそういう考えもありましたので、そういうふうに私は判断を最終的にはいたしました。

# 〇議長(鈴木良道君)

委員長に申し上げます。

審査の経過と結果に対する報告に対するものに限られておりまして、当該委員長が答弁するの が原則でなっております。

以上です。

矢口龍人君。

## 〇12番(矢口龍人君)

一応そういうふうに言いますけれども、中根委員長は紹介議員になっているんですよ。それと、 中根委員長は石岡中央斎場組合の議員ですよね。何年行っていらっしゃったんですか、石岡斎場 の組合議会のほうには。

# 〇議長(鈴木良道君)

委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

#### 〇平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

私は議員になった当時から斎場組合にずっと所属しております。

#### 〇議長(鈴木良道君)

12番 矢口龍人君。

# 〇12番(矢口龍人君)

そういうふうに石岡斎場に関しては宮嶋市長よりも私は詳しいと思いますよ、内容は。ベテランの中根委員長がこの紹介議員にもなっていらっしゃるから、だから、私は中根委員長にお尋ねするのが一番いいと思いまして、今お尋ねしているんですから、議長、全然私はおかしくないと思うんですけれども、いかがですか。問題ありますか。

# 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時53分

# 〇議長(鈴木良道君)

再開いたします。

ただいま行っているのは委員長報告に対する質疑であります。委員長報告に対する質疑は委員 会の審査の経過と結果について行うべきものであります。よって、委員長に対する質疑の範囲を 超えておりますので、注意をいたします。

請願に対する意見等は討論で行うことを求めます。

以上です。

12番 矢口龍人君。

# 〇12番(矢口龍人君)

終わります。

## 〇議長(鈴木良道君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第4号の討論を行います。

通告がありました討論のうち、反対討論から順次発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

#### 〇8番(佐藤文雄君)

請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書に反対の立場で討論をいたします。

私は、新斎場については、これまで石岡市石岡地内にあった斎場の場所に建てかえれば、五、 六億円で済むと主張し、同市の染谷中島山地内の共有地5万8000平米もの広大な土地を買収し、 23億円もかけて建設することには一貫して反対してまいりました。移転地は今となっては旧斎場 地ですが、この旧斎場地面積の9倍、買収価格も平米当たり3,700円という非常に高くなっておりま す。この共有地はたまご博事件という疑惑があり、それが移転建設の背景となっていたわけです。 私は、平成21年6月、石岡地方斎場組合圏内の市民有志47人で移転建設費予算執行中止を求める住民監査請求書を提出しました。監査委員らは請求に理由なしとしてこれを却下したため、現在地での建てかえは十分可能であるとの立場から、火葬炉を現在の4基から8基に倍増するのは過大。移転先の斎場用地は現状と比較して9倍、余りに広大。用地買収費が1反当たり360万円は不当に高い。地方自治法第2条第14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」地方財政法第4条1項、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」したがって、移転事業への支出は違法であるとして、同年の8月に水戸地裁に提訴いたしました。残念ながら裁判所は裁量権に著しい逸脱や乱用はないとして棄却となりましたが、染谷中島山への移転建設をめぐっては大きな問題を抱えていたわけであります。

一方、宮嶋市長は、住民訴訟の原告団の一員であったこともあり、斎場移転建設の見直しを求める立場から、市長に当選後直ちに葬祭場は民間に任せて削減する。火葬炉8基は過大、現有プラス1基の5基とする。これに伴い、300台の駐車スペースが縮減され、既存地内での建てかえも可能との内容で計画縮小の申し入れ書を組合管理者に提出した経過があります。その後、いろいろな経過がありましたが、最終的には建設費は当初の23億円から20億2000万円に見直し、縮小され、葬祭場、いわゆる式場ですが、この建設については、かすみがうら市を除く石岡市と小美玉市の2市で負担して建設することになったわけであります。当市の建設負担金額は当初は5億4000万でありましたが、3億9000万円に縮小され、3市の合意が成立した経過があるわけであります。当市は葬祭場、いわゆる式場の建設は負担しないわけでありますから、葬祭場、式場の利用に際しては、当市は圏外扱いになることは当然なことではないでしょうか。

石岡斎場にある葬祭場、いわゆる式場の千代田地区市民の利用件数は12年間平均で13.1件であります。利用率は7.4%、当市全体の火葬件数は平成25年実績が410件となっていますから、市全体で換算しますと3.2%であります。請願では、かすみがうら市、この千代田地区及び霞ヶ浦地区の市民が誰でも利用できるように助成措置を講ずるように求めていますが、式場を利用できる市民はごく少数に限られ、死亡者数、いわゆる火葬件数が多くなるに従って利用率は低くなります。霞ヶ浦地区市民は現在、行方市にある鹿行広域組合の斎場、火葬場ですが、霞ヶ浦聖苑を利用しています。この鹿行斎場では葬祭場はございません。ですから、霞ヶ浦地区市民は全て葬式は民間で賄っているわけであります。また、千代田地区の市民の多くは民間の式場を活用しているのが現実であります。今、葬式のあり方も家族葬など小規模になる傾向もあり、大規模な式場を使用することは少なくなってくるのではないでしょうか。

したがって、ごく一部の利用者、いわゆる石岡地方斎場の式場に対して、利用した方に助成金を出すことは、税の公平性から考えて問題であります。と同時に、霞ヶ浦地区住民まで広げるとしても、極めて限定的にならざるを得ないことは明らかではないでしょうか。また、紹介議員への質疑でも、霞ヶ浦地区住民の要望があるのかという問いに対して、明確な答えはありませんでした。石岡斎場の式場を利用できない、利用しない市民について一体どのように対応策を考えているのでしょうか。私は、この請願は税の公平性を著しく阻害するものだと考えます。

以上、私の反対討論といたします。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論の発言を許します。

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

#### 〇2番(岡崎 勉君)

請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願について、賛成の立場から討論をいたします。

新石岡斎場の式場使用料に対する市民の怒りの声として、2,400名を超える署名とともに請願書が提出されました。新石岡斎場が平成26年4月21日から使用できることに伴い、式場使用料の改正案が示されましたが、同じ組合員である石岡、小美玉市民は通夜、葬式で6万円である一方、かすみがうら市の市民は20万円であり、14万円も余計に使用料を払わなければならなくなりました。この請願の趣旨は、その格差を解消するために、市からの助成と千代田地区に限らず、霞ヶ浦地区誰もが利用できるようにすることを求めるものであります。

そもそも原因は石岡斎場建設事業に対し、宮嶋市長独自の判断により、式場建設への不参加を決めてしまったためであり、そのツケとして市民が14万円もの余分な負担を強いられるという結果となったわけであります。宮嶋市長は、式場事業に参加しなかったことにより1億4000万円を節約したと言っていますが、国からの交付税措置もあり、実際にかすみがうら市が負担すべき金額は約3700万円程度であります。ここ数年のかすみがうら市の石岡斎場の式場の年間使用回数は年間約15回程度でありますが、この頻度で使用した場合、今後40年間に市民が余計に支払う使用料は実に8400万円にもなります。市は3700万円の支出を減らすことができましたが、市民に対して損失を与えたことは明らかであります。さらには式場の施設も新しくなり、地理的にも近くなったことから、かすみがうら市民の使用回数がふえることも予想され、その場合、市民に対する損失は8400万円よりもさらに大きくなるわけであります。議会としても、市長に対しては何度も新石岡斎場事業に対し既に決定されていた計画どおり推進することを求めてきました。しかし、市長はその言葉に耳をかさず、恣意的に式場事業に参加しなかったわけであり、その結果、このような市民に対する多大な損失を発生させてしまったわけであります。

また、今回この式場事業に参加しなかったことにより、かすみがうら市が負担しなかった整備 事業費は石岡市と小美玉市が余計に負担し、両市に損失を与えたことも忘れてはならない紛れも ない事実であります。今回の結果は市長が招いた失敗であり、その代替措置として差額分を助成 することはやぶさかではないものと考え、請願第4号に対する賛成討論といたします。議員諸公 の賛同をよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

以上で、通告による討論は終わりました。 続いて、反対討論はございませんか。 小座野定信君。

[11番 小座野定信君登壇]

# 〇11番(小座野定信君)

反対の立場で討論させていただきます。

まず簡単に申し上げたいと思います。まず反対理由1つ目としましては、その原因としましては、先ほど岡﨑議員が内容で申し上げたとおり、この式場に対する負担金の支払い拒否、宮嶋市長が起こしたのが原因となっているわけでございます。これを引き金にこのような請願が出てきたわけですが、この請願が出る前に、議員として、議会としてやはり一致団結して、先ほど申し上げたとおり、石岡市長、小美玉市長、そして両市の議長宛てに市の議会が請願を出して政治活動をするのがまず第1番目であります。それを飛び越え、市民の2,700名の請願を盾に何の努力もしないままこのような請願を出すというのは、私を初め、議会議員としての公務の怠慢であり、手落ちではないかと私は思っております。そういう点からまず原点に戻り、もう一度この請願を見直し、そして新たに組み立てていくことが必要ではないかと思うところでございます。

また、2点目としまして、このままこの請願が可決されるとすれば、霞ヶ浦地区の人にどのように申し立てをするのか、議会議員として非常に残念に思うところであります。

以上、この2点から反対とさせていただきます。どうか議員皆様の御賛同を得られますよう、 よろしくお願いします。

終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ほかに討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

請願第4号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

# 〇議長(鈴木良道君)

起立多数であります。

よって、請願第4号は採択されました。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす5月30日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時10分

平成26年 かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成26年5月30日	(全曜日) 午	前10時0	0.4	盟	謠
十八五0十0月00日	(金曜日) 丁	出す ひ h 立 ひ	O	<del>   </del>	时戈

Н	4	庶	議	昌
$\mathbf{\mu}$	_ /	נווי	U+12/	-

1番	川村月	戏 二	君	8番	佐	藤	文	雄	君
2番	岡崎	勉	君	9番	中	根	光	男	君
3番	山本	文 雄	君	10番	鈴	木	良	道	君
6番	小松﨑	誠	君	12番	矢	口	龍	人	君
7番	加固	豊治	君	13番	藤	井	裕	_	君

# 欠席議員

4番	田 谷	文 子	- 君	15番	Щ	内	庄兵衛	君
11番	小座野	定信	君	16番	廣	瀬	義 彰	君

環境経済部長

# 出席説明者

市	長	宮	嶋	光	昭	君	(併)農業委員会 根本 一良 事務局長	君
副市	長	石	Ш	眞	澄	君	土 木 部 長 渡 辺 泰 二	君
教 育	長	菅	澤	庄	治	君	会計管理者 板垣 英明	君
市長公室	图 長	高	田		忠	君	消防長 井坂沢守	君
総 務 部	長	堀	口	家	明	君	教 育 部 長 小松塚 隆 雄	君
市民部	長	飯	田	泰	寛	君	水道事務所長 田 﨑 清	君
保健福祉	部長	木	村	義	雄	君		

# 出席議会事務局職員

議会事務局	局	長	君	Щ		悟
IJ	補	佐	乾		文	彦
IJ	係	長	小	池	陽	子
<i>))</i>	係	長	杉	Ħ	正	和

# 議事日程第2号

# 日程第 1 一般質問

- (1) 小松﨑 誠 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 中根光男議員

# 1. 本日の会議に付した事件

# 日程第 1 一般質問

- (1) 小松﨑 誠 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 中根光男議員

# 本日の一般質問通告事項一覧

通告	通告者	質 問 主 題
順	地 口 14	(質問の区分)
(1)	小松﨑 誠	1. 市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明であり、また、個人事業者名を記載したことについて 2. 新石岡斎場の式場使用料、石岡市民6万円、かすみがうら市民20万円への市長の責任について 3. 子育て世代(現役世代)に介護保険料負担増を招く、プラチナタウン構想について
(2)	 川村成二	1. 都市計画税について
(3)	中根光男	1. 都用計画税について 1. 人工透析患者の減少の取り組みについて 2. 自転車用の高齢者マークのシールの無料配布について 3. 消防団員の強化と処遇改善について 4. 異常気象の発生対策について 5. がん教育について 6. 学力向上に対する教育改革について

# 開議 午前10時00分

# 〇議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、10名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

- 一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。
- 一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

法令等を順守した上で質問をされることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますよう お願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第 1 一般質問

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松﨑 誠君。

[6番 小松﨑 誠君登壇]

#### 〇6番(小松﨑 誠君)

おはようございます。

それでは、早速、平成26年第2回定例会に当たり、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明だったこと、また、個人事業者名を記載したことについてということで質問させていただきます。

新石岡斎場の式場料金に対する市の対応に対し、多数の市民から怒りの声が上がっております。 そして、これらの市民から提出された新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書 は、閉会中の審査で採択という結果となりました。

そのような中、4月の広報誌の間に新石岡地方斎場の案内が記載されたチラシが入っておりました。しかし、発行者の名前も問い合わせ先もありませんでした。

そこで、1つ目の質問でありますが、このチラシは何を目的とし、誰が発行したものなのか伺います。万が一、市の発行とするならば、わざと発行者名や問い合わせ先を省略したのか、それとも理由があって省略したのか伺います。

次に、新石岡斎場の式場利用料、石岡市民6万円、かすみがうら市民20万円の市長の責任についてということで質問させていただきます。

新石岡斎場問題については、議会としてもかねてから大変心配していた事案であります。平成23年3月に石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議をしてからも再三にわたり、市長に対して提言をしてまいりましたが、まことに残念な結果となりました。そして、今回請願書が提出され、採択されたわけであります。

ここで問題なのは、財政的な効果があったかどうかということです。市長は、式場をつくらなかったことにより、1億4000万円を節約したと言っています。しかし、実際には、前回、中根議員の一般質問で明らかとなったように、現在の規模で整備した式場に対する、かすみがうら市の負担額の試算は9756万5000円であります。そして、そのうち約6000万円が国から交付税措置されるため、実質的な本市の持ち出し額は3728万5000円程度であるわけです。これは明らかとなっております。もう一度言います。正確には、かすみがうら市が3728万5000円程度を負担しなかったため、市民が14万円多く負担することとなったのであります。

では、市民の40年間の負担はどれくらいになるのでしょう。式場の利用状況を石岡斎場組合に確認したところ、平成21年度から24年度の旧式場の利用頻度は全体で約5割程度であり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の葬儀の利用件数は年間約128件ぐらいでありました。そのうち平成24年度におけるかすみがうら市民、千代田地区の住民の利用は、年間14件であったとのことであ

ります。

一方、市長は、前回の一般質問で、千代田地区の人が使う回数というのはせいぜい10回とか15回、その程度だろうと推測されておりますから、それを仮に40年間で50回とか70回とか、そういう数字になると思いますと答弁しておりました。これは大変な計算違いであります。毎年15回利用したとして、40年を掛け算すれば600回の使用になるわけです。600回の使用に対し、市民が毎回14万円ずつ余計に使用料を支払った場合、市民の負担増は実に8400万円になるわけであります。さらには、実際には、式場の施設も新しくなり、現在5割程度である利用率は格段にふえることも予想され、栗田、高倉、志筑、新治、佐谷地区からも近く便利になることから、かすみがうら市民の利用もふえることも想像にかたくないわけであります。

この2つから、簡単に申せば、3728万円をけちったために、8400万円の住民負担を発生させた ということになります。当然、利用がさらに増加すれば、8400万円の2倍、3倍、4倍と負担が 増加するわけであります。これは、市民からすれば、損害ではないでしょうか。

そこで、質問の第1番目として、このような損害を市民に与えた責任について、謝罪と説明を 求めるものであります。

次に、子育て世代(現役世代)に介護保険料負担増を招く、プラチナタウン構想について質問いたします。

団塊の世代が高齢期を迎え、日本の総人口の4人に1人が65歳以上となりました。高齢化に伴う医療や介護などの社会保障費の膨張は、減少する現役世代に負担が重くのしかかってきております。この傾向は本市においても例外ではありません。

そうした中、本市では、宮嶋市長の主要施策の一つであるプラチナタウン構想が進められております。宮嶋市長は、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れると、プラチナタウン構想の効果をアピールしております。果たして市民にもたらされるものはプラスの効果だけなのでしょうか。

そのような観点から、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目として介護保険料の第1期から第5期までの推移についての質問をいたします。 平成12年度から始まった介護保険制度も、第5期の最終年度を迎え、来年度からは第6期となり ます。そこで、第1期から第5期までの本市の介護保険料がどのように推移しているのかを確認 します。

なお、第1号保険者の保険料については基準額月額、第2号保険者の保険料については保険料 平均月額を、第1期から第5期までお答え願います。

また、第1期と第5期を比較した場合に、幾ら増額となったのかについても、あわせてお答え 願います。

次に2点目、第6期における介護保険料増加率の見込みについて質問いたします。

本年度は、来年度から始まる第6期介護保険事業計画策定に向けて動いていると思いますが、第6期における介護保険料増加率について、現段階でわかる範囲でお答え願います。

次に3点目、プラチナタウン構想における都市部高齢者の対象について質問いたします。

宮嶋市長が推進するプラチナタウン構想は、都市部高齢者をターゲットとしておりますが、どのような方を対象としているのかをご答弁願います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

# 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

おはようございます。

小松﨑議員の質問にお答えいたします。

1点目、石岡斎場の関係については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、新石岡地方斎場の式場使用料、石岡市民6万円、1日3万円でありますが、かすみが うら市民20万円、同じく1日は10万円であります、の市長の責任についての質問にお答えいたし ます。

本年第1回定例会での一般質問答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。 平成23年12月12日の石岡斎場組合正副管理者会議において、式場のあり方として、民間の積極 的活用を図ることにより費用負担軽減を提案いたしました。その結果、計画の見直しで約1億 4000万円軽減させ、式場については3市の合意により、石岡市と小美玉市の2市の負担において 整備したものであります。また、霞ヶ浦地区の方が利用しております霞ヶ浦聖苑につきましても、 式場の整備がなされていないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡・公平性を図 ることも必要であると思います。私は、民間にできることは民間でとの観点で行政を進めてまい りましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目1番、介護保険料の第1期から第5期までの推移について、3点目2番、第6期における介護保険料増加率の見込みについては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番、プラチナタウン構想における都市部高齢者の対象についてのご質問にお答えいたします。

プラチナタウン構想につきましては、都市部の高齢者増加と本市の地域活性化の課題を解決するため、都市部の介護施設等への入居希望者を本市が受け入れるための住宅や介護施設整備の可能性及び体制等を構築することを目指しておりまして、平成25年7月に介護事業者等を会員とするかすみがうら市プラチナタウン研究会が発足し、都市部の高齢者を受け入れるための施設整備の方向性を研究しております。

プラチナタウン研究会では、まちづくりの方向として、都市部の高齢者が利便性を享受しており、多彩な生活を求めることが考えられるため、個々に施設整備を行うのではなく、プラチナタウンとして、複数の機能があるまちづくりをすることが不可欠であるとし、医療介護の必要性に応じて柔軟に対応でき、介護職員など若い世代にも同じ地域で生活できるよう、多様な施設を複合的に整備し、さまざまな施設を組み合わせ、トータルとして、健康なときから終末期まで過ごせる、高齢者や子育て世帯など多世代が暮らすまちとしております。

一方、厚生労働省では、都市部の高齢者対策に関する検討会において、今後急増する都市部の 高齢者に対して、要介護状態になってから移り住むよりは、健康なうちに移住して、早い段階か ら移住先の地での社会的関係を築きながら年を重ねていき、介護が必要となった場合に、その地 で介護サービス等を利用していく姿が望ましいとしております。

プラチナタウン構想においては、受け入れる対象を特定せず、現在健康である方や介護が必要である方を含め、本市に移り住む意向のある方を対象として考えておりますが、介護を必要とする方を受け入れる場合には、住所地特例制度対象施設で受け入れるなど、元の自治体で費用を負担し、本市での負担とならないよう考えており、必要に応じて協定を締結するなど、対応していきたいと考えております。

一方、プラチナタウン構想は、介護職員の雇用や税収確保、タウンとして整備することによる 産業等の活性化など、地域の経済を活性化する効果があるものと考えております。

今後は、国や県の動向を注視するとともに、都市部の高齢者等がどのような生活を選択するのか、ニーズの把握をし、市の特性を生かし、ニーズに応えられるコンパクトシティなど、魅力あるまちづくりを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

「環境経済部長 根本一良君登壇」

## 〇環境経済部長(根本一良君)

1点目、市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明であり、また、個人事業者 名を記載したことについての質問にお答えいたします。

ご指摘のチラシにつきましては、4月21日から供用開始になりました新石岡地方斎場の施設利用案内を千代田地区の市民の方へお知らせする目的で、各戸配布したものであります。3月号の市広報誌に石岡地方斎場の移転記事を掲載したところ、市民から新斎場の内容を詳細に知りたいとの問い合せがあったことから、広報誌の詳細説明として、石岡斎場組合から配布依頼がありました新斎場案内チラシに、市民から問い合わせがあった質問等をQ&A形式にしてつけ加え、各戸に配布いたしました。

問い合わせ先及び発行者名につきましては、チラシの文面内に、施設利用の申し込み手続先である石岡地方斎場の住所、電話番号等の記載があることから、別掲を行いませんでした。問い合わせ先及び発行者名の別掲をしなかったことについては、不安や不信を抱かせましたことにつきまして、おわびを申し上げる次第でございます。

また、市内の斎場・葬儀会社をQ&Aに掲載したことにつきましては、石岡地方斎場につきましても、式場利用者からの葬祭業者に対する問い合わせに対しましては、管内葬祭業者を紹介している状況がありましたので、特に問題ないものとして考えております。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

「保健福祉部長 木村義雄君登壇」

#### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

3点目1番、介護保険料の第1期から第5期までの推移についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険料につきましては、先ほど小松﨑議員さんのほうから質問の中にありましたように、第1期、平成12年度からの制度開始でもございました。 3 カ年の年度計画期間ということで、平成12年度から14年度、基準額につきましては2,250円、年額保険料は 2 万7000円でございました。第 2 期計画期間につきましては平成15年度から平成17年度まで、基準額につきましては2,400円、年額といたしまして 2 万8800円でございます。第 3 期につきましては平成18年度から20年度ということで、基準額3,780円、年間保険料額は 4 万5300円ということでございます。第 4 期につきましては平成21年度から23年度までです。

この中で介護サービスの単価改正に伴う緩和措置がございましたので、年度ごとにご答弁をさせていただきます。

平成21年度基準額では3,900円、年額4万6800円、平成22年度基準額3,950円、年額4万7400円、 平成23年度基準額4,000円、年額4万8000円、第5期、平成24年度から26年度、現在の計画期間 でございます。基準額4,900円、年額5万8800円の推移となってございます。

また、ご質問の中で基準額の増加額についてのご質問がありました。第1期、第2期を比較いたしますと、150円の増額ということでございます。第2期から第3期は1,380円、第4期につきましては、年度ごとの基準額でございますので、21年度から22年度については50円ずつの伸び、22年度から23年度についても同額でございます。ただ、23年度から第5期の増額分については900円ということでございます。

また、ご質問の中で、2号保険者の場合はどうなっているんだというご質問がございました。 この場合につきましては、加入している医療保険の中で算定がされております。医療保険ごとに 設定をされておりますので、介護保険料率と給与に応じて設定がされているという状況でもござ います。国民健康保険に加入されている方については、保険料とあわせて算定がされ、世帯ごと に決定がされているということでもございます。

1号保険者につきましては、その保険料の徴収は21%市が賦課徴収をしております。2号保険者につきましては29%でございますが、国が一括管理をしているということもありまして、詳細については現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

申しわけありません、3点目2番、第6期における介護保険料増加率の見込みについてのご質問にお答えをいたします。

第6期の介護保険事業計画につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とするもので、本年度中の策定を予定してございます。ご質問の介護保険料額につきましては、その策定作業の中で試算、検討をするということでございますので、まだその段階に来ておりません。ご理解を賜りたいと思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

# 〇6番(小松﨑 誠君)

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、市の広報に入っていた新斎場チラシの件についてでありますけれども、このチラシの内容では、大変誤解を与える点がありました。1つは、式場料金1回10万円というものであ

ります。多くの市民は、葬儀といえば通夜と葬式が通例と考えるわけでありますけれども、この説明では1回の利用、つまり通夜・葬式で10万円であるかのように勘違いしている市民が多いわけであります。しかし、実態は、通夜と葬式にぞれぞれ10万円ずつかかり、合計20万円を負担することになるわけです。この点に対し、私も市民から問い合わせがたくさんありました。

そこで伺いますけれども、説明責任を果たす責務のある市が、どうしてこのよう誤解を与えるような安易な説明したのか伺います。

また、このチラシには、個人事業者である市内の斎場・葬儀会社とその連絡先が記載されておりました。市の広報誌は、税金を使って発行されている公共性の高いものであります。そのため、広報誌では、民間企業の名称を記載する場合は、条例等に基づいて広告掲載料を徴収して、広告として掲載しているのが普通であります。しかし、このチラシは、公金を使って特定の事業者の宣伝をしております。例えば会社名や連絡先を記載しなくても、誰でも知っていることだと思われます。それをあえて記載したところが問題なのではないでしょうか。

例えば、これで問題なしと言うならば、先ほど問題ないとおっしゃいましたね、不特定多数の会社の宣伝を公金を使って宣伝できることになってしまいます。私は、行政の中立性、公平性から申せば、問題があるのではないかと思って質問したわけであります。

そこで、この掲載方法について、市の中立性や公平性から、税金の使い方について見解を伺います。

## 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

# 〇環境経済部長 (根本一良君)

それでは、お答えいたします。

まず、通夜と葬式にそれぞれ10万円かかり、合計で20万円を負担することになるわけなのに、10万円であるかのような安易な説明に対してのご質問でございますけれども、まず、式場利用形態につきましては、小松﨑議員さんのご指摘のように、式場を利用して通夜と葬式を行う方、また、葬式のみを式場で行う方がいらっしゃいます。石岡斎場では、この通夜と葬式の利用形態と葬式のみの利用形態を区別するため、1回ごとの料金を設定したものでございます。

また、旧斎場の式場の料金設定は、基本料金1回3時間として、さらに超過料金1時間当たりの使用料の設定がありましたが、今回の新斎場料金の設定の際に、わかりやすい形として1回当たりの使用料を設定した経過がございます。

式場の利用形態及び料金につきましては、石岡斎場組合が設定したものでございますので、よ ろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、チラシは公金を使って特定の事業者の宣伝をしており、市の中立性や公平性から、税金の使い方についての見解に対してのご質問でございますけれども、式場の利用につきましては、これまでの旧斎場の式場と同様、組合では貸し館のみを行うこととなります。祭壇の花飾り等は、利用者の方が民間の葬儀業者に委託することになりますことから、電話帳にも記載されております市内全ての葬祭業者名と連絡先の電話番号を掲載いたしました。

このチラシ1枚で、石岡斎場の式場は施設を貸し出すのみの貸し館であること、また、葬儀を 行うには、葬儀会社に式の運営等を依頼する必要があることなどを周知し、または問い合わせに お答えしたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松﨑 誠君)

次に、これは簡単な質問をさせていただきます。市長、大丈夫ですか、お疲れのようですけれ ども。市長に伺います。

このチラシは、市長がじきじきに担当部署に発行することを指示したのではないでしょうか。 この点を伺います。

また、仮にそうだったとしたら、具体的にどのような命令を出したのかご説明願います。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長 (宮嶋光昭君)

私が直接、補足的に出すようにということを指示いたしました。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

# 〇6番(小松﨑 誠君)

じゃ、この内容については、市長はかかわっていないということですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

内容については、担当者で起案をさせて、決裁をして出したものであります。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松﨑 誠君)

では次に、担当部長に確認いたしますけれども、業者名と電話番号等の連絡先を掲載するに当たっては、当然、斎場・葬儀会社の承諾を得ていると思うんですけれども、そこで伺いますけれども、どのような説明をして、どのような趣旨で掲載の承諾を得たのかについて答弁願います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

#### 〇環境経済部長(根本一良君)

まず、葬祭場、葬儀会社の承諾ということでございますけれども、斎場組合につきましては、 原案を送りましてチェックをいただいていますので、オーケーという答えが出ております。また、 葬儀業者につきましては、葬儀業者の連絡先につきましては、電話帳等に掲載している内容のみ を掲載したものでございます。特別に承諾は得ておりません。ただ、市内全ての葬祭業者を掲載 したということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、葬儀を行う際の式場一式の運営をする葬儀会社の予約等を一目でわかるような形を示したいとの思いで作成したものでございますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

# 〇6番(小松﨑 誠君)

それでは、掲載に当たっては、広告料はいただかなかったということで理解してよろしいですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

## 〇環境経済部長(根本一良君)

いただいておりません。

# 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松﨑 誠君)

この事案の問題については、公共性とは何かという点を重視しているかどうかということであります。公共性を重んじるには、中立性や公平性の視点が必要であると思います。公共の大事な点は、行政に最も求められている姿勢だと思います。かすみがうら市は、この4月にたびたび事務ミスがあり、新聞報道されております。私ども議員もこのような事態を大変危惧しておりましたが、それが現実となった形だと思います。

しかし、職員だけを責めるわけにはいきません。なぜならば、組織力そのものが低下しているからであります。まことに残念であるということを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

新石岡式場の使用料についてでありますけれども、総合的な視点から、本当に経費を節約できたのか、逆に負担が多くなったのかを検証することは非常に大事なことであると思います。実際には、式場使用料として市民に対して多大な迷惑をかけているわけでありますから、それを検証し、ただす姿勢が必要なのであります。先ほどの答弁からすると、それは期待できないということであると思います。

式場の整備負担金をかすみがうら市が負担しなかったことによって、不足した式場の整備事業費9756万5000円は、結局は石岡市と小美玉市が負担したわけであります。仮にこれが逆の立場となり、宮嶋市長だったら、他の市がこのような要求をしたら寛容に受け入れられるかどうかなのであります。当然無理だと思います。

かすみがうら市の市民に対する損害だけではなく、近隣市にも1億円近い損害を与えたのは、 紛れもない事実であると思います。このことに関しては、我々も石岡市や小美玉市の知り合いか らいろんなことを言われております。そして、このようなことが、ひいては近隣市との不協和音 を生じさせているという結果を生み出しているのであります。

なお、これは質問ではありませんので、答弁は要りません。今申し上げたことをよく考えてい ただき、前向きに考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

プラチナタウン構想についてでありますけれども、再質問します。

宮嶋市長は、昨年6月の厚労省、第2回都市部の高齢化対策に関する検討会において、プラチ

ナタウン構想についてのプレゼンテーションを行っております。そのときの議事録を拝見したところ、市長は、先ほども答弁ありましたけれども、対象者については必ずしも介護とか福祉が必要になってから来るのではなくてもいいと思います。介護、福祉が必要になってから来る人でもいいし、どっちでも受け入れたいと、そういうふうに思っていますと述べております。

そこで、対象者について再度確認いたしますが、まだ介護が必要でない都市部高齢者の受け入れについても、積極的に行っていくとの認識でよろしいでしょうか。答弁願います。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長(宮嶋光昭君)

特別介護が必要でない方の受け入れ等もプラチナタウン構想の中には入っております。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松﨑 誠君)

それでは、その続き。プラチナタウン構想において、都市部高齢者受け入れなどの目標についてでありますけれども、市長は、プラチナタウン構想で、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れると考えているようですけれども、どの程度の雇用創出を目指しているのか伺います。また、その雇用創出のための都市部高齢者の受け入れ者数をどの程度見込んでいるのかお伺いいたします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

まさに基本構想づくりでそういうことをやるわけでありますが、基本構想づくりは今からやる ことでありまして、まだそういった詳細については、何千人規模であるとかそういったものはま だ想定の中には入っておりません。

#### 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松崎 誠君)

昨年暮れにテレビで報道された番組の中で、つくば市のことが報道されていました。つくば市では、建設が目立つようになった高齢者向け住宅について調査をしたところ、わずか1年余りで市外から移住してくる介護が必要な高齢者が1,000人以上に上る可能性があることから、介護保険料が大幅に上がることを懸念し、試算をした結果、40歳以上の市民1人が支払う介護保険料が年間5,400円余り値上げする必要があることがわかったという内容でありました。

さて、このプラチナタウン構想を進める上で本市の課題の一つとして、介護保険料額の増加があります。そのことは、この施策を推進することは、本市の介護保険料額の増加が促進されてしまうことを認識していると思うんですけれども、いかがでしょうか。

そこで、プラチナタウン構想により都市部高齢者受け入れ促進の結果、本市の介護保険料増加率の影響見込み額について、どのように試算をしているのかご答弁願います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

## 市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長(宮嶋光昭君)

つくば市の試算についてでありますが、担当者に、つくば市の担当にどういう試算をしたのか聞くようにということで聞かせました。そうしたところ、いわゆるサービス高齢者専用住宅につきましては、現在の法律では利用権設定方式にすれば、いわゆる住所地特例制度が使えるわけでありますが、それが試算に入っておりません。ですから、介護を必要とする人が住所地特例を全然使わないという前提で試算をしているようであります。そうすると、まさに1,000人ふえれば5,000円という試算になろうかと思いますが、それは現実の制度ではそういうことはないわけでありまして、利用権設定でやればいいわけです。かすみがうら市においては利用権設定の契約で事業者に、それでやるようにということで、事業者と話をしております。

さらに、厚労省の今後の方向でありますが、利用権設定ではなくて、現実にサ高住が建った時点で、サ高住全体について、いわゆる特例ではなくて、そういったものを都市部の高齢者を受け入れた場合に、いわゆる特例じゃなくて、それがもう都市側の負担によって介護を賄っていくという、そういう方向性はもう厚労省の中で既に話し合われておりまして、いずれ近い将来には制度化されると、そういうふうな見通しで私はプラチナタウン構想を練っているところでございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

#### 〇6番(小松﨑 誠君)

今、盛んに市長は、住所地特例制度のことをおっしゃっておりましたけれども、仮にこの住所 地特例制度が廃止された場合、この介護保険の見込み額についてでありますけれども、現在、国 では2015年度から3年間で要支援者向けサービスを市町村に移管する方針を示しております。こ の国の方針に対し、難色を示している自治体も数多く見受けられているのが現状ではないでしょ うか。

さて、現在は住所地特例制度ということで特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して、住所を施設の所在地に変更した場合には、施設所在市町村の介護費用の財政負担が重くなるため、その入所者については住所変更前の市町村を保険者とする特例が設けられているわけでありますね。しかし、あくまで特例制度でありますので、本市といたしましても、リスク管理という観点から、この特例制度が廃止された場合でも想定しておく必要があるのではないでしょうか。

そのような観点から、仮に住所地特例制度が廃止された場合の介護保険料影響見込み額について答弁をお願いいたします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

小松﨑議員の懸念は、私は全く今の厚労省の方向からいうと、逆の方向に動いていると、そういうふうに思います。仮に小松﨑議員のおっしゃるとおりに住所特例制度が今外された場合は、 東京、いわゆる首都圏のですね、名古屋、大阪もありますが、都市部の高齢者の行き場は即なくなります。そしてパニックになることは間違いありません。それほど都市部の高齢者問題という のは今深刻であります。

ですから、私は住所地特例制度が今、今とかあるいは将来にわたって外される懸念よりは、むしろその住所地特例が特例ではなくて一般的な介護保険制度として確立されると、そういうふうに思っております。都市部の高齢者を地方へ受け入れて、それを調和させてきちんとした介護保険制度を確立する。それ以外に今の都市部の高齢者が救われる道はないと、そういうふうに私は思っております。それがプラチナタウン構想の基本的な考え方、基礎であります。

## 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君。

## 〇6番(小松﨑 誠君)

市長の今の答弁なんですけれども、国を信用していない、市長の言葉とは思えない答弁だった ような気がします。

宮嶋市長は、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れるということでプラチナタウン構想の効果をアピールしてきました。しかし、この施策で一番恩恵を受けるのは介護サービス業者であり、雇用創出といえども、限られたほんの一部の方ではないでしょうか。一方、介護保険料は40歳以上の方が納める保険料であります。本市の総人口に占める40歳以上の割合といえば、約6割の方が該当しております。宮嶋市長が推し進めるプラチナタウン構想により、介護保険料の値上げが加速してしまうのであれば、この6割の市民に負担が重くのしかかってくることでありましょう。これは、プラチナタウン構想の多大なマイナス効果であり、当然に市民に対して情報を発信すべきではないでしょうか。

先ほど来申し上げているとおり、斎場問題にしても、プラチナタウン構想にしても、宮嶋市政がこのままこれらの事業を推進していくならば、そのツケはきっと近い将来、多大な負担増という形でかすみがうら市民が負うことになるわけであります。私はそのように考えます。

以上、所見を述べまして、私の一般質問を終わります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

6番 小松﨑 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時56分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

## 〇1番(川村成二君)

平成26年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。 今回の一般質問は、市長が表明しました都市計画税について、一点集中でお伺いします。 当市の財政状況につきましては、市長は常々厳しい状況にあると発言されていますが、一方で は、執行部からは、毎年の決算結果について、財政状況は健全であると説明が行われています。 このように行政内で財政認識に食い違いがある状況ですが、市長は今年度の施政方針で都市計画 税の導入検討などに取り組むと表明されました。

市長は、これまで行財政改革と銘打って強力に施策に取り組まれ、成果を残してきたと自負されている中で、市長任期最後の年に市民に受け入れがたい増税を示唆するような方針を提言されるとは、私自身、思ってもいなかったところです。市民の幸せを本気で考えた上での施策なのか、それとも、行政サイドの都合、または宮嶋市長自身、個人の都合で必要性を押しつけようとしているのか、真意を定かにしなくてはなりません。

本件については、さきの第1回定例会におきまして、施政方針質疑にも取り上げられていましたが、都市計画税は純然たる目的税ですので、市民に対する受益者負担とは何か、このことが明確に計画され、説明されなければなりません。気休めの理由づけや手法で増税を導入することは、決して受け入れられるものではないことから、詳細な説明を求めたく、改めて質問をさせていただくものです。

都市計画税の導入につきましては、市民にとって明らかに増税となります。ことし4月には消費税率が8%に引き上げられ、さらに来年、平成27年4月からは消費税率は10%になる可能性もあります。市民の負担は増すばかりです。また、さきの第2回臨時会におきましても、軽自動車等の税率も増税案が可決されたところです。

都市計画税は、市民だけでなく、企業に対しても新たな負担を強いるもので、国の政策ばかりでなく、地元自治体の政策によって今後負担が増大することは、これから先の人口減少に拍車をかけ、また、企業誘致の後退へとつながりかねないものであり、かすみがうら市全体の体力が疲弊してしまうのではないかと不安でなりません。

そこでお伺いします。

1点目は、都市計画税の導入を検討することを表明したことの土台となった今後計画している都市計画(案)は何か、また、その財政計画についてお伺いします。都市計画税という増税の導入検討を示唆したわけですから、当然首長として用意周到な考えのもとに動いていることと思いますので、丁寧な説明を求めます。

2点目に、新たな課税を条例化するための手続のあり方、進め方について、どのような判断を してきたのかお伺いします。都市計画税を導入するには、しっかりした手続と丁寧な取り組みが 必要です。施政方針で表明するということには、それ相応の重みがあり、既に他の自治体の導入 経過等、あらゆる調査を踏まえた結果、表明したものと考えますので、どのように進めようとし ているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

## 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇〕

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、都市計画税についてのご質問でありますが、1点目1番、都市計画税の導入を検討することを表明したことの土台となる今後計画している都市計画(案)はどういうものかと、また、その財政計画についてお答えいたします。

都市計画税は、都市計画事業、または土地区画整理事業が実施されることによって、土地や家屋の価値が向上し、所有者の利益につながると、駅、あるいは病院が近いとか買い物が便利であるとか、そういうことの利便性が増加することが認められる受益関係に対して課する税であります。都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税になっております。これは地方税法第702条でありますが、茨城県の県南地域の常磐線沿線の自治体、本市だけが導入しておりません。茨城県内の全部のほかの沿線上の自治体は導入しているということであります。また、近隣自治体において、土浦市では約14億8000万円、石岡市では4億8000万円、都市計画税の税収があるということであります。これは平成24年度決算の数字でありますが、税率はともに法律上の上限であります1,000分の3となっております。

当市において、都市計画税の導入を検討する上で重要な都市計画の事業としては、かすみがうら市都市計画マスタープラン、2009年3月に制定したもので、9ページにもあるとおり、JR神立駅周辺整備が大きな柱になっております。神立駅周辺の道路、駅前広場などの基盤が未整備であることから、地域の活性化、地域の活力の観点からも必要な事業であるということで、今、事業を実施しているわけであります。

神立停車場線の整備事業及び神立駅周辺整備事業を実施するのに必要な事業費というのは、総額で約31億3200万と、今計画上ではなっております。これだけではなくて、都市計画マスタープランにおいては、幹線道路の渋滞解消、また市街地周辺の道路ネットワークの整備、公園・緑地の整備及び下水道の整備拡大などが取り上げられています。これらの財源及び市債の償還財源に充てるために都市計画税の導入を検討していく必要があるということであります。

さらには、公共施設の効果的な活用と適正な維持管理、ファシリティマネジメントの考え方に のっとって、例えば都市公園などの都市としてのふさわしい施設のあり方など、必要性が想定で きるのではないかと考えております。これは国が進めているコンパクトシティにも合致している と思います。

財政計画については、事業費の変動や市債の借入額によっても変化しますので、今後詳細を詰めていくことになると思いますが、重要なことは、将来世代の負担になっていかないように、確実に将来世代の負担を減らしながら、一方で地域の活力を支えていくと、そういうことが大事であろうと思います。そのためには、将来負担比率をとにかく引き下げていきながら事業を進める必要があるということであります。

人口減少、2040年には3万3095人という一応試算がありますが、少子高齢化、定住促進などに対応するためには、自立した行財政運営を進めないといけません。その一方で、魅力ある市街地形成のために持続的な都市基盤整備のための施策を進めていく必要があります。

なお、今後導入いかんについて検討していくに当たっては、課税する区域及び税率について、 その受益を含め検討対象としていくことになりますので、現在は全く白紙の状態であります。

次に2番、新たな課税を条例化するための手続のあり方、進め方についてお答えいたします。 通常新たな条例は、法令審査委員会など内部の事務的審査を経て議会へ提案し、議決されるこ とによって制定されますが、都市計画税のように市民の負担が発生するものについては、慎重の 上にも慎重な議論を重ねていくべきと考えておりますので、議会の皆さんとともに十分な議論を 重ねていきたいと考えております。

市民に市の現状を踏まえた理解を求めることは当然時間をかけて行ってまいりますが、まずは 事務方のほうでも円滑な導入を目指すことを勉強し、先進地への視察、また、専門的な検討組織 などによって専門家の意見などを伺っていきながら検討を進めてまいりたいと、こういうふうに 考えております。

## 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の質問、今後計画している都市計画(案)は何かということに対しまして、都市計画マスタープランを取り上げられていますが、既に進めている神立駅周辺の整備事業の財源が必要だからというふうに私たちは、先ほどの答弁ではとれるわけですが、導入については全く白紙であるという答弁をされました。それから、2点目の条例化への進め方については、事務方は勉強し、専門家の意見をよく聞いていきたいという説明がありました。

そこでお伺いしたいのですが、2009年3月に公表された都市計画マスタープランですが、そこに財源確保に関連した何かが書かれているのか、また、都市計画税などの具体的な導入を取り上げていたのかどうかお伺いします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

9ページでありますが、直接的に都市計画税という言葉は出ておりません。ただ、このいわゆる都市計画区域のあり方とか神立駅周辺の整備を進めるべきだとか、そういうことが書かれております。それに対する、今一般財源で手当てしたり、補助金でいただいて、その一般財源で手当てしているわけでありますが、それは市内全体の市民税の、農村部も含めてですね、そちらの税金を今使っていることでありますから、特に受益が濃厚である都市部に住んでいる方、あるいはそういう不動産等をお持ちの方に課税すると、そういう方向をお話ししたわけでございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

具体的には書かれていなかったというのが今の答弁での結論でよろしいですよね。

課税対象の具体的な事業として、神立駅周辺整備事業、あるいは神立停車場線の整備事業を取り上げられていましたが、この事業を進める計画段階で、都市計画税の導入について説明してきた経緯があるのかどうかお伺いします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

従来はそういった考え方はまだ発表はされていなかったと思います。ですから、今後その必要性があるということで、先ほど答弁したとおり、近隣市町村を見てもかすみがうら市だけがやっていないわけでありますから、そういった議論は当然もう必要であろうかと、そういうふうに思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

## 〇1番(川村成二君)

従来は発表されていなかったけれども、必要性が出てきたと。でも、先ほど1回目の市長の答 弁では、財政計画については、今後詳細を詰めていくことになると思いますというふうに、人ご とのように発言されています。これは、詳細な検討は詰めていないということを先ほど答弁され ていながら、今回神立駅周辺の整備事業については必要性が出てきたと。どうもちぐはぐですね。 要は、確認したいんですが、1回目の質問の最後のときに、導入については白紙状態という市長、 答弁されました。現時点では全てが白紙の状態であるという理解が私は正しいと思うんですが、 そういう理解でよろしいですよね、市長。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

神立駅整備が私の任期中に相当な費用の投入が始まっております。また、神立停車場線ですか、これも都市計画認定に持っていきまして、これも事業がスタートしているわけであります。これも今年度、数億の支出が予想されているわけでありますが、こういった事業が本格化した今の時期でありますが、今、川村議員おっしゃるように、今の時点では白紙であると、そういうことであります。

## 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

## 〇1番(川村成二君)

それでは、次の質問ですが、施政方針で都市計画税という増税の導入検討を示唆するということは、施政方針ですから、相応の重みがあります。当然市長として周到な準備のもとに表明したと思うんですが、施政方針で公表するに当たって、行政内で、特に執行部とはどのような調整を市長は行ったのでしょうか、お伺いします。

# 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

施政方針で申し上げましたのは、そういう必要性が生じているのではないかと、そういうこと を申したわけであります。

# 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

執行部内での調整はせずに、市長の個人的な見解を施政方針に書かせたという理解でよろしい

ですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

施政方針でありますが、これは私が個人的に作文してやるものではありません。もちろん私のいわゆる思い入れ、施政方針でありますから、こういった方針でやるよと、例えば子育てやるよと、あるいは神立駅やるよと、こういう大きい、やるやらないは方向づけはしますが、その詳細の肉づけについては、具体的な政策をやっていくわけでありますから、方向性を示す。ですから、都市計画税に関しては、都市計画税を検討すべき時期に来ているんではないかと、そういうことを方針として打ち出したわけであります。

## 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

その方向性を示すことを執行部内で調整をしたんですかと私は質問していますので、どのような形で執行部内で調整をしたのか。また、そのときにもし執行部から意見が出ていましたら、どのような意見が出たのかお聞かせいただきたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

当然それは執行部内で、財政当局からそういった検討の必要性は、以前から指摘はされておりました。そういったことを受けて、いよいよ本格的にその検討を進めるべきだと、そういうことを盛り込んだわけであります。

## 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

どうも質問に対する答弁がしつくりこないんですけれども、要は、市長自身から都市計画税の 導入を検討するようにという指示を出したわけではないということにとれてならないんですけれ ども、とにかく施政方針で表明したわけですが、26年度に入りまして既に2カ月が経過していま す。市長は、この都市計画税の導入について、執行部に具体的にいつどのような内容で、要は報 告しろと、あるいはこういうことをやりなさいという具体的な指示は出されたのかお伺いします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

この議論はもう昨年かもしくは一昨年から出ております、財政当局で出ております。いずれにしてもちょうど、何で出たかは先ほどお話ししたように、神立駅西口整備とか停車場線が本格的にお金がかかってくると、そういうことで、それが実際もう事業がスタートしているわけですから、そういう議論は当然出てくるわけであります。そういう議論が出てきて、私が施政方針に盛り込んだと。

しかし、もう十分ご案内のように、7月に選挙でありますから、幾ら私がここで導入するとか しないとかと言っても、ただの人になったらそんなものは無意味でありますから、まずは選挙を きちんとクリアした上で、ぜひとも再選を実現しまして、その後で検討をすることになると思い ます。今現在やれとかやるなとかということはまだまだ言っておりません。

#### 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

## 〇1番(川村成二君)

一昨年からそういう話は出ていたという市長答弁でした。私、この今回の一般質問で質問するに当たりまして、5月の最初に調査依頼をしたんですよ、都市計画税の制限税率0.3%で、当市の市街化区域に課税した場合の総額を知りたいと。ところが、部局からの答弁は、調査に時間がかかると。要は、現時点では何もわからない。それで結果的に出てきたのは、正式な書類はきょうです。

要は、担当のほうでは、どれぐらいの財源になるか、市街化区域でどれだけの対象者がいるのか、法人は何企業あるのか、それすら一切把握していないんですよ。それを見て、今の市長の答弁とつき合わせても、どうも行政内の動きがちぐはぐとしか思えてならないんです。

ですので、具体的な財源が幾ら都市計画税で確保できるのかと、それすらも何も考えていない ということは、全くやっていない。一昨年というのは全くデマではないんですかというふうに言 いたくなります。

そこで、私なりに、なぜ市長がこのような増税を持ち出したのか、視点を変えて考えてみました。就任されてからは、先ほども申し上げましたが、行財政改革と銘打ちまして、歳出削減、要は支出削減に並々ならぬ取り組みをしてまいりました。しかし一方で、医療費の無料化、あるいは私立幼稚園児への助成など、歳出の拡大も行いながら大規模事業も推進してこられました。

私は、こうした市長の政策は、歳出削減のみに執着し、一方で事業の拡大を図った。そのために歳入と歳出、すなわち収支バランスが崩れてしまった。その対策には、歳入を拡大する必要があるけれども、早々に成果があらわれる方策が見当たらないため、現在進行中の神立駅周辺の整備事業などに相乗りする形で、都市計画税の導入を持ち出したのではないかと、私は推察しているところです。すなわち、後づけ課税なんです。後づけ課税で税収アップを図って、財政改革のつじつまを合わせようとしているのではないかなというふうに思えてなりません。

そこでお伺いしたいのですが、市長にお伺いしますが、この都市計画税の導入(案)については、先ほど行政内でも話は出ていたということですが、市長ご自身の考えなのか、また誰かの助言を受けられたのかはわかりませんが、市長の行財政改革の修正をするための方策、財源不足を補うための苦肉の策ではないかと見ているのですが、いかがでしょうか、市長。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長(宮嶋光昭君)

神立駅西口整備、あるいは神立停車場線の整備事業、あるいはそれが本格化して、既に本格化 しているわけですね。そういったことに相まって、後づけとおっしゃいましたけれども、確かに そういった事業先行、事業が先行していて税金は後づけになります。自治体によっては先に税金 をいただいて、それから駅整備とか道路整備が始まるところもあるでしょうけれども、かすみが うら市の場合は、いわゆる事業先行型で駅整備なんかが始まっていると。

それが本格化するに当たって、当然その費用負担は、あるいは受益者は一番どこに行くのかと。 それはもう当然市街地の部分に行くわけでありますから、そこが一番恩恵を受けるわけでありま すから、当然どこでもやっている都市計画税と、こういう、それは相まって出てくるわけであり ます。ですから、これはいわゆる行政の王道でありまして、行革上からいっても、いわゆる応分 負担ですか、そういう応分負担という見地からも、いわゆる行財政改革の私は王道であると、そ ういうふうな思いから事務方からちらちら話があったものを施政方針に持ち込んだと。まさに行 政の王道であると、そういう発想でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君。

#### 〇1番(川村成二君)

行政の王道、確かにそういう事業を行っていけば、対象者に対する相応の負担もするというのはわかります。でも、先ほど市長は最初の答弁で、神立停車場線関係の、近辺の整備以外にも、マスタープランにおいては幹線道路の渋滞解消、道路ネットワークの整備、公園・緑地の整備、いろいろなことがありますと言いながら、それは行われていないんですよ。そういう総合的な見地で見たときに、都市計画税が必要なのか、1,000分の3負担することが必要なのかどうかになってくると思いますが、そういう絵すら何もないんですね。

先ほど常磐線沿線は全ての自治体でという話がありました。私も市町村税の税率の状況を調べさせていただきました。都市計画税、確かに25の自治体で取り入れられております。ところが、5万人以下の自治体、人口5万人以下で見ますと、9の自治体、40%なんですよ。

ですから、そういう状況も見ると、一概に全てが全て導入していくことが正しいというふうには私は思えません。

そこで、最後に申し上げたいんですが、都市計画税について、先ほどの状況も調べながら、問題点はないのかということを調べました。ところが、何点か問題点を指摘されています。1点は、都市計画税は徴収の方法から固定資産税の上乗せ課税として捉えられている面も少なくなく、目的税としての性格がわかりにくくなっている。ほかに、目的税としての明確な使われ方の公表を行政が怠っている、また、税の使われ方が行政判断になっているなどの指摘もあります。すなわち目的税として使い方がはっきりしている性質の税ですが、こうした問題点から考えるに、お金に名前が書いていないということにすりかえられてしまう可能性も否定できません。都市計画税を導入するにはしっかりした手続と丁寧な取り組みが必要ですので、安直な提案では、市民は納得できるものではありません。増税する意味をしっかりと考え、事業とあわせて計画段階から丁寧な進め方をするのが本来のあるべき姿だと思います。

ですので、現時点では都市計画税の検討の考え方をまず撤回していただいて、かすみがうら市 の都市計画構想、これの具現化を優先して検討すべきではないでしょうか。私はそれが市民のこ とを考えた行政の対応だと思います。

それを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

続いて発言を許します。

9番 中根光男君。

## [9番 中根光男君登壇]

#### 〇9番(中根光男君)

平成26年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、人工透析患者の減少の取り組みについてをお伺いいたします。

愛知県知立市は、今年度から国民健康保険加入者の診療報酬明細書、レセプトを活用した糖尿病重症化予防事業を実施いたしております。糖尿病患者が糖尿病性腎症を発症し、人工透析に移行するのを未然に防ぐことが目的であります。糖尿病性腎症は、糖尿病が重症化し、高血糖によって腎臓機能が低下する病気で、悪化すると腎不全に陥り、人工透析が必要となります。同事業は、患者の治療の内容や投薬情報などが記されたレセプトデータをもとに糖尿病性腎症を発症する疑いのある人を抽出し、医療機関と連携して保健指導を実施し、具体的に推進していく内容となっております。

当市においても早急に実施していただきたい。

その観点から、1、現在の人工透析の実態について。

- 2、レセプトデータを活用し、保健指導の実施について。
- 3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、自転車用の高齢者マークのシールの無料配布についてをお伺いいたします。

高齢者マークのシールは、周囲に高齢者に対する配慮を求めるもので、このシールが張ってある自転車に対する無理な割り込みを防止したり、高齢者が巻き込まれる事故を減らすためにも必要であります。

- 1、必要性の認識について。
- 2、今後の実施計画についてをお伺いいたします。

次に、消防団の強化と処遇改善についてお伺いいたします。

地域の実情を熟知している消防団は、災害列島日本の防災を担う重要な組織であります。総務省は2月に、昨年12月の消防支援法施行を受け、消防団を中核とした地域防災力の強化について、消防審議会に諮問をいたしました。消防団員は、非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業のかたわら、自発的に参加するボランティアの性格をあわせて持っております。郷土愛と使命感にあふれる地域防災のリーダーとして、消防団員が存分に活躍でき、どのような事態に遭遇しても犠牲者を出さない体制の構築も重要であります。

また、消防団支援法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、国と地方自治体に対し、報酬などの処遇改善や訓練支援などの責務を課しました。大災害を見据えた消防団の強化は、待ったなしの課題であります。

- 1、消防団支援法に対する認識と支援体制について。
- 2、大災害を見据えた消防団の強化について。
- 3、処遇改善についてをお伺いいたします。

次に、異常気象の発生対策についてお伺いをいたします。

ここ数年、局地的な豪雨や大雪、竜巻など、極端な気象の発生が増加をいたしております。こうした異常による被害を最小限に抑えるためには、行政の情報収集と発信の能力を高めていかなければなりません。政府は、来年度以降、竜巻の発生情報収集に当たり、インターネット上の交流サイトで、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用を検討する方針で、効果的な活用方法を進めてほしいと通達をいたしております。

竜巻などを含め異常気象が発生した際に、現場の状況を最初に知るのは、そこに居合わせた人々であります。異常な天候や災害の発生に対して、的確で機敏な対応をするためには、行政から住民への一方通行の情報だけではなく、住民からの発信を積極的に活用すれば、より効果的であり、行政機関にそうした発想の転換も必要であります。災害などの緊急時に、ネット上には多くの情報が飛び交うこともたびたびありますが、公的機関の情報発信は、住民の混乱と不安の解消に大いに役立ちます。SNSを活用した災害情報の収集と情報発信で、大規模災害に備えて積極的に取り組むべきであります。

- 1、行政の情報収集、発信能力向上について。
- 2、住民と自治体の連携強化について。
- 3、災害発生度の高い地域に対する事前対策についてお伺いをいたします。

次に、がん教育についてお伺いいたします。

国のがん教育の方向性が示されました。文部科学省が外郭団体の日本学校保健会に設置したがん教育に関する検討委員会の最終報告が先月まとまりました。同省は、2014年度から先進自治体の事例を分析、調査するとともに、報告書を踏まえたモデル事業を実施いたします。同省内に新たな検討委員会を設け、全国に展開させるための議論を行う方針になっております。

国民の2人に1人ががんになる時代の中で、子どもたちが健康の大切さを学ぶと同時に、患者に対する偏見や差別を持たないようにするため、機会を教育の現場で設ける必要があります。現在、がんは保健体育の授業で生活習慣病や喫煙などの有害性を学ぶ際、他の病気とあわせて紹介される程度にすぎません。

国が定めたがん対策推進基本法計画は、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分だと指摘をいたしております。報告書では、いのちの大切さを育む、がん教育との視点で教育の目標を、がんを正しく理解する、命の大切さについて考える態度を育成するとした。がんを正しく理解すれば、大人に成長してから健診の受診率アップにもつながり、闘病生活を送る人々に対する理解が深まれば、命の大切さを学ぶことも期待できます。学校だけの取り組みには限界があり、教育委員会と自治体のがん対策担当部局が連携をとり、外部講師のリストを作成するなど、学校現場を支援する体制づくりが重要であります。今後モデル事業の選定が進められますが、実施によって得られた教訓などを十分に検証していただきたいと思っております。

その観点から、1、質の高い授業の展開について。

2、医師や看護師、がん経験者らを外部講師として招き、協力を得るなどの指導方法について の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、学力向上に対する教育改革についてお伺いをいたします。

教育のまちをスローガンに掲げる大分県豊後高田市の学びの21世紀塾が全国的に注目を集めて おります。その効果は、同県内の市町村で最下位レベルにあった学力テストの成績が8年連続最 上位という飛躍ぶりでございます。体験活動や部活動でも成果が出るなど、子どもの豊かな才能 を伸ばすため、行政や学校、家庭、地域が一体となった取り組みをしております。

この21世紀塾は2002年度から始まり、ことしで12年を迎えております。市が進める教育のまちづくりの一環として、市内の幼稚園や小学校、地域住民が連携をとりながら休日や放課後、長期休暇を利用して学習支援や実践体験活動などのさまざまなプログラムを提供いたしております。受講料は全て無料で、講師の多くは市民ボランティアで構成をされております。21世紀塾が開校されたきっかけについては、ゆとり教育に基づく完全学校週5日制の導入により、保護者から、勉強時間が減って子どもの学力が低下するのではないかとの不安の声が上がったことがきっかけでありました。やる気にも火がついたとも話しております。

2003年に県が初めて実施した学力テストで、同市は県内23市町村のうち22番目だったが、2006年度からは8年連続トップを維持しており、今では豊後高田方式と呼ばれ、その教育現場を一目見ようと、全国から視察団が訪れている状況であります。

私が連絡をとった中で感じたことは、本気になれば全てが変わる。1人の声が、そして情熱が あれば環境も変えることができると私は実感をいたしました。

- 1、現在の取り組み状況について。
- 2、今後の具体的な実施計画についてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

## 〇議長(鈴木良道君)

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時10分から再開をいたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時10分

#### 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

## 〇市長 (宮嶋光昭君)

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、人工透析患者の減少の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1番、現在の人工透析患者の実態について、2番、保健指導の実施については、市民部長から の答弁とさせていただきます。

次に3番、今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

30年前まで、腎臓病の原因疾患は慢性腎炎が主な原因でありました。現在は糖尿病4割、腎炎3割、高血圧1割、薬剤1割と言われております。我が国では糖尿病疾患患者数が予備軍を含めて1000万人を超えており、糖尿病性腎疾患から人工透析に至る人がふえているというのが現状であります。本市においても、特定健診におけるクレアチニン検査において、約13%を超える方が慢性腎臓病の疑いがあるとの数値を示しております。

具体的な取り組みとしましては、いずれにしても早期発見、早期治療が重要でありますので、 各種検診の受診促進に努めているところですが、常日ごろからの生活習慣病の予防が最重要であ るとも考えているところです。

平成24年3月に策定したかすみがうら市健康増進計画では、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」として、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、こころの健康を具体的な取り組みの柱に掲げ、生活習慣の改善によって、みずから健康をつくったり、維持したりするという一次予防に重点をおいて、市民一人一人の心がけによる健康づくりを引き続き推進してまいります。

また、生活習慣病の重症化を予防するため、医師等を含めた保健指導体制を確立し、生活習慣病の重症化予防に特化した保健指導の実施を検討してまいりたいと考えております。

2点目、自転車用の高齢者マークのシールの無料配布についてのご質問については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、消防団員の強化と処遇改善についてのご質問については、消防長からの答弁とさせて いただきます。

4点目、異常気象の発生対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、行政の情報収集、発信能力の向上についてお答えいたします。

近年、異常気象などにより、各地で過去に経験したことがないような自然災害により、大きな被害が発生しております。ご質問にありましたように、災害対応においては、情報を速やかにかつ詳細に収集し、必要な情報をいち早く正確に伝達することが、被害を最小限にとどめるためにも重要であると認識しております。

現在、市の情報収集の取り組みとしては、気象情報を小まめに確認し、災害の発生が予想される場合には、危険箇所のパトロールなどにより状況の確認を行い、情報収集に努めております。

また、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートからの住民への情報発信を行うほか、防災 無線などで情報を伝達しており、今年度は、千代田地区の防災無線整備工事を完了させますので、 より一層迅速な対応が可能になると考えております。

次に2番、住民と自治体の連携強化についてお答えいたします。

災害が発生した場合、その被害が大きいほど、公的支援の機能発揮までに時間を要することがあり、このようなときほど、自助、共助が重要と言われております。現在、市内には自主防災組織が5団体ありますが、さらに新たな組織の結成を支援するとともに、地域防災のリーダー的存在になる防災士の育成に努め、自主防災能力の向上を目指してまいります。市民と行政が連携することにより、災害への効果的な対応が期待できますので、その仕組みづくりを推進してまいります。

次に3番、災害発生度の高い地域に対する事前の対策については、本年3月に、市内全戸に防

災ハンドブックとあわせて防災マップと行政ハザードマップを配布し、日ごろの備えをお願いしているところであります。

行政としましても、気象情報を小まめに確認し、河川や土砂災害警戒区域等のパトロールを行うとともに、危険と判断された場合には、避難勧告や避難指示、避難所への誘導など、適時適切に行ってまいります。

5点目、がん教育についてのご質問については、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目、学力向上に対する教育改革についてのご質問については、教育長からの答弁とさせて いただきます。

ちょっとミスがあったようであります。 4点目3番で防災マップとあわせてお話ししましたハザードマップなんですが、行政ハンドブックと言ってしまったそうであります。洪水ハザードマップの誤りでありました。訂正いたします。

# 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

## [教育長 菅澤庄治君登壇]

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

中根議員ご質問の5点目、がん教育についてお答えをいたします。

学校では、体育及び保健体育の授業の中で、長期間の喫煙が肺がん罹患に影響していることや、 喫煙の開始年齢が低いほどがんになりやすいということを指導しております。また、各教科、道 徳や特別活動、総合的な学習の時間など、全ての教育活動を通して、命の大切さを考える学習に 取り組んでいます。児童・生徒に健康な生活ができることの幸せを自覚させることや、相手の心 の痛みがわかる体験活動、資料を活用した授業展開の工夫に努めております。

このような学習を通して、がんを含めた病気を患っている方を思いやり、ともに生きる社会を 目指す意識の向上に努めております。しかし、がん教育に触れているとはいえ、がんに特化した 指導が実施できているとは言えない現状であります。

茨城県においては今年度、新規事業として、がんの教育総合支援事業を立ち上げ、がん教育の 推進に取り組み始めたところですので、県の事業を参考にしながら、外部講師などを活用しつつ、 がん教育が推進できればと考えております。

次に6点目、学力向上に関する質問にお答えをいたします。

児童・生徒の学力向上のためには、何といいましても、1時間1時間ごとの授業の充実ということが大切であると考えます。子どもにとってわかる授業、楽しい授業、力がつく授業を展開できるように、教員一人一人の指導力、授業をする力のことを授業力と言っておりますが、授業力向上のための手だてを講じております。

その一つとして、指導主事による学校訪問、本市には3人の指導主事がおりますが、その学校 訪問で授業を見る場合も、ただ単にその場の授業を見て指導するだけではなくて、授業の準備の 段階から担任の先生とかかわりを持って、いわゆる学習指導案づくりの段階から支援をしており ます。

また、本年度は大学の教授等の外部講師を招いて授業力向上研修講座を国語と算数で実施しいたします。間もなく6月6日には、下大津小学校の6年生を対象に、これは国学院大学の教授に

模範授業をやっていただきまして、参観をして、協議をして、その後、講師からご指導をいただくということになっております。国語では、6月の末に下稲吉小学校の6年生を予定しております。そのほか市内にも指導力にすぐれた先生がおりますので、そういう先生方を活用し、よりよい授業づくりに取り組んでまいる所存でございます。さらに、子どもたちの興味関心を高める授業の方策として、現在よりも一層ICTを活用した教育に取り組むことを検討していきたいと考えております。

学力向上のための児童・生徒への日常的な取り組みとしましては、学力向上の最も基礎となる 読書を推進しております。どの学校でも始業前の10分間を朝の読書の時間に充てまして、児童・ 生徒は自分の読みたい本を、まさに静寂の中で読書をしております。今後も落ち着いた学校生活 ができるように、そして学力の基礎である読解力、思考力、表現力を高め、さらには豊かな情操 を育むために、読書についてはこのまま推進していきたいと考えております。

教員以外の地域の方々とのかかわりにつきましては、夏休みに地域の方にもサポーターとして協力をいただきながら、小学校4、5年生を対象として、学びの広場を実施しており、基礎的、基本的な知識、技能の習得に努めております。これは算数の計算が中心でございます。

また、下稲吉地区では、いなよし学習広場や下稲吉中学校区学習支援ボランティアなどが組織され、学校を地域で支援しようとする動きも進んでおります。大変ありがたく思っております。

このような取り組みは、有効な成果を上げている他市の実例もあるようですので、当市の実情に合ったものなどを参考にしながら、地域連携も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

#### 〇市民部長 (飯田泰寛君)

中根議員さんのご質問1点目1番、人工透析患者の減少の取り組みについて、現在の人工透析 患者の実態についてお答えをいたします。

医療保険における特定疾病中、慢性腎不全の申請を受け登録されている被保険者数は、国民健 康保険被保険者が37人、後期高齢者医療保険被保険者が72人となっております。

次に2番、レセプトデータによる保健指導の実態についてお答えいたします。

現在の保健指導については、健診結果に基づき行っておりまして、レセプトデータを活用する までには至っておりません。人工透析の原因となる腎臓検査及び保健指導についてでありますが、 平成23年度の特定健診を受診した方の中で、約1割の方が血糖検査数値が安定せず、糖尿病を発 症、または重症化する可能性がある方が多数いることがわかりました。

このため、糖尿病からの合併症による腎不全となるリスクが、こちらが高いことから、早期予防対策としまして、平成24年度の特定健診から、腎臓の働きを調べることができるクレアチニン検査、こちらは血液検査でございますが、この検査を追加で行いまして、健診当日に前年度結果をもとにした保健師と栄養士による保健指導及び栄養指導を実施しております。

また、腎臓機能だけではありませんが、健診結果による要指導判定者につきましては、後日保

健指導、栄養指導を行っております。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

## [総務部長 堀口家明君登壇]

## 〇総務部長 (堀口家明君)

中根議員のご質問2点目1番、自転車用高齢者マークシールの必要性の認識についてお答えいたします。

県警察本部交通部交通企画課で作成しました平成25年版高齢者の交通事故統計によりますと、 平成25年中、県内の交通事故死者数は163人で、全国ワースト10位、高齢者の死者数は103人で、 全国ワースト3位となっております。

この死亡事故のうち、63%が高齢者であることから、ご質問をいただきました自転車用の高齢者マークの無料配布など、高齢者に対する交通事故防止対策の強化が必要であると認識しているところでございます。

自転車用の高齢者マークの配布につきましては、和歌山県有田市において、平成24年7月に全国に先駆けて独自のステッカーを条例化したとのことでございます。愛知県交通安全協会蒲郡支部においても、平成25年3月に、普通自動車の高齢者運転標識と同じデザインを縮小したものを配布しているようでございます。

茨城県内で現在実施している市町村はなく、県のほうとしましても配布する予定はないということであります。このマークの配布に当たっては、通過交通車両も含め、広域的に認知されることが重要だと思われますので、国や県レベルでの取り組みが必要であろうと考えております。

次に2番、今後の実施計画についてお答えいたします。

本市の平成21年から25年までの自転車事故による65歳以上の高齢者の死亡は1名、負傷は25名となっております。これまで自転車や歩行者の交通事故防止対策を進めてきたところであり、今年度も春の交通安全キャンペーンにおいて、400本の反射材たすきを配布し、自転車や歩行者が目立つように普及を進めております。

また、高齢者や子どもたちの自転車や歩行の安全性を守るためには、周囲の自動車などの運転者が思いやりの運転を心がけることが何よりも大切でありますので、関係機関、関係団体の協力を得ながら、交通マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

## 〇議長(鈴木良道君)

消防長 井坂沢守君。

## [消防長 井坂沢守君登壇]

## 〇消防長 (井坂沢守君)

3点目、消防団の強化と処遇改善について、ご質問の1番、消防団支援法に対する認識と支援 体制についてお答えいたします。

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化など、さまざまな課題に直面しております。こうした中、昨年12月に、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消

防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることとなりました。

当市においても、トランシーバーやライフジャケット等を整備するなど、装備の充実、消防団員の確保、処遇の改善、教育訓練の充実について、国や県と連携を図りながら、消防団員の入団促進を初めとした団員の充実強化について積極的に取り組んでまいります。

次に2番、大災害を見据えた消防団員の強化についてお答えいたします。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の広域かつ大規模地震や台風等の自然災害に備えるため、消防団の充実強化を目的として、消防団の車両及び資機材の整備で、市町村に対する無償貸し付けを行っております。

当市においても、今年度、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸し付けが決定されております。大規模災害に備えた教育訓練を実施し、消防団の大規模災害時の対応、能力の向上を図ってまいります。

さらに、消防団員の確保に当たっては、防災訓練や各種イベントなどで消防団員の活動内容を紹介し、消防団に対する地域住民の理解を深めながら、引き続き入団促進に努めてまいります。

次に3番、処遇改善についてお答えいたします。

今回の法律施行により、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の 支給について規定されたところであります。今後は、近隣市の動向も踏まえながら、報酬等の検 討を行い、活動が報われる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

それでは、2回目の質問を簡潔に伺います。

最初に、人工透析患者の減少の取り組みについてをお伺いいたしますけれども、やはり保健指導についてなんですが、このレセプトを参考にしての取り組みが非常に重要になると思いますので、これからの取り組みとして、医師の導入等も考えているのかどうか、その辺、これは市長に伺います。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

特に生活習慣病の代表であります糖尿は、透析の入り口と言われております。それを早期にレセプト等で発見して、適当な保健指導を行うためには、今の保健師だけの体制ではちょっと無理があるなというのを実感いたしました。そういったことから、早急に医師の導入を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

#### 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

じゃ、これについては、医師の導入も含めて、透析患者に移行しないような対策の取り組みを 行っていただきたいと思います。 次に、自転車の高齢者マークのシール無料配布についてなんですが、これは別に県単位とか何かじゃなくて、やはり高齢者の生命を守るという観点から考えているならば、かすみがうら市が発信地になっても、別に私はいいんじゃないかなと思いますし、そんなに費用もかからないということも、実施している自治体に伺いましたら、費用もかからないので、ぜひとも実施したほうがいいんじゃないかという、そういうアドバイスも私も受けましたので、すぐ執行部は近隣の動向とかという答弁になりますけれども、かすみがうら市がそういう先駆けていくということが私は大事かと思いますので、その辺の答弁をもう一度伺いたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

#### 〇総務部長(堀口家明君)

こちらは自動車を運転される方などに広く認知されるということが重要だと思われますので、 現時点での配布は考えてはおりません。また、中根議員がおっしゃったように、和歌山県有田市 の例を見ますと、2種類のシールを作成しておりまして、大きいサイズが10センチ掛ける6セン チ、小さいサイズが5センチ掛ける4センチ、3,000枚ほどをつくりまして、1枚当たりの単価 は197円ということで伺っております。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

つくる予定はないという余りにも不親切な答弁でありまして、やはり私が一番心配しているのは、このマークはどのように利用するかといいますと、自転車の後輪に、泥よけのところに張って、運転者から高齢者だというのをもう事前にかなりの距離からわかるように、運転者が危険だというのを察知するための信号にもなるわけです。

それと反射、冬場になると早く日が暮れます。だから、やっぱり反射的なそういう、このシールもつくるということが私は基本じゃないかと思うんで。反射するということは、ちょっと私も確認の中で、この自治体には確認していなかったんですけれども、車のライトが当たったときに反射もする、そして高齢者だというマークも、運転者のところに飛び込んでくる。そのことによって運転者も、もっと距離を置かなくてはならないとか、いろんな感じでこれ、運転者にとっても非常に危険を察知する一つの目標になると思いますので、この辺はよくこれから、今すぐつくるという考えはないということですけれども、それらをよく検討していただいて、できるようにお願いしたいと思います。

次に、あとは、私、この消防団の処遇改善について、特にこれ強調したかった点がございます。というのは、この消防団に支給される報酬というのは、年額報酬と出勤手当の2つから成り立っているわけですよね。そういう中で、この茨城県の状況を見てみますと、各市町村が条例で決めておりますけれども、非常に格差があるわけです、この処遇に対しても。そういう中で、茨城県の状況はどうかといいますと、これは平均値でございますけれども、茨城県の44市町村の一般団員の平均年額報酬というのは2万4277円になっているわけです。火災緊急時、火災が発生したときの出勤手当というのが2,346円、これ茨城県平均です。かすみがうら市としてはどのくらいの

報酬になっているのか伺います。

## 〇議長(鈴木良道君)

消防長 井坂沢守君。

# 〇消防長 (井坂沢守君)

お答えいたします。

消防団員の年間報酬につきましては、中根議員のおっしゃるとおり県平均2万4277円、最低と最高もあるんですけれども、うちのほうの役職等もありますけれども、一番人数の多い団員ですと年平均で1万7000円です、年間の報酬、になっております。費用弁償、日当、出張手当等につきましては一律2,000円になっております。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

やはり茨城県の平均よりかなり下回っておりますよね。これは条例を改正しないと、これはできないわけですけれども、今回の国のほうの消防団支援法制定について、国のほうはなるべく処遇改善をしなさいというような、そういう内容にはなっておりますけれども、この辺について、市としては、条例改正をして処遇改善をする、そういう方向性はできているのかどうか、その辺伺います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

消防長 井坂沢守君。

#### 〇消防長 (井坂沢守君)

団員の報酬につきましては、今、市内部で検討中でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

## 〇9番(中根光男君)

それでは、できる限りこれは県平均を上回る、それ以上の処遇改善をお願いしたいと思うんです。

これは参考までに申し上げますと、報酬及び出勤手当、市町村へのこれは交付税措置で行われているわけでありまして、その単価と全国平均の実績を比べてみますと、年額報酬は交付税単価、単価ですね、単価が3万6500円来ているわけです、単価が。それと、その全国の平均の実績というのが2万5064円になっている、これは全国平均ですね。それから出動手当、それについて交付税単価が7,000円来ているわけです。そして全国平均の実績というのが2,562円。これ県平均から見ても全国平均から見ても、かなり下回っているというのがよくおわかりになるかと思うんです。

今回退職報償金については、国からの財源で5万円が上乗せされるわけです。そういう中で、国のほうでも一律に5万円を上乗せするというような方向性がはっきりしておりますので、やはりこの消防団は、本当に長い歴史と、この伝統の中で、使命感とボランティア精神で、これは取り組んできたわけですから、やはり処遇改善については十二分に検討していただいて、この全国平均のほうもかなり上回ると思います、これから。この支援法の関係の上から。だから、よくこ

の近隣の状況、また国の動向もよく見きわめながら、処遇改善については取り組んでいただきたい。

そのためには条例改正が必要になりますから、きちっとした金額を設定していただいて、そして消防団がやる気を起こす、そして本当に消防団としての使命と責任を自覚して、さらにかすみがうら市の安心・安全のために働いてもらう、このことが大事だと思いますので、この条例改正も含めて検討をお願いしたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

## 〇議長(鈴木良道君)

消防長 井坂沢守君。

## 〇消防長 (井坂沢守君)

わかりました。検討してみます。

# 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

# 〇9番(中根光男君)

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、異常気象発生の対策については、非常に私たちの地域、雪入を含めて、がけ崩れとか土 石流も一時、数年前、発生したこともありましたし、また浸水地域などが予想される箇所がたく さんございます。そういうことについて、この洪水ハザードマップについては、市として、旧態 依然のものをハザードマップとして掲載したのか、それとも見直しをした中での掲載をしたのか、 その辺を伺います。

## 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

#### 〇総務部長(堀口家明君)

見直しを行った後に作成したものでございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

# 〇9番(中根光男君)

見直したということですけれども、何カ所ぐらい新たに加わったんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

総務部長 堀口家明君。

# 〇総務部長 (堀口家明君)

手元に資料がございませんので、現時点でちょっと。すみません。

## 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

それでは、後ほどで結構ですから、その資料の提出をお願いしたいと思います。

それから、がん教育については、これは私も2回、今までに1回、今回で2回質問しておりますので、やはり先ほど第1回目の質問で質問した内容をさらに受けとめていただいて、お願いしたいと思います。

この報告書の中を見ますと、発生の要因とか要望、それから早期発見、健診、治療、がん患者 との共生などがこの報告書の中で挙げられておりますけれども、教育の中に市として導入してい く方向なのかどうか。

そしてまた、私が通告しております医師とか看護師とか保健師、がん経験者らを外部講師として招いて協力を得るという体制についてはどのように受けとめているのか、再度答弁を求めます。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

# 〇教育長 (菅澤庄治君)

健康な体をつくる、健康を増進するということは、学校の大きな目標の一つでございます。そ ういう意味で、2人に1人ががんになってしまうというような現状を考えますと、がん教育も特 化して、やはり教育をする必要があるのではないかと考えております。

しかし、それが余りにも恐怖感につながったりするんではなくて、早期発見すればがんは治る ものなんだというような、そういう明るい見通しを持ったがん教育でありたいなと思っておりま すし、子どもを教育することが、また家に帰ってお父さん、お母さんに、早く検診を受けるよう にと子どもたちから勧められるような、そういう体制にしていきたいと思っております。

また、外部の人とのお話でございますが、これはやっぱり専門的な方、あるいはがんから立ち 直った方なども講師として招いて教育を進めていく、そういうつもりでおります。

以上です。

#### 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

#### 〇9番(中根光男君)

これは、やはり国の方針でもございますし、国の方針が即受け入れられない部分もあるかと思いますけれども、その辺は精査をしていただいて、きちっと子どもたちに正しく理解してもらうということの教育をお願いいたします。これは要望としてお願いをいたします。

それからあとは、最後になりますけれども、学力向上に対する教育改革についてですけれども、 先ほど第1回目の私の質問で例を挙げて、現地と私も電話のやりとりでございましたけれども、 やはり本当に情熱を持って取り組んでいるというのが、電話を通しても感じました。というのは、 本当に最下位だった学力が、もう8年間連続でもって上位を占めている。これは物すごい努力も 要ったと思いますし、やはりそこには見えない苦労もあったと思います。そういうことで、やは り一市民が声を上げたことによって、このように波及していったとも電話で話しておりました。

だから、やはり一人の人が声を上げる、一人の人が真剣になって取り組むというところから、大きく波及をしていくのかなというように私は感動をいたしましたけれども、この教育というのはただ単なる受け身ではなくして、やはり現場に即した教育の向上というのが私は最も大事なんじゃないかと思います。

やる気のある、そういう一人一人、先生も含めて、ボランティアの方々、またOBの先生方も 含めた中で、かすみがうら市として、市に合った教育方法というのがあると思います。それをき ちっと組み立てていただいて、本当に学力もアップしていく、人間的にも成長していくという、 そういう精神面での教育も含めた総合学習を、教育を、私はぜひお願いしたいと思いますが、市 長の決意、また思いを再度伺います。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

学力を高めること、それから徳の面の情操を育てること、そして体力を育てること、この3つが学校の目標でございます。豊後高田市の例も十分に参考にしながら、本市に合ったものを取り入れてやっていきたい。下稲吉の地区と周辺の地区では、その人材の関係も違ってまいりますが、それぞれの地区で特性を持った外部人材なども利用した、そういう教育活動が展開できれば、さらにいいなと考えているところです。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君。

# 〇9番(中根光男君)

これは最後に要望として申し上げますが、やはり豊後高田市の状況というのは、全国から視察 団が訪れているという話を伺いましたけれども、私も電話を通しての話だったんで、具体的な話 までには至りませんでしたけれども、ぜひとも、参考になることがたくさんありますので、教育 委員会もできる限りそういう現地に行って、その取り組みを勉強していただきたいと思います。 私たちも同じ立場でありますけれども、まずは教育委員会で、どういうふうな工夫をして取り組 んでいるのか、その辺も勉強していただいて、精査して、かすみがうらに導入していく、学校に 導入していくということを要望として申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

#### 〇議長(鈴木良道君)

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により、あす5月31日及び6月1日の2日間は休会となります。 次回は、6月2日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時49分

平成26年 かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成26年6月2日	(月曜日)	午前1	0時00分	盟	議

Н	4	庶	議	昌
$\mathbf{\mu}$	_ /	נווי	U+12/	-

1番	Ш	村	成	$\equiv$	君		9番	中	根	光	男	Ē	書
2番	岡	﨑		勉	君	1	0番	鈴	木	良	道	Ī	書
3番	山	本	文	雄	君	1	1番	小屋	区野	定	信	Ī	書
4番	田	谷	文	子	君	1	2番	矢	口	龍	人	Ē	書
6番	小杠	公﨑		誠	君	1	3番	藤	井	裕	_	Ī	書
7番	加	固	豊	治	君	1	6番	廣	瀬	義	彰	Ī	書
8番	佐	藤	文	雄	君								

# 欠席議員

15番 山内庄兵衛 君

## 出席説明者

市 長	宮嶋光	昭 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本	一良君
副 市 長	石 川 眞	澄 君	土木部長	渡 辺	泰二君
教 育 長	菅 澤 庄	治 君	会計管理者	板 垣	英 明 君
市長公室長	高 田	忠 君	消 防 長	井 坂	沢 守 君
総 務 部 長	堀 口 家	明 君	教育部長	小松塚	隆 雄 君
市民部長	飯 田 泰	寛 君	水道事務所長	田崎	清 君
保健福祉部長	木 村 義	雄  君			

# 出席議会事務局職員

議会事務局	局	長	君	Щ		悟
IJ	補	佐	乾		文	彦
IJ	係	長	小	池	陽	子
IJ	係	長	杉	田	正	和

# 議事日程第3号

# 日程第 1 一般質問

- (1) 田 谷 文 子 議員
- (2) 岡崎 勉議員
- (3) 佐藤文雄議員

# 1. 本日の会議に付した事件

# 日程第 1 一般質問

- (1) 田谷文子議員
- (2) 岡崎 勉議員
- (3) 佐藤文雄議員

# 本日の一般質問通告事項一覧

通告	通告者	質 問 主 題						
順	进 百 有	(質問の区分)						
		1. 定住人口を増やすための施策について						
(1)	(1) 田谷文子	2. 土浦・つくばの合併の勉強会のオブザーバー参加の意義と実態につ						
		て						
(2)	岡﨑 勉	1. 新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市が離脱することによって目						
(2)	III] IIII] 7022	の前に迫る「ごみ有料化問題」について						
	(3) 佐藤文雄	1. 教育行政について						
		2. 下土田の残土問題について(農地転用について)						
		3. 総合的な子育て支援について						
(3)		4. 国民健康保険について						
		5. 固定資産税課税のあり方について(行き止まり道路)						
		6. 福祉行政について(特に高齢者福祉対策について)						
		7. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)						

# 開議 午前10時00分

# 〇議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただまの出席議員数は、13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

- 一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。
- 一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお 願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## 日程第 1 一般質問

## 〇議長(鈴木良道君)

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

「4番 田谷文子君登壇〕

#### 〇4番(田谷文子君)

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回定例会におきまして、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

日本の経済動向も、アベノミクスの効果もあり、円安が継続していることもあって、輸出産業に一部下振れ懸念がささやかれる場面もありますが、大分上向いてまいりました。皆様方お待ちかねのことしの夏のボーナスは、6年ぶりに平均支給額が13年夏比より5.92%増の80万台に回復した様子でございます。4月の有効求人倍率も1.08と上がって、2020年の東京オリンピック、パラリンピックも追い風に、ますますよくなっていくものと思いますし、また、よくなってほしいと願うところでもあります。

さて、宮嶋市政も残すところ1カ月余りとなり、選挙戦真っただ中、熱を帯びてまいっているところと思われます。宮嶋市長も2期目に向けての力強い決意をした折ですし、市民のための確かな道筋をつけ、次世代への市政改革をさらに加速し、全力前進し、市民の皆様方に将来に向けての大きな希望が持てるかすみがうら市にしてほしい、絶対後戻りのない市政になってほしいと願うものです。

前回の私の質問に対して、市長の答弁の中に、まだ種をまいた段階で、これから大切に育て花を咲かせなければならない重要な施策、やり残した各種施策、新たに取り組む必要がある課題などがあり、まだまだ改革途上でございます。これらに引き続き取り組んでいきますと述べられておりました。

関東ブロックの住みよさランキングも、宮嶋市長就任以来、驚異的に高まってきており、頼も しい限りでございます。宮嶋光昭後接会が掲げております掲示用ポスターが配送されました。そ の中の4大改革のトップに、県内一子育てしやすいまちへ、学校給食、保育料、中学生以下の医 療費の完全無料化など、子育て支援をさらに強化し、県内一子育てしやすいまちを実現します。 人口減少による過疎化は絶対にストップさせましょうとありました。私も全く同感であります。

私は、常々一般質問の折にも、何度か話題にし、質問をさせていただいております子育で支援対策ですが、とりわけ若者が結婚や出産、子育でをしやすい環境づくりに取り組んでいくことが一番ですし、それによって定住人口がふえてかすみがうら市がより活発で発展していくことが一番の課題だと思っておるわけです。今が焦眉の急のときです。毎日のように新聞紙上、報道を通じてにぎわっております14歳以下の子どもの数は、33年連続減少の一途をたどっていること、大見出しで報じております。政府や地方自治体が少子化対策を掲げても一向に歯どめがかからない実態が浮き彫りになっております。ましてや20代から30代の子どもを産んで育てられる女性が地方から大都市への人口流出のスピードが速く、2040年には消滅可能性都市は全体の49.8%にも及

ぶことになります。当かすみがうら市も、何もせずこのまま放置しておくと、44.5%減となるとの試算が発表されました。日本の人口は、このままでいきますと、60年には約8600万人まで減少する見通しとの試算もあり、それは関東一円の人口がそっくり空っぽになることになってしまうわけでございます。集中的に対策を進め、人口減少に歯どめをかけるしかありません。

政府も、高齢者に手厚い配分を現役の子育て世代に移し、経済・社会改革を進められるかが課題になっておる様子が新聞紙上で大きく報道されました。まさしく宮嶋市長が老から若のキャッチフレーズどおりのことが今動き始めました。政府が、安倍政権が人口維持の明確な目標を打ち出すのは今回が初めてであります。50年に1億人維持に向けて、中長期の国家目標を設けることも明らかになっております。

そこで1点目、伺います。

定住人口をふやすための施策についてであります。

先ほども述べましたが、県内一子育てしやすいまちにするために、これからの行財政改革によってより若い層が住みやすいまちにするため、魅力ある地域にしなければなりませんが、その対策をどうお考えになっているのかお伺いいたします。

次に、市民参画構想についてでありますが、神立駅周辺の開発も徐々に軌道に乗っておる様子ですが、私は、その広場を利用して商工会と提携し、いろいろな団体を通して新しいイベントを企画するのが一つの方法かなと考えますが、市長の考え方はいかがでございますか、お伺いいたします。

また、もう一方は、当市の財源につながるような、かすみがうら市にお金を落としていってもらえるような文化施設の建設等も時間をかけて考慮していっていただきたいと考えます。それは、敬老会や成人式も、旧霞ヶ浦町、旧千代田町が堂々と一緒にできるような大きな施設、例えば小川町の文化会館のように、不便なところでもプロ歌手による歌謡ショーなどもでき、まちに人を呼び込むことがより活性化につながることになるのではないかと思うわけです。ましてや神立駅の近くに建設することにより、利便性の面からも、かすみがうら市においても一番人口が密集している場所でもあり、旧霞ヶ浦町からも旧千代田町からも等距離にあり、真ん中にあることも大事な立地条件になると思うからです。

2点目として、市長がいつも言っている市独自の市民参加による協働の力によって、広く市民の知恵や活力をもっともっと引き出し、発信力を高め、魅力あるかすみがうら市の姿をアピール しなければならないと考えております。その方策についてお伺いいたします。

3点目として、お金には限界があり、1つの自治体では解決できないものがあろうかと思います。そこで、自治体の財政では手の届かない問題もありますので、広域的に連携して筑波山と霞ヶ浦がより人が集うのに魅力ある地域にしなければならないと考えるわけです。その対策についてお伺いいたします。

次に、土浦・つくばの合併の勉強会のオブザーバー参加の意義と実態についてお伺いいたします。

宮嶋市長の四大改革の中に、県南中核都市実現を積極推進して政令指定都市を視野に、つくば、 土浦を中心とした県南中核都市構想への積極的参加に参加していきます。高い自治能力を持った 国内有数の住みよい都市づくりは、決して夢ではありません。まちの可能性を広げましょうと心 強いメッセージが掲載されておりました。つくば・土浦の合併の勉強会の設置については、橋本 知事も大歓迎で、それにより水戸市を中心とした合併も機運が盛り上がってきている様子でもあ ります。いずれ両市を中心とした人口50万程度の都市を形成するとしての動きが出てくればいい と、そう語っておられました。

そこで伺います。

かすみがうら市など合併に向けての温度差が違う市が一緒にオブザーバー参加するかすみがう ら市のメリット、デメリットについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

# 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、定住人口をふやすための施策についてお答えいたします。

最初に1番、若い世代の定住化対策についてお答えいたします。

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成60年には1億人を下回ると推計されております。先日の新聞報道などで既にご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、有識者らでつくる民間研究機関、日本創成会議、増田寛也元総務相の座長でありますが、の発表によりますと、2040年度までに全国の計896自治体で20歳から39歳の女性が半減し、このうち523自治体は人口が1万人未満となり、こうした自治体は人口を保てず、消滅するおそれがあるというショッキングな報道があったところです。

この対策としましては、日本創生会議は、人口増加に向けた政策に早く取り組めば取り組むほど効果は上がるとし、事態への対応を先延ばししないことこそが重要であるとの見解を示しました。

本市におきましても、若い世代を初めとする人口増加を確実に定着させ、小さいお子さんや子育て世代の方々など、未来を担う若い世代のエネルギーに満ちあふれ、魅力的で個性豊かなまちづくりを目指しているところであります。

限られた予算の範囲内ではありますが、子育て支援といたしまして、若い世代の方々が、特に 女性が安心して子どもを産み育てることができる環境整備のほか、給食費の実質的無料化など各 種施策を進め、定住促進施策や男女共同参画などを通して、今後とも若い世代をはじめ全ての市 民が快適な暮らしの実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に2番、市民参加による協働のまちづくりと魅力あるかすみがうら市のアピールについてであります。

平成19年3月に策定しましたかすみがうら市総合計画において、まちづくりの基本的な考え方の一つに、市民と行政による協働のまちづくりを掲げています。これからの市政運営に当たっては、市民一人一人がまちづくりの担い手としてともに考え、市民が参画する団体、企業、行政等

がともに力を合わせて行動し、市民参加による協働のまちづくりが欠かせません。

そこで本市は、市民団体や特定非営利活動法人の創意と工夫にあふれた自主的かつ主体的なまちづくり活動を積極的に支援するため、本年4月から補助金を交付する事業を行っているところでございます。また、かすみがうら市をより魅力あるものにしていくこととしましては、霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎を舞台に、10月に開催を予定しています自転車耐久レース「かすがうらエンデューロ」など、本市にしかない魅力をより積極的に全国的に情報を発信してまいります。

次に3番、広域的に連携し、人が集う魅力ある地域についてお答えいたします。

本市と筑波山周辺の自治体は、魅力ある霞ヶ浦を初め筑波山周辺地域に県内外から訪れる観光客を誘致し、交流人口の拡大と地域の活性化を図り、魅力ある地域を目指しているところであります。また、土浦市、つくば市などとともに、筑波山地域ジオパーク推進協議会を組織し、筑波山地域の日本ジオパーク認定に向け、一丸となって活動しているところであります。

筑波山地域が日本ジオパークに認定されることにより、首都圏との近接性といった筑波山地域の強みを生かした観光との連携、また、地域や研究機関との連携によって、他の地域にはないような付加価値の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

広域的な連携につきましては、近隣周辺自治体と観光分野の連携ばかりでなく、住民サービス 向上のための広域的な連携についても検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、土浦市・つくば市の合併研究会についてお答えいたします。

本市の広域連携に向けた取り組みは、市町村合併に向けたものと必ずしも一致するとはしておりませんが、近隣においての核となるであろう土浦市、つくば市の勉強会への参加は、2市の実態を把握できる点、そして引き続き市民の皆様が安心して生活できる基盤を確保、維持していくためにも、メリットは十分にあると考えます。さらに、特色ある地域づくりを進めていく上で、本市を含めた4市での参加は、意義のあるものであると考えております。

ご質問にありますデメリットについてですが、本市を含めた4市については、基本的に発言を しないという形としてのオブザーバーとなっております。また、連携に向けた土俵に立っている わけではありませんので、今後の発展に期待するという段階ですが、特にオブザーバーとしての 参加がデメリットであるとは考えておりません。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

4番 田谷文子君。

#### 〇4番(田谷文子君)

ありがとうございました。

市長さんの行財政改革がますます進んで、そして給食費の無料化、保育料、中学生以下の医療費の無料化の完全無料化等、より進んでいけたら、若い層がかすみがうら市に定着していくのじゃないかなと思っているところです。

この間、小中統廃合のことで私がご近所からちょっとお伺いしますと、その統廃合が今回、千 代田地区の場合は休会となって足踏みをしている状態なもんで、そうしたら、その若いお母さん は、つくば市から、本来であったらかすみがうら市に移住したいと、親のもとから学校に通わせ たいと思っている矢先に統廃合が休会になって、小さい学校では不安だしということを言っておられたことも、市長さんにはちょっと頭の隅に置いていただいて、ますます統廃合が文字どおり 進展しますようにお願いしたいなと思っているところです。

この秋にも小中学校の統廃合がまた問題化されているようなこともちょっと報道によりお聞きしているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、市長さんのこの、私の質問がちょっととんちんかんなところもあるかなとは思うんですけれども、やっぱり敬老会とか成人式とか、一気にできるような、そういう施設もいずれは考えるようなことは考慮にありますか、お聞きしたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

成人式とか、あるいは敬老会とかが一堂にできる施設ということでありますが、今、成人式は 1カ所でやっておりますね。敬老会が従来は2カ所でやっておったんですが、今年度は多分、1 カ所でやる方向で今進めている、準備しているのではないかというふうに考えております。

今、千代田地区の講堂がありますので、旧霞ヶ浦地区には、かつて町民センターですか、あったんですが、老朽化のため壊してしまいました。その後、霞ヶ浦地区には町民センターとしての大きいものはありませんが、当面、千代田地区の講堂をフル活用していくことによって対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。

#### 〇議長(鈴木良道君)

4番 田谷文子君。

#### 〇4番(田谷文子君)

確かに箱物がいろいろな弊害を持ってきていたりもしますので、長い間にはそういうふうな小川の文化会館みたいなものも、金を生み出していいのかなと思ったりもしていますので、その辺も考えに入れておいていってほしいなと思うところです。

それから、筑波山のジオパークの認定のことですけれども、やはり筑波山とかすみがうらが連携し合って、そしてつくば市に大きな会議が持たれたりすると、宿泊はかすみがうら市でしたいよというような、そういう環境づくりにもなるのかなと思って、私は常々考えておりますので、その辺もいずれ考慮に入れてほしいなと思っておるところでございます。

3点目のかすみがうら市の合併に向けてのメリット、デメリットの話ですけれども、やはりオブザーバーとしての参加をしているわけですが、オブザーバーとして参加している、その実態を、どういう雰囲気なのかなというのもお聞きしたいなと思うんですけれども、それは担当部長さんにお伺いしたいと思いますけれども。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長公室長高田忠君。

# 〇市長公室長(高田 忠君)

合併のほうの研究会につきましては、一応担当部署としましては、企画を担当しているところの課長とかで参加しております。ただ、市長の答弁にもございましたが、発言等はまだできない、聞いているだけと、土浦市さんとつくば市さんがやっているのを聞いているといった段階で、ま

だ発言をするには至っておりません。そういったところでご了解をお願いしたいと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

4番 田谷文子君。

#### 〇4番(田谷文子君)

今回ちょっと漠然とした質問が多かったかなと思っておるところですけれども、宮嶋市長の改革が絶対に後戻りしない、きっちりとした市民の皆様のための市政が推進できることを切に願いまして、必ずや大きな花となり、確実に大きな実を結ぶことを確信して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 〇議長(鈴木良道君)

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

2番 岡﨑 勉君。

[2番 岡﨑 勉君登壇]

## 〇2番(岡崎 勉君)

おはようございます。

平成26年第2回定例会通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大変重要なことでございますので、この1点に絞って質問させていただきます。

新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市が離脱することによって目の前に迫る「ごみ有料化問題」について質問いたします。

これまでかすみがうら市は、隣接する土浦市や石岡市との広域行政を重視し、行政運営を行ってまいりました。その1つとして、ごみ処理事業などの共同処理があったからであります。限られた財源で市民に最大限のサービスをするためには、広域事業はなくてはならない事業であります。土浦市と石岡市も、お互いの信頼関係の中、かすみがうら市との協調を大切にし、ごみ処理の広域行政に協力していただいております。

それが宮嶋市長になってからはどうでしょうか。土浦市に対しては、合併問題では摩擦を起こ し、石岡市には斎場や五輪堂橋で摩擦を起こし、お互いの信頼は不信感へと変化してまいりまし た。そのような中で、今後老朽化に伴うごみ処理施設の更新では、新治地方広域事務組合から土 浦市と石岡市が離脱する方向で検討されているようであります。

さて、本市のごみ処理は、現在の施設、平成7年4月に共同開始した新治地方広域事務組合環境クリーンセンターで処理を行っております。しかし、共同開始してからことしで19年が経過をしております。一般的な耐用年数を25年とした場合は、残存寿命は約6年であります。つまり平成32年には施設の寿命を迎えることになるわけであります。このためこれらの対応を早期に検討する必要があるということは、言うまでもありません。

現在、かすみがうら市、土浦市、石岡市の3市により、平成31年度末、平成32年3月31日まで は本市の全域、石岡市の八郷地区、土浦市の新治地区で共同処理を実施している状況であります。

土浦市の状況はどのようになっているかというと、土浦市は既に現在の施設の長寿命化計画を スタートさせており、そのため長寿命化工事の完了後は新治地区のごみも処理できるようになる との計画であります。つまり土浦市は、当組合の協定期間である平成31年度終了時には、新治地 方広域事務組合から離脱することが確実視されております。

次に、石岡の状況でありますが、石岡市は平成18年7月から、循環型社会形成推進検討会において、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市の4市町で検討を進めておりましたが、今後はかすみがうら市を除いた3市で新たなごみ処理施設を建設し、共同処理していく方針であると聞いております。よって、土浦市同様に共同協定期間である平成31年度終了時には、新治地方広域事務組合から脱退することが確実であると判断されるわけであります。

かすみがうら市はどうかといいますと、石岡市、小美玉市、茨城町との検討会に以前から参加 していたのですが、平成25年12月26日開催の検討会において、宮嶋市長が共同処理には参加しな い旨を発言したことから、その協議会から離脱してしまい、孤立してしまっている状況であるわ けであります。

仮にかすみがうら市が単独になった場合、現在の環境クリーンセンターは施設的に過大であります。この施設を単独で運営管理していくことは、財政的負担ははかり知れないものがあります。さらには、施設の耐用年数が訪れるころには、近隣の施設はどこも更新が完了して、耐用年数の中期であり、更新のタイミングが合わないため、広域化もできず、かすみがうら市のごみ処理機能が失われてしまう可能性があります。

そのときになってかすみがうら市が単独で新ごみ処理施設を建設しようとした場合、この建設費は約44億円にも達します。石岡市、小美玉市、茨城町との4市町により共同処理の場合は、負担すべき建設費用の額約16億円と比較した場合、28億円もの財政出費になります。これを考えても、行政改革からはほど遠い状況であります。

では、なぜこのように44億になってしまうのかでありますが、石岡市、小美玉市、茨城町との 共同処理の場合、国の補助制度である循環型社会形成推進交付金が対象となり、50%の補助が受 けられますが、かすみがうら市が単独では、この基準は人口基準が満たないため、対象外となり、 約44億円の全額を単独で負担しなくてはならないことになります。それだけではなく、共同で処 理する場合の運営管理費は、その処理人口の割合に応じて構成する自治体が負担をするわけであ ります。単独の場合は、これを全額負担しなくてはなりません。年間の運営費は現在よりも約 5500万円以上余計にかかる試算となるわけであります。これは大変深刻な事態になります。

そこでお伺いしますが、1点目、現在当市が把握している土浦、石岡市の今後のごみ処理の動向について、確認の意味で説明を願います。

2点目として、かねてより石岡市、小美玉市、茨城町と当市においてごみの広域処理を検討してきた検討会から離脱を、市長独自の判断で表明してしまったわけでありますが、どのような理由で離脱を表明したのか、市長にお伺いします。

次に、3点目として、なぜ議会へも、市民へも自分の考えを知らせないのか。いつも情報発信 している宮嶋市長が、なぜこの案件に限って発表しないのかお伺いします。

4点目としては、市長は、将来かすみがうら市のごみ処理計画をどのように考えているのか説明をお願いします。

5点目、かすみがうら市単独でのごみ処理施設を整備するとしても、補助対象にならないため、 その財源をどのように捻出するつもりなのか。また、単独で運営することにより財政負担が増加 するが、その運営費用の金額は幾らくらいになるのか。また、その財源をどのように捻出する考えなのか、市長にお伺いいたします。

以上5点について、第1回目の質問とします。明確な答弁をお願いします。

# 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

#### 「市長 宮嶋光昭君登壇〕

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

岡﨑議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、今後のごみ処理の動向については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番から5番、検討会からの離脱、情報発信、将来のごみ処理計画などの質問にお答えいたします。

平成25年12月26日に行われました第1回ごみ処理広域化首長意見交換会におきまして、石岡市、小美玉市、茨城町とのごみ処理広域化計画に参加しない旨をお伝えいたしました。参加をしない理由といたしましては、平成23年にこの枠組みから土浦市が正式に離脱した時点で、かすみがうら市としては、県南地区での広域合併を視野に入れ、土浦市と同一歩調をとりたいと考えており、このまま検討会に参加していては、石岡市、小美玉市、茨城町にご迷惑をかけることになるということから、今回参加しない旨をお伝えした次第でございます。

なぜこの件に関して情報発信をしないのかということですが、これまでの会議につきましては、 あくまでも検討会であったことから、ごみ処理計画の決定や処理場の位置を決定した会議ではな いことから、他市町の状況も鑑み、情報発信を行わなかった次第でございます。

今後のかすみがうら市のごみ処理計画につきましては、今後、土浦市と協議を進めたいと考えており、単独でのごみ処理施設の整備は、現状では考えておりませんが、今後は、私の政策でもある、民間にできることは民間を活用した委託等も視野に入れて、新しい廃棄物エネルギーの考え方なども出されているようでありますから、多方面から慎重に計画策定を行いたいと考えております。

また、現在のところ、ごみ処理を有料化する予定がありませんが、今後、広域連携を組む市町 村の状況により、ごみ処理計画にあわせ、有料化の検討が必要であると思われます。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

#### 〇環境経済部長(根本一良君)

それでは、1点目1番、現在当市が把握している土浦市、石岡市の今後のごみ処理の動向についての質問にお答えいたします。

平成21年12月28日の新治地方広域事務組合事務事業に関する協定では、環境クリーンセンター の運営について、平成22年度以降の10年間の平成31年度まで、土浦市、石岡市、かすみがうら市 が引き続き継続してごみ処理事務の運営を行うこととしています。しかし、協定の内容には、各市の情勢及び地域計画等の変化によって、協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合には、構成市において協議するとのただし書きもございます。

土浦市では、既存のごみ処理施設の延命改修工事に今年度着手する予定となっており、石岡市 におきましては、小美玉市、茨城町と広域処理の検討を行っている現状となっております。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

#### 〇2番(岡﨑 勉君)

仮の話ですけれども、土浦市と石岡市が離脱して単独で施設を運営する場合、毎年かすみがうら市で負担するごみ処理の費用は大変多額になると思います。当然広域処理の検討から離脱の表明をしたのですから、当然その負担額を試算しているはずですから、その額を担当部長から説明を願います。特に金額については、整備費用と、毎年運営費を広域処理した場合と単独処理した場合の比較を、交付税、補助金の推計も含めて説明を願います。

# 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

## 〇環境経済部長 (根本一良君)

お答えいたします。

具体的に単独で運営するとか、積極的に単独を推進するようなことはないとは思いますけれど も、もし単独で現在の施設を運営した場合の年間の経費と、また、かすみがうら市が単独でクリ ーンセンターを整備した場合の建築費はどのくらいとかというご質問だと思います。

まず、新治地方広域事務組合に依頼し、現在の当センターの施設等をもとに案分していただいたものがありますので、これによってお答えいたします。また、当組合は、クリーンセンターと 隣接する老人福祉センターを当市と土浦市、石岡市の構成によって、新治地方広域事務組合として運営しておりますので、単独となった場合ということは、両施設を単独で運営することで考えております。あくまでも案分でありますので、概略的なものとご理解をいただきたいと思います。

当組合の経費は、平成24年度実績で約6億2900万円の規模であり、これに対して市の負担は約2億4800万となっております。ただ、この施設をかすみがうら市が仮に単独運営するということは、施設の運営経費、また修繕料全部をかすみがうら市が負担することとなるわけであります。現実的にごみの処理量は減少いたしますが、ごみ量に関係なく発生する経費、修繕費は削減できないものであり、処理単価等は割高になっていくものと思われます。特に修繕費に関しましては高額であり、修繕範囲の拡大とともに年々増加する傾向があるとのことでございます。

以上の点から、単独運営には、概略でおおよそ4億円が年間必要となるということでございます。これは平成24年度の実績の負担金2億4800万円に比べますとかなりの増額となります。そして、この単独運営経費のおよそ4億円のうちでございますけれども、収入と見込めますのがごみ処理手数料と資源物売り渡し等の収入がございます。これが合わせて約1億弱と見込まれますので、差し引きましても3億円以上の実経費の負担となると思われます。

次に、かすみがうら市で単独で新しい施設を更新する場合ということでございますけれども、

想定される施設の1日当たりの処理量は約46トン程度で、処理能力1トン当たりの建設単価は9500万といたしますと、建設費は約44億円ということになります。

また、かすみがうら市で単独の建設を行いますと、循環型社会形成推進交付金の対象条件であります人口5万人以上、または計画地域の面積400キロ平方メートルの要件を満たすことができませんので、交付金を受けられないものであり、コストパフォーマンスは悪く、現実的ではないと判断されております。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

### 〇2番(岡崎 勉君)

広域処理した場合の、その金額は出ていないんですか。建設費及びそういうものについては。

## 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

#### 〇環境経済部長(根本一良君)

広域処理ということで、かすみがうら市、石岡、小美玉、茨城町というような形の広域処理でよろしいでしょうか。それにつきますと、施設規模が日当たり約230トンということでございます。また、建設費は138億円ということでございます。その中で、かすみがうら市においての負担金は、均等割とか人口割とかがあると思いますけれども、約16億円ということでございます。これは2分の1の交付金を受けた後の負担金ということで、約16億円ということでございます。以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

## 〇2番(岡﨑 勉君)

第3回目の質問として、4回目ですか。先ほど申し上げましたとおり、土浦と石岡は平成31年度の協定期間の満了をもって、新治地方広域事務組合から脱退することがほぼ確実なわけであります。そして、土浦市は単独でのごみ処理を、そして石岡市、小美玉市、茨城町は広域処理で進めております。つまりかすみがうら市は、宮嶋市長の単独により孤立してしまったわけであります。したがって、今のところかすみがうら市に残された道は、単独で現在あるごみ処理を運営していくしかないわけであります。

そして、平成32年度以降は、施設の老朽化により、必要となる整備費用約44億円を単独で負担しなければならないことになるわけであります。この判断は4市町で整備した場合にかすみがうら市が負担する予定であった約16億円と比較した場合、市に28億円もの損害を与えることになります。さらには、施設の運営費についても、現在の負担額よりも約5000万円程度余計に支出することが必要となるわけであります。この両方合わせた市の損害ははかり知れないものがあります。石岡市と当市を含む4市町の検討会から離脱については、我々議会は全然そのような報告も相談も受けておらず、市民もそのようなことは夢にも思っていなかったわけであります。

そこでお伺いしますが、市民や議会にも一切説明することなく、石岡、小美玉、茨城町の検討 会から離脱の表明をしたことの責任について、市長はどのように説明するのか、市長の答弁を求 めます。

あわせて、市長は、石岡と当市等を含む4市町の検討会から離脱表明に当たって、どのような順序を踏んで相手方に伝えたのか、その2点、お伺いします。よろしくお願いします。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

### 〇市長(宮嶋光昭君)

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、土浦市がまずこの茨城町から土浦市までの間の5市の検討会に参加しないよということになったわけであります。当然かすみがうら市も土浦市と同一歩調で、その後、一緒にやらないよということになったわけであります。

それは検討会でありますから、今後どういうふうにしていくかということの大まかな検討会でありますから、正式に協定を結んで話し合いが始まったわけでも何でもありませんし、いずれにしてもかすみがうら市は県南を向いていると、そういうことで私は抜けたわけであります。抜けたというか、その検討会から抜けたということであります。

いずれにしてもこの5つの市町で1つの施設を持つということは不効率であることは確かだと 思います。というのは、建設費はもしかしたら大きいことはいいことで安くできるかもしれない けれども、それだけ運搬距離がかかるわけですよね。茨城町から土浦から1カ所へ集めるという ことは、これは運搬距離がかさみますから、当然不便になるし、建設コストは安くても、運搬距 離で今度、運営でかかっていってしまうと。そういう非常に不効率になります。

そういうことから、土浦市は独自に向け検討、自分でとりあえず対応しようと。将来的にどういうふうにしていくかというのは、先に考えましょうということで、とりあえず長寿命化をすると。その事情なんですが、土浦市の施設というのは平成4年にできています。かすみがうら市の施設は平成7年にできています。土浦市の施設よりかすみがうら市の施設は新しいわけですね、3年新しいわけです。土浦市の施設は、今、長寿命化で、平成48年まで長寿命化を図るということであります。かすみがうら市はそれより3年新しいですから、まだ長寿命化の実施はしておりませんが、土浦市は来年から、平成27年から長寿命化の工事が始まると。かすみがうら市はまだ長寿命化の工事はやっておりません。

もし長寿命化をやる場合は、今後検討していくことになると思いますが、いずれにしましても、今焦っているのは、この関連する5つの町の中では茨城町が焦っているんですね。というのは、茨城町の施設はもう相当傷んでいますから、茨城町が早くやりたい、早くやりたいと言っているわけです。かすみがうら市はそんなに慌てる必要がないわけです、一番慌てる必要がない、ゆっくり考えればいい話です。ましてやことし市長選ですから、市長選でも終わって新しい市長が考えればいいことで、まだ少なくとも、何ですか、平成7年だから、丸30年としても平成30年まではもつわけですから、今すぐ考えなくてはならないということではないと思います。ですから、新しい市長が新しい方針でやればいい話で、とりあえず茨城町に迷惑をかけるということは防ぐということで、検討会から離脱したと。

今後についてですが、今、私が当選もしないのにおこがましくも今後についてどうあるべきだなんていうことを話す筋ではないと思いますが、再選された暁には、きちんとした計画をつくっていきたいと。そういう意味で、民営化も含めた、もしかすみがうら市、県南との広域合併もな

しに、ずっとかすみがうら市が単独でいくということに結果的になるんでしたら、これは何らかの対応をとらなくてはならないと思うんですが、それは当選してからの話だろうと思います。そういうことでご理解をいただきたいと思います。時間は十分あるよと。

土浦市の施設でさえ48年なんですから、かすみがうら市は五十何年までもつわけです。まして 土浦市と石岡市が脱退することが決まっているみたいなことをおっしゃっていますけれども、こ れは勝手にそういうことはできません。こっちが都合悪いような形で、土浦市と石岡が、はい、 さようならというわけにいきません。例えばかすみがうら市は、今、石岡斎場で一緒にやってい ますが、かすみがうら市はこれ単独でやったほうがいいから、もうかすみがうら市で単独でつく ってしまって、火葬場をですよ、それで土浦市、石岡市と小美玉に、はい、さようならと言って、 これはそんなことはできません。

石岡斎場については、これはいいですよ、もともと入っていないんだから。入っていないんだからいいわけですよ。だから、解体費も石岡と小美玉でやるわけです。最後に、30年でも40年でもたったらやるわけです。じゃ、新治広域の解体費用については、当然これは最後まで責任は持つわけです、石岡と新治は、例えば31年になって、はい、さようならと言って、後で、何でかすみがうら市がみんなでつくったものを解体、全部かすみがうら市が持つなんていうことはあり得ません。これはきちんとそのときに話をすればいいんであります。その後の新治広域の、新治広域は、要するに3市でやっているわけですから、かすみがうら市が1人で抜けるとか、あと、石岡と土浦でやってくれよと、かすみがうら市は抜けるよと、これもあり得ない話です。これもあり得ない話。同じように石岡市が何の後の手当てもしないで抜けてしまうとか、土浦市が何の手当てもしないで抜けてしまうというのは、もう空想に等しいと。そんなことはあり得ません。

#### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

## 〇2番(岡﨑 勉君)

今、市長が言ったように、まずこの確認しますけれども、自分の独断でその検討会から離脱したということは間違いないですよね、それは。

そう考えますけれども、その31年、平成32年3月31日までですけれども、そのときに例えば広域をやろうとしても、その前にもう検討会を開いて十分その国、あるいは処理人口に基づいて検討しているんですから、その後はどうするのかなと。例えば31年度以降の長寿命化建設でも工事でもやればまた別ですけれども、その間、もう既に23年に今話があったように、土浦市は離脱して既に新治の地区のごみも処理する。そのときに、じゃ、かすみがうら市も処理できるかというと、もうその計画が進んでいますから、それはできないと思います。その32年になったときに、この茨城町、あるいは小美玉、石岡市がやった場合は、そこには入れません。その場合は、どうしても単独でやるしかないんじゃないですかね。その辺はどうなんですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

選択肢はいろいろあると、まだ今の時点では選択肢はいろいろあるということです。それは、 土浦市が長寿命化は27年、1年で終わってしまうわけでもありませんし、31年度までかかるわけ です、長寿命化の工事だけでも。ですから、今、土浦市に対してはいろんな働きかけを行っております、広域合併の話、それから消防の一緒にやる話とか、あるいはごみ処理についても、そういう話も持っていかなくてはならないと思っています。しかし、まだその時期ではないでしょうと、ごみ処理に関しては。消防なんかは本当は急ぐんですが。そういうトータルの話で私は、再選されれば新たにしっかりとした話をしていきたいと、こういうふうに思っております。

今、目先、単独で長寿命化を図るとか、そういうことは考えておりません。場合によったら長寿命化も視野に入ります。あるいは、今ちょっと話は飛躍しますけれども、ごみ処理に関しては大きいことはいいことだというのは必ずしも言えません。そして、エネルギーの電力ですね、電力のいろんな自然エネルギーの利用の中から、今、ごみ処理に関しては新技術がどんどん出てきています。国内の情報なんかによりましても、もう民間で発電しながらごみ処理までやってしまうというような計画も、もう既に出てきております。ただ、実施されているところはまだありません。だから、ごみ処理が目的じゃなくて、発電が目的で副次的にごみ処理をやってしまうと、そういうケースが今もう既に計画段階に入っています。

ですから、今までの考え方というのは、ごみ処理をやって、それをごみ処理だけでは熱が出るから、もったいないから電力を起こしましょうといって発電して電力を売るのが守谷にある施設ですが、一応あれができたものでは最先端みたいになっていますけれども、さらに新しい技術では、もう発電目的で、ごみは副次的に処理してしまうなんていう、しかも大型施設じゃなくて、ごみを持ってくるのはなるべく小さいところ、小さい範囲のほうがいいわけですから。処理施設へ持っていくのは、もう10キロも20キロよりは、なるべく5キロなら5キロの小さい範囲から持っていって、そういうのを幾つもつくればいいわけです。

だから、小規模の施設をうんとつくるというやり方も、今は視野に入ってきていますよと。そういう新技術もできていますから、そんなに慌てることはないと思います。この発電事業が話題になってから、そういう新事業が、新しい新技術がどんどん開発されています。そういった意味から、私は、このことについては慌てる必要がないと、そういうふうに思っています。

### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

#### ○2番(岡崎 勉君)

慌てることはないということでありますけれども、今言ったように、処理計画というのは、やっぱり5年前、あるいは3年前から計画しなくてはならないわけでありますよね。人口の増減もあります。ですから、もう計画に入ったら、その後変えるというのはなかなか難しいと思うんです、そこへかすみがうら市が入るということは。だから、今、小さいところでやる、あるいは大きくなるという、それはもう今の補助対象は、 $CO_2$ の削減によってパーセントも決まってきますから、ですから、大きければ大きいほどその $CO_2$ 削減というのは多くなるわけですよね。そうすると補助金も多くなるというようなこともありますよね。

ですから、市長が言うように、そのときになって考えると、例えばごみの場合、そのときになって考えて計画したときに、決まった焼却処理能力に合わせてまた大きくしようということは、これはちょっと無理だと思うんですよ。

最後になりますけれども、市長が最初に答弁したように、県南地区でこういう合併を視野に入

れて土浦と歩調を合わせるというように考えているというようなことをおっしゃっていましたが、 今言ったように、処理人口、それから処理施設が、その人口によって整備、あるいは1日の処理 能力、トン数が決まってそれぞれ許可されるということはわかっていると思うんですよね。最初 からその計画に入っていなければ、当然かすみがうら市の人口分のごみは、幾らどう言ったって 土浦市でもその処理はできないというふうに考えます。

それから、例えば31年度で終わって、ほかは離脱して、32年からもう既に石岡、小美玉で新しい施設でやるといった場合には、当然、たとえ、それは議会の議決も必要でしょうけれども、処理するのには、今ある施設を延命化か何かするしかないというふうに私は思います。ですから、それをやる場合には、だから、最初に計画がなかったら、それを2年もつ、3年もつ、何年もつかわかりませんけれども、その費用については、今申し上げましたように、その管理費でも5000万以上もふえるし、修繕費も金がかかるわけでありますから、その財源をどこから捻出するかわかりませんけれども、そういうふうになるわけですよね。

それから、土浦市では、例えば今、32年から新しい施設になるとすれば、それから約18年、今 言ったように48年度、49年にならなければ新しく施設は建てられないわけですから、幾らかすみ がうら市が仮に合併したとしても、土浦市には、そういう処理は入れないと思うんですけれども、 その辺どうなのか。

あるいは、民間の問題もありますけれども、今現在茨城県でも民間というのは何カ所かありますけれども、それは4万人のごみを処理できる能力のある民間というのは今ないと思います。その後、市長が計画されるのかされないかわかりませんけれども、でも、今の段階ではなかなかそういう自治体はないですから、民間は金にならないからやらないということです。その辺は市長としてはどう考えるのか、もう1回お答え願います。

### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

何度も申しますが、新治広域の機械は、この近辺では一番新しいんです。新治広域より3年も前の機械が48年までもつと言っているわけですから、長寿命化すれば。修繕してですよ、修繕して48年までもつと。だから、まだかすみがうら市は、まずは新市長になってから修繕するかどうかをやればいいんであって、まだそれにしたって三、四年あるわけですから、修繕が始まるまでに三、四年あるわけですから。

だから、新治広域の長寿命化を図る場合でさえが、まだ三、四年あるわけです。いわゆる長寿命化を図らなくても、平成37年で丸30年なんです。平成37年で丸30年なんです。平成31年というのは、私の再々選されないと、私、31年にならないですから、だから、再選されたら考えようと言っているんですから、それで私は十分だと思うんですけれども、そんなに……。それで、1回決まったら変更しないなんていうことも、これも今の技術進歩の革新の時代ですから、いわゆる小規模分散型というごみ処理の方式もあるわけです。それが今模索されつつあるんです、国内で、新技術として。発電をメーンにして。

だから、そういう今、技術的にもすごい変わり目の時代に、何も慌てて新しい施設、新しい施設と、石岡、小美玉に、あるいは茨城町に合わせる必要はないんではないかというのが今回の判

断です。土浦だって延命しているんです。新治広域も延命する。それでお互いに延命した中で、 広域合併も踏まえて考えていけばいい話で、そのときに、じゃ、もう平成40年ごろになって土浦 と新治広域のやつを一緒にしましょうよとか、それで十分間に合う話を、今降って湧いたように 話をすること自体が私はおかしいんじゃないかと。しかもまだ選挙、あと1カ月で選挙になるん ですよ。9月になってからのほうがいいと思いますけれども、こんな質問は。

### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

# 〇2番(岡﨑 勉君)

大変、市長の、新技術があって新しい施設ができるということでありますけれども、我々が今までやってきた中では、確かに基本計画をつくってそれぞれ処理人口を見て、人口増減を図って施設をつくってきたんですけれども、あるいは、その $CO_2$ の削減というようなことで、いろいろ加味してつくったんですが。

最後になりますけれども、答弁のされた全体から予測すると、石岡、小美玉、茨城町との広域からは独断で脱退したけれども、最後は土浦市と合併すれば解消されると予測していたけれども、今のつくば市、あるいは土浦のオブザーバーで全く予定が狂ってしまったというのではないかなというふうに思います。それから、今話がありましたように、その後は、私は市長でないから、その後の人が解決すればいいと、ひょっとしたらそういうふうに考えているのかなと今も聞きましたけれども、そう疑いたくなります。

このままでいけば、もう宮嶋市長に残された道は、かすみがうら市単独処理の方法だけだというふうに私は思います。単独処理となった場合は、整備費用の約28億円プラス毎年5000万円以上の増額支出、損害を市民に与えることが一目瞭然なわけであります。このような状況を聞くに至っては、我々も市民の皆様も将来までを考え、賢明な選択をしなければならないと改めて決意を新たにした次第であります。

かすみがうら市単独で現在のごみ処理を更新したり、長寿命化したり維持していくことは本当に大変なことだというふうに思っております。必要な財源や市の負担がなければ、建設整備費や運営費を計算したら、行財政改革を訴える市長が石岡、小美玉、茨城町との検討会から離脱することなんて口が裂けても言えないわけであります。しかし、これはいくら言っても、市長のほう、無駄であるでしょうから、この損失に対するけじめだけは市長にとっていただくことを改めて求めて、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

#### 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時17分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

#### [8番 佐藤文雄君登壇]

## 〇8番(佐藤文雄君)

日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権の暴走は、とどまるところを知りません。しかし、安倍内閣が進めている集団的自衛権の行使容認に対する国民的な批判が急速に広がっております。消費税率がこの4月から8%に引き上げられましたが、大増税で多くの国民が負担が重くなったと訴え、10%への増税には6割を超える国民が反対しております。生涯派遣、正社員ゼロ社会に道を開く労働者派遣法大改悪に対して、既に197の地方議会で反対の意見書が可決されております。要支援者向けのサービス切り捨てを初め、医療、介護に大なたを振るう医療・介護総合法案に対して210の地方議会で反対、批判、強い懸念をあらわす意見書が可決されております。原発を重要なベースロード電源とするエネルギー基本計画と、原発再稼働に対して6割前後の国民が反対を表明しております。

安倍政権は、一定の内閣支持率を維持しているように見えますが、この政権が進めている一つ一つの政策について見るならば、そのどれに対しても国民の多数が反対の声を突きつけていることは明らかではないでしょうか。日本共産党は、一致する要求実現のために、政党、団体、個人が対等、平等の立場で共同する一点共闘を発展させながら、お互いに連体し、大きな国民的共同の流れをつくり出し、日本を変える統一戦線に発展させるために全力を尽くします。

さて、宮嶋市長も任期は余すところ1カ月となりました。私は、これまで宮嶋市政に対して、 住民が主人公、住民の暮らしと命を守る立場から、是々非々の立場で対応してまいりました。今 回もその立場から一般質問を行います。

#### 1、教育行政について。

教育への首長の介入を強化する地方教育行政法改正法案が5月20日、衆院本会議で採決され、 自民、公明、生活の賛成多数で可決されました。生活以外の野党は反対、日本共産党は第一に、 教育行政への首長の介入に道を開くことになる、第二に、侵略戦争美化の愛国心教育押しつけと 異常な競争主義を持ち込むことになるとして反対をいたしました。

そこで質問であります。

地方教育行政法改正案について、市長及び教育委員会の見解を伺います。

第1次安倍政権が始めた全国学力テストは、点数が全てという風潮を全国に広げ、点数を上げるために管理職がわざわざカンニングさせるなど、各地で教育をゆがめました。しかし、まだ全国的に各学校の平均点を公表させ、競争させるところまでは至っていません。安倍政権は全国学力テスト悉皆調査、いわゆる全員調査でありますが、これに戻すとともに、序列化や過度の競争を理由に学校ごとの平均点公表を禁じた国の方針を覆し、自治体の判断で公表を可能にしました。学力テスト結果の学校別公表について、どのように考えているのか教育長に見解を求めます。

2つ目でございます。下土田の残土問題についてお伺いいたします。

下土田の残土問題の発生から5年が経過しようとしています。うず高く積み上げられた残土現場は、農地として活用されているのか疑わしい状態であります。市農業委員会の現状認識についてお伺いをいたします。本当に農地としての、この法的手続についてはどのようになっているの

でしょうか、お伺いをいたします。そして、現在畑地としての役割、なりわいとしての利活用を されているのか、どう考えているのか、この2点について答弁を求めます。

3点目、総合的な子育て支援について伺います。

まず第1に、市立さくら保育所の閉所問題についてであります。

市立さくら保育所の維持継続については、市長は、父母の会からの要望を真摯に受けとめ、今後のさくら保育所の入所状況及び新設保育園の定着を踏まえ対応したいとしながらも、期間についてはおおむね平成26年度の1年間を考えていると答えました。父母の会は、5年、もしくはそれ以上を求めておりますので、保護者の要望に応えるものとはなっておりません。しかし、市長は、なぜ1年間とこだわるのでしょうか。その理由をお伺いいたします。

2つ目、学童保育の現況と今後の実施計画について伺います。

学童保育は、父母やその他の保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学生を対象にして、 学校、課業別の放課後と土曜日や春・夏・冬休み等の休業日に学童保育指導員を配置して、その 間の子どもの生活を保障する事業です。子ども・子育て新制度では、放課後児童健全育成事業の 設備と運営に関する事項について、市町村が条例で定めることになりました。条例制定に当たり、 これまで学童保育事業の到達点を整理し、子どもの発達環境の質的向上の観点から、条例が制定 されることが求められております。当市の学童保育の現況と今後の実施計画について答弁を求め ます。

第3点、子ども・子育て新制度について当市の取り組み状況をお伺いいたします。

政府は、子ども・子育て支援新制度を2015年4月から、消費税増税と抱き合わせでの本格実施に向けて、国版子ども・子育て会議を設置し、具体的な仕組みづくりに取り組んでいます。支援法61条により、都道府県及び市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。当市においても、市の子ども・子育て会議が設置されておりますが、条例化も含め、当市の取り組み状況について説明を求めます。

4点目でございます。就学援助制度の積極的活用について再度伺います。

就学援助は、義務教育は無償とした憲法第26条などの関係法に基づき、経済的に困難な小中学生のいる家庭に、学用品や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度であります。私は、就学援助の準要保護の認定に際して、05年3月の法改正により、民生委員の関与は必要がないと指摘し、改善を求めました。しかし、学校教育部長は、民生委員の所見は就学支援の鑑定を行う上で非常に有用だと答弁、法的根拠のない民生委員の関与にこだわりました。

就学援助は、憲法に基づく国民の権利に基づく制度であり、学校教育法の第25条、小学校、第40条、中学校で、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しております。子育てしやすい環境をつくる上でも、制度の積極的活用が求められております。手続については、民生委員の関与をなくし、簡素化すべきだと考えます。

当市の就学援助状況、支給者数と支給率及び総額、これも含めて改めて答弁を求めます。

4、国民健康保険について。

全日本民主医療機関連合会、民医連は、5月19日、経済的理由による受診のおくれで症状が悪化し、死亡した事例が2013年の1年間に全国で56例に上ると調査結果を発表いたしました。調査

は、全国の民医連加盟の医療機関で受診、相談した人が対象であります。亡くなった56人のうち、国民健康保険税を滞納したために保険証を取り上げられたり、かわりに窓口で一旦医療費の全額を払わなければならない資格証明書や有効期間の短い短期被保険者証を発行されるなど、無保険状態にあった人が32人で57%を占めました。そのうち資格証明書や短期被保険者証さえ持たない無保険の人は23人でありました。

そこでお伺いします。

国民健康保険被保険者証のとめ置きについて伺います。

当市は、次年度の国保被保険者証、短期も含みますが、これを国保加入の全世帯に対して3月中旬に簡易書留で郵送しているとしておりますが、事実上保険証を持たない方は現在どれだけいるのでしょうか。その件数と経過、対策について改めて伺います。

短期保険証の期間についてお伺いします。

通常の被保険者証の有効期間は1年でありますが、当市では滞納者に対して6カ月、または1カ月を有効期限とする短期被保険者証を発行しております。その件数は何件でしょうか。また、1カ月は余りにも短過ぎるという切実な声が寄せられておりますが、期間の延長はできないのでしょうか。他市町村の短期被保険者証の実情はどうなっているのか答弁を求めます。

5番目、固定資産税のあり方についてであります。

千代田地区の市街化地域には、起点、終点が公道に接続している行きどまり道路が多数見られます。今でも市民から何とかならないかとの声が上がっておりますが、土浦市では、土浦市税条例施行規則の固定資産の減免というところに、2戸以上の住宅の用に供している行きどまりの私道で何ら通行制限を行っていないもの、当該固定資産税にかかわる税額の全額を非課税扱いに減免するとなっております。

私は、去年の6月の定例会の一般質問で、土浦市の例に倣い、非課税としていた公衆用道路を 雑種地に変更して課税した問題について、もとに戻すべきだとただしましたが、市長は、公益性 が確保できると判断できれば、見直しも含め検討したいと答えました。検討結果は出たのでしょ うか、答弁を求めます。

6、福祉行政について、特に高齢者福祉対策についてであります。

1つ、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関する助成について伺います。

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になって おります。特に高齢者の肺炎の約半数は肺炎球菌が原因とされております。県内では、高齢者肺 炎球菌ワクチン接種に助成金を出している市町村がありますが、当市ではどのようになっている のでしょうか、答弁を求めます。

2番目、徘徊する認知症高齢者の介護問題について、その対応策についてお伺いをいたします。 認知症で徘徊するなど、行方不明となる人は年間1万人近くに上り、数百人が死亡しているこ とが警視庁のまとめでわかりました。4月24日、名古屋高裁が徘徊で電車にひかれて死亡した男 性の遺族に、鉄道会社への多額の賠償支払いを命じました。65歳以上の4人に1人が認知症とい う時代、どうやって見守り支えていけばいいのか。福岡県の大牟田市では、市民ぐるみで徘徊者 を発見する模擬訓練を実施するなど、認知症になっても安心なまちづくりに取り組む自治体がふ えております。当市の対応策について答弁を求めます。 3点目、要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書についてお伺いいた します。

障害者手帳では、普通障害者控除、所得税で27万円だった人が要介護認定で特別障害者控除、この所得税では40万円になる場合があります。それには要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書が必要であります。これによって税の控除額がふえて、減税額がふえることになりますが、当市では認定書をどれだけ発行しておりますか。また、住民に対する周知方法はどのようにしておりますか、答弁を求めます。

7番目、水道事業についてお伺いをいたします。

茨城県の水道料金は首都圏で一番高い、この現況は、無駄な水源開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。県の「いばらぎ水のマスタープラン」と実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値についてお伺いをいたします。

県のいばらぎ水のマスタープラン、いわゆる長期水需要計画は、たびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画は実態との乖離は解消されておりません。当市においても過大な人口予測による実施協定を県当局と結んでおりますが、当市の人口と水需要に見合った水量に改定すべきであります。実施協定における当市の水量の見直し変更の要請はしないのでしょうか。他市町村にはその動きはないのか答弁を求めます。

2つ目に、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性について伺います。

国土交通省関東地方整備局は、八ッ場ダム本体工事の着工を決めましたが、3月27日には、霞ヶ浦導水事業について継続が妥当とする報告書案を本県を含む4都県に示しました。この導水事業は、県中央広域水道用水供給事業と深くかかわっており、事業を推進すれば、当然高い水道水を押しつけられる結果となります。茨城県の水余りは明らかであり、新たな水開発は必要はないと考えます。また、導水事業によって霞ヶ浦の水質が改善されるとしておりますが、全くの虚構であります。改めて市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

### 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

### 〇市長(宮嶋光昭君)

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

- 1点目、教育行政についてお答えいたします。
- 1番、地方教育行政法改正案についてお答えいたします。

第186回国会で審議されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るための法律案であると理解しております。また、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限も従来どおりであることから、政治的中立性、継続性、安定性は図られていると考えます。

同じく1番、次の2番、学力テスト結果の公表については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、下土田の残土問題について、農地転用についてでありますが、1番、市農業委員会の 現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているかについては、農業委員会事 務局長からの答弁とさせていただきます。

2点目2番、現在畑地としての役割、生業として利活用されていると考えているかについては、 環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、市立さくら保育所の閉所問題についてお答えいたします。

平成26年第1回定例会いおいて、さくら保育所の閉所については、近傍に私立保育所が開所することから、おおむね1年ということで答弁をさせていただきましたが、さくら保育所を仮に閉所した場合、周辺の民間保育所に入所している児童数と現在のさくら保育所の入所児童数の現状を見ると、待機児童が発生してしまうことが予想されています。これまでも待機児童の解消は重要な課題として取り組んできたところであり、今後といたしましても、待機児童が発生することのないよう民営化の方向に逆行することなく、対応してまいりたいと考えております。

3点目4番、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国民健康保険について、1番、国保証のとめ置きについて、2番、短期被保険者証の 期間延長については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、固定資産税課税のあり方について、行きどまり道路についてでありますが、1番、行きどまり道路の固定資産税の見直しについてのご質問にお答えいたします。

佐藤議員のご質問につきましては、平成25年第2回定例会において、見直しも含めて検討する 旨、答弁しているところであります。このため、現在行きどまり私道の課税のあり方について、 関係する判例や近隣自治体での対応、さらに現地調査等を慎重にしているところでございます。

6点目、福祉行政について、特に高齢者福祉対策については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

7点目、水道事業について、ムダな水開発事業の中止の1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて、当市の具体的な数値については、水道事務所長答弁とさせていただきます。

7点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業の必要性についてお答えいたします。

ハッ場ダム事業につきましては、新聞報道によりますと、国はこれまで検証を行っておりましたが、本年10月に本体工事に着手し、2020年3月末までに完成させる予定であるとのことでございました。ダムが完成し、運用が開始されますと、水源施設の管理費が発生いたします。

霞ヶ浦導水事業につきましては、事業見直しの検証対象とされておりましたが、議員ご質問のとおり、国土交通省関東地方整備局から、継続が妥当とする報告書の原案が4都県と3市に示されたところであります。ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は費用負担が見込まれ、水道料金に転嫁されることになりますので、事業の進捗状況を注視し、事業の広範な効果を踏まえて、その費用負担については、国・県、関係団体と話し合っていかなけれ

ばならないと考えております。

霞ヶ浦導水事業によって、霞ヶ浦の水質改善につきましては、平成23年8月11日、国土交通省 関東地方整備局霞ヶ浦導水事業の再評価の中で、事業の効果として、那珂川と利根川から霞ヶ浦 に浄化用水を導水することにより、湖水の希釈及び交換が促進され、水質が改善されるとされて おります。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

「教育長 菅澤庄治君登壇」

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

佐藤議員の1点目のご質問にお答えいたします。

地方教育行政法改正案に関する見解につきましては、市長答弁と同様でございますが、具体的な改正点としましては、教育行政の責任者としての新教育長の設置や首長、教育委員会により構成する総合教育会議の設置、緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることなどであります。

この改正におきましては、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、 首長との連携強化を図ることとされておりますが、教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別 の教職員人事などは教育委員会の専権事項のままとされていることからも、教育の政治的中立性、 継続性、安定性がこれまでどおり確保されるものと考えております。

次に、学力テスト結果の学校別公表についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省が全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの平成26年度実施要領の中で、 保護者や地域住民に説明責任を果たすために条件つきで市町村教育委員会は学校名を明らかにした公表をすることができ、都道府県教育委員会も市町村教育委員会が同意すれば、市町村名を明らかにした公表ができるとしました。

全国学力テストを行う本来の目的は、学校がテストの結果を踏まえて授業を改善し、子どもの学力向上に生かすことであります。本市では、学校の序列化や過度の競争といった混乱を招くおそれがあること、小規模校が多く、個人が特定されたり、1人の結果が平均正答率に大きく影響することなどの理由から、学校別の結果の公表はしないとの考えでありますので、ご理解願います。

# 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

[農業委員会事務局長 根本一良君登壇]

## 〇農業委員会事務局長 (根本一良君)

2点目1番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているかについてのご質問にお答えいたします。

平成25年第1回定例会でお答えいたしましたように、下土田の残土問題に関しましては、再三にわたり県の担当者とともに事業施工者代表宅に直接訪問しておりますが、会えていないのが現状でございます。また、地権者に対しましても、口頭により早急に農地に活用できるよう現地で

指導しており、2月末日より覆土を購入し、クリ苗を植えている途中でございます。5月末現在では農地奥にクリの苗40本程度が植栽されている状況でございます。

また、農地としての法的手続でございますが、農地法第51条の違反転用に該当すると思われます。事業者並びに地権者に対して、知事名で是正勧告書を送付しており、また、農業委員会長名で農地法違反に対する通知も送付しております。今後も県と協議しながら地権者へ指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

### 〇環境経済部長(根本一良君)

2点目2番、現在畑地としての役割、なりわいとしての利活用をされていると考えているのか についてのご質問にお答えいたします。

畑地としての役割ですが、農地としての定義は、耕作の目的に供される土地で、土地に労働力を加え、資本を投下し、肥培管理を施して作物等を栽培することと定義されていますので、佐藤議員の質問されている下土田の土砂の搬入された土地については、作物の作付がまだ一部であり、肥培管理が十分とはみなされないことから、現状としては畑として解釈するには難しい状況にあります。今後、クリの苗木が全面的に作付されているとみなせて、肥培管理もされている状況がうかがえれば、畑地としてのなりわいとしての利活用をされていると考えられるようになると思います。

以上でございます。

### 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

3点目2番、学童保育の現況と今後の実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

学童保育につきましては、各小学校を対象に、大塚、稲吉、新治の3児童館を含めて公設児童 クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、市内合計20カ所で児童クラブが開設をされております。 一部の小学校、児童館を除いては、高学年の受け入れができるよう関係部署や小学校と協議の上、 余裕教室を確保しながら対応を行ってまいりました。

しかしながら、児童在籍が多い下稲吉小学校区並びに下稲吉東小学校区におきましては、教室 の確保や施設確保が困難であるため、放課後児童クラブの拡充は現在のところ厳しい状況でもご ざいます。そういう点もありまして、小学校3年生までの入会とさせていただいております。

子ども・子育て関連3法が平成27年4月より本格施行となり、対象年齢が見直しをされ、現在のおおむね10歳未満の小学生から小学6年生、1年生から6年生までに改正をされることになってございます。

今後の対応といたしましては、本年度開園となった民間の新設保育園に学童保育が併設をされておりますが、それでもなお厳しい状況にありますので、空きスペースを含め、関係部署や小学

校、地域の民間事業者とさらなる協議を進め、高学年までの入会が可能となるよう取り組んでま いりたいと考えてございます。

次に、3番、子ども・子育て新制度について、当市の取り組み状況についてのご質問にお答えをいたします。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決成立をいたしました。この3法に基づき、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行をされることになってございます。新制度については、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などを整備し、計画的に進めることとしてございます。

当市におきましても、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に策定をいたしますかすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の準備といたしまして、先般、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用の意向、子育て世帯の生活実態、要望、意見などを把握する調査を実施いたしたところでもございます。

アンケートの調査対象につきましては、就学前の児童保護者、小学校保護者それぞれ1,000人ずつを対象に行ってございます。回収数につきましては、就学前児童保護者で544件、54.4%、小学校保護者では795件、79.5%、合計で1,339件、67%という回収結果でもございました。

事業計画の策定につきましては、この調査をもとに今後の見込み量、支援サービスを検討して まいりたいと考えてございます。

6点目1番、高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関する助成についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年度の予算調整において、任意接種に対する一部助成の本年4月実施の検討を進めてまいりました。昨年12月に、この秋から定期接種とする見通しである旨の新聞報道がございましたことから、国の動向に注視しつつ定期接種化に基づき実施をするとしたところでもございます。

最終的な実施時期や詳細等につきましては、間もなく決定されると思われますが、国では、平成26年度から平成30年度までを経過措置といたしまして、65歳、70歳、75歳などと5歳刻みの方を対象に、さらに平成31年度からは、本格実施といたしまして、65歳の方を対象として実施をするとしてございます。

また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、個人の重症化予防を目指すB類であることから、接種費用の3割が交付税措置をされるという見込みでもございます。個人費用負担の近隣市町村との均衡を図りつつ、より効果的な定期接種化の実施に努めてまいりたいと考えてございます。

次に2番、徘徊する認知症高齢者の介護問題についての、その対応策についてのご質問にお答えをいたします。

認知症高齢者の徘徊対応につきましては、要援護者の異変等に関する通報をお願いする旨の見守り活動への協力に関する協定書をいばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルシステム茨城、第一環境株式会社、株式会社筑波銀行、株式会社常陽銀行、生活クラブ生活協同組合の6事業所と締結をしてございます。また、このほかにも日本郵便の土浦支店及び石岡支店に見守りの協力依頼をしているところでもございます。万が一、徘徊が原因で行方不明になった方について

は、警察署への届け出、さらには必要に応じ消防団への捜索要請等により対応をしているところでもございます。

今後、市民の見守り意識の高揚を図るなど、地域での見守り支援に努めてまいりたいと、そう 考えてございます。

次に、3番、要介護認定をもとに市町村長が発行する障害者控除対象者認定書についてのご質問にお答えをいたします。

この認定書の交付につきましては、税の申告時期を考慮しながら、毎年市の広報紙11月号において、その周知等に努めているところでもございます。認定書の発行実績につきましては、平成25年度が32件、24年度が34件、23年度が29件となってございます。今後もさらなる関係課との連携を図り、なお一層の周知に努めてまいりたいと、そう考えてございます。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

[教育部長 小松塚隆雄君登壇]

## 〇教育部長(小松塚隆雄君)

佐藤議員のご質問3点目4番、就学援助制度の積極的活用について、就学援助制度の認定に際 しての民生委員の意見及び就学援助の状況についてお答えをいたします。

民生委員につきましては、地域の中で支援を必要とする方に対する相談、また支援をされておりまして、その所見については、就学支援の判定を行う上で非常に貴重であると考えてございます。また、基本的に前年度の所得証明に基づき判定をしておりますが、職業や収入、家族構成の急変など、当該年度における申請者の事情を把握する上でも、民生委員の所見が必要であると考えております。

このようなことから、新規の申請時、小中学校への入学時を基本といたしまして、既に認定した家庭の場合には民生委員の意見を省略するなど、負担に考慮をいたしまして、できるだけ簡素な形で取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、当市の就学援助費の支給状況ですが、平成25年度の実績で申し上げます。

最初に、認定児童数ですが、小学校児童98名、こちらは要保護8名、準要保護91名となってございますが、うち準要保護から要保護に変更となった児童が1名ございます。このように整理をさせていただいております。中学校の生徒につきましては60名、うち要保護1名、準要保護59名を認定しております。こちらは全児童生徒数に対する就学援助者の割合を申し上げますと、小学校では約4.3%、中学校では約5%となっております。

次に、就学援助費の準要保護による支給総額でございますが、平成25年度実績で小学校529万4467円、中学校が605万4118円、合計で1134万8585円となっております。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

#### 〇市民部長 (飯田泰寛君)

佐藤議員さん、4点目1番、国民健康保険証のとめ置きにつきまして、その対応等についての お尋ねにお答えいたします。

まず、今年度の保険証につきましては、国保加入の全世帯7,131件に対しまして、3月17日に簡易書留にて郵送したところですが、受取人不在としまして、4月上旬までに168件の保険者証が郵便局から返却をされております。その後、73件につきましては、窓口来庁による受け取りや社会保険加入等の国保資格の喪失手続等によりまして、未送達状態は解消されました。

残りは95件でございますが、このうちの20件については、4月に郵送しました第1期分の国保の納税通知書も同じように郵便局から返却されておりますことから、現在の未交付件数は75世帯と考えております。

その後の対応としましては、保険証は返却されたものの、1期分納税通知書が送達されている 75世帯の方に対しまして、保険証の受取依頼の通知を郵送いたしました。一方で、1期分納税通 知書が郵便局から返却されている20件の方に対しましては、早速現地調査を行ったところですが、 アパート等の表示が不明瞭で、居住の実態把握が難しい状況でございます。

今後は、今回の保険証受取依頼、こちらを通知した方の中にあっても反応のない世帯が出ることも予想されますことから、あわせまして繰り返しの訪問調査をしながら、未交付世帯の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に2番、短期保険者証の期間延長について、その対応を問うについてのお尋ねにお答えいた します。

平成26年度の短期保険証交付件数は1,086世帯、2,052人でございました。その内訳は、有効期間6カ月のものが533世帯990人、1カ月のものが553世帯1,062人となっております。この短期保険証の発行は保険料を滞納している納税者に対しては、納税を促すための有効な手段でもありますので、現在の有効期間を変更することは考えておりません。ご理解を賜りたいと思います。

一方、近隣市における短期保険証の発行状況につきましては、まず土浦市の場合、6カ月のみと伺っております。その基準については、過年度滞納者のうち分割納付誓約履行者及び前年4月1日以降にその一部を納付している者と規定されておりまして、これらを除く分割納付の不履行者に対しては、納税相談通知を送付しているというふうに聞いております。また、石岡市においては、1カ月と4カ月の2種類と規定をされ、その基準は、前年度以前の未納がある世帯が1カ月、前年度のみの世帯のうち12月末以前の未納がある世帯が4カ月のものを発行していると伺っております。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

[水道事務所長 田﨑 清君登壇]

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

佐藤議員のご質問7点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の見直しについて、 当市の具体的な数値について問うのご質問にお答えいたします。

県中央広域につきましては、現在、協定水量24万立方メートルのうち日量7万8000の施設が既に完成しております。この7万8000立方メートルの内訳といたしまして、笠間給水系が2万4000、

水戸給水系が 5 万4000立方メートルでございます。 笠間給水系は全量の工事が完成しておりますが、水戸給水系につきましては、平成 7 年 7 月に 4 分の 1 の施設が完成し、現在に至っている状況であります。

茨城県長期水需要計画、いわゆるいばらき水のマスタープランは、平成32年度までの水需要の 見通しによるものでございます。水のマスタープランにおきまして、平成27年度の1人1日当た りの最大給水量の予測値は、茨城県全体で437リットルでございます。当市における平成24年度 の決算では、320リットルでありました。平成24年度は318でございます。県全体の予測値とは開 きがあると考えているところでございます。

県西広域水道、県中央水道それぞれの受水団体で組織する協議会で料金値下げ要望を行っております。県企業局では、平成28年度まで現行のまま据え置くとの説明を受けておりますが、今後も協議会をとおして料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

なお、茨城県中央広域水道建設協議会は、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美 玉市、茨城町、大洗町、東海村、湖北水道企業団、そして本市の6市2町1村1企業団で構成し ているものでございます。

現在、地下水採取の許可を受けた井戸が霞ヶ浦地区に6本、千代田地区に7本それぞれございます。現在受けている採水許可の有効期限がことしの7月31日まででありますので、次の5年間、平成31年7月31日までの延長申請を県に行っているところでございます。この許可によりまして、今後5年間の水源の確保が可能となりますので、一層の安定給水に努めてまいりたいと考えているところでございます。

県中央からの今後の受水見込みにつきましては、これまでのところ、今後の水需要の伸びは余り見込めない状況にあると思われますので、今回申請の採水許可の期間中につきましては、現状維持の日量2,100立方メートルを予定しているところでございます。

協定水量の見直しの件につきましては、水需要の動向を注視しつつ、県中央広域水道用水供給 促進協議会を通しまして、これからも継続して要望していきたいと考えております。

霞ヶ浦導水事業につきましてお答えいたします。

水道事業といたしましては、安定した水源の確保が重要な課題でございます。本市全域が井戸による地下水採取くみ上げの水量の規制を受けていることから、水道事業を継続するためには、県中央広域水道が霞ヶ浦導水事業から水利権を確保し、那珂川から取水することは欠かせないものとなっております。

平成24年度より、震災への対応として実施してまいりました霞ヶ浦地区から千代田地区浄水場への送水工事によりまして、千代田地区への送水には霞ヶ浦浄水場において安定水源の手当てが必要でありますことから、今年度から県中央からの受水を日量1,400立方メートルから700ふやして2,100にいたしております。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分より再開をいたします。

休憩 午後 0時09分

再 開 午後 1時30分

## 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

教育行政の問題でございます。

教育委員会改悪法に反対する国民的共同をという、日本共産党で4月18日にこのアピールを出しました。これは教育長にお渡ししようと思ってお伺いしたら、ちょっといらっしゃらなかったものですから……

## 〇議長(鈴木良道君)

佐藤さん、ちょっとお待ちください。

傍聴者に申し上げます。

帽子をちょっと脱いでいただきます。

どうぞ、続けてください。

## 〇8番(佐藤文雄君)

そのときにお話ができなかったんですが、このアピール文はお読みになっていただけましたか。

### 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

#### 〇教育長(菅澤庄治君)

読ませていただきました。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

4月にこの教育委員会改悪法に対して事前にアンケートを調査した子どもの権利教育文化センターというのがあるんですが、そこでは多くの教育長や教育委員は、政治と教育は別のはずだと、自分たちは子どもたちのためにという思いを持って仕事をしているというふうに語っていたそうであります。

この資料にもありますように、政治家が学校の学習内容をゆがめることについては、「一定の歯どめが必要だ」というのが75%、これは朝日の2月18日付の作成であります。私は、やはり政治と教育の関係について、政治が一番やるべきことは教育条件の整備、絶対にやってはならないのは教育内容への介入、支配だというふうに思います。これは民主主義社会の政治と教育の根本であって、憲法の立場だと。今回の教育委員会のこの制度の改悪は、それを根本的に踏みにじって、政治が一番やってはならない、この教育内容への介入、支配に道を開くものだと私は考えま

すが、どうでしょうか。教育長、市長も含めてご答弁願えますか。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

ちょっと具体的に何条のここの部分がいわゆる問題だとおっしゃっているのかちょっとわかり ませんので、答弁のしようがありません。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

国会という国の代表の方々が決めたことにつきまして、私が公の場で論評するわけにはいかないと思っております。したがって、よいとも悪いとも言えませんので、ご理解をいただきたいと思っています。

私ども教育委員会としましては、法律の定める範囲内で、子どもの教育にとって何が一番大切かと、その原点に立ち返って職務を遂行すること、これが大事だと考えております。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

教育委員会は、国や首長、都道府県の知事や市町村長、ここから独立した行政組織だというのに最大の特徴があるわけですね。しかし、この政府の法案は、問題があるのは、国と首長の支配下に置こうという考えがある。そこは法案の中に2つあるんですね。法案が導入した教育の大綱という規定であります。大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方向を参酌してつくると言われています。そういう意味では、この大綱の中身によっては、実にその大綱に即して教育行政の運営が行われるように意を用いなければならないというふうになっているんですね。ですから、この大綱というのは、国のいわゆる基本的な方向を指し示すと。今の安倍内閣は、非常に危険な愛国主義的な、偏狭ですね、偏狭な愛国主義を持っている。そういう意味では、非常に危険だというふうに私は思っているんですが、これが入ると大変な事態になるというふうに思いますが、その点についてもご回答はできませんか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長(宮嶋光昭君)

私は、安倍総理が特に偏狭だとは思いません。

[「大綱の話です」と呼ぶ者あり]

## 〇市長 (宮嶋光昭君)

いや、大綱に沿って教育行政を行うというのは当たり前な話で、きちんとした国の方向、例えば中国が尖閣は我が物であるとこう決めたら、それにのっとって軍隊でも何でも派遣していくのが、そのやり方でありますから、それは国が決めるんでありますから、それにのっとって教育も行われると。もうこれはどこの国もそうやってやっていることでありまして、何の問題もないと私は思いますけれども。その国その国の考え方に従って子どもたちに教育をしていくというのは

当たり前のことだと私は思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

# 〇教育長 (菅澤庄治君)

私も市長と同じ考えでございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

大綱には何でも盛り込めると。個々の人事や教科書採択、これは引き続き教育委員会の権限でありますが、こういう大綱に、今言った成果主義の賃金を導入するとか、愛国心教育を推進するとか、そういうのが書かれれば、その教育委員会はその方向で迫られるという可能性があるということなんですね。市長は、国が言えば、あとはもうみんな従えばいいんだという発想ですが、今まではそうじゃなかったんですよ。やっぱり教育委員会というのは独立した機関でもありますし、また教育委員会の中で独自に決める、教科書の問題なんかがあるわけですね。

やはり、安倍首相がどういうことが問題なのかというと、歴史教科書なんですよ。侵略戦争の 反省を書いている今の教科書では愛国心は生まれないと。愛国心のために歴史の事実を教えるな というゆがんだ考え方なんですね。そういう意味では、私が偏狭だというのは、そういうところ なんです。

今の現下村文科大臣が、教科書の記述を見ると、訂正した教育基本法にのっとった記述になっていないというふうに「Will」という雑誌の4月号で言い切りました。そして、その中で、彼らが思っているのは、太平洋戦争を自存自衛の戦争、アジア開放のための戦争と、こういうふうに教えている育鵬社版の教科書を全国で採択しろというふうに、やはり圧力をかけようとしているんですね。でも、今までは多くの教育委員会は、安倍首相らのたくらみについてはくみしていないんですね。ですから、育鵬社の採択率は、歴史が3.7%、公民が4.0。だから、教育委員会の権限というのを弱めて、国やこの首長の政治的な圧力で採択させようというふうになってしまうんですね。

私は、平成15年に議員になりましたが、何回か教科書採択の問題で、一時期こういう問題も取り上げたことがあります。でも、やはり教育委員会は、きちっとした教科書を採択していると。こういう問題があるんですが、この教科書採択についてはどう思いますか、教育長。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

教科書の採択につきましては、文部科学省がまず検定を行って、その合格したものについて各都道府県でまた審議をして、さらに茨城県においては、本市は第6教科書採択地区といって、土浦と石岡とかすみがうら、この3市で採択するわけなんですが、選定協議会があります。これは教育委員長と教育長と保護者代表。そして――この説明はやらないほうがいいですか。保護者代表が選定協議会の委員になっています。さらにその下に、各教科ごとに調査委員という、これは学校から選ばれた先生が調査をして、そして選定協議会に上げて、そこで1社の教科書を選定す

るわけです。

そうすると、3市はその合意を忠実に履行すると、誠実に履行するという約束がございまして、 そこで決まったことがかすみがうら市でも採択するというようなことになっておって、どの社会 においてどの教科書が採択されるか、それは私もまだわかりません。

そういうシステムになっておって、調査委員の先生、あるいは選定協議会の委員の良識が問われるということになると思います。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

今、教科書採択の流れを言いましたが、法案のもう一つの問題というのは、新教育長という問題なんですね。新教育長というのは、事務局のトップである教育長と教育委員会の代表である教育委員長を兼ねるポストで、この教育委員長というのを廃止すると。これにより教育委員会と教育長の力関係が制度上入れかわるということになるわけですね。新教育長は、教育委員会を主催し代表するという新教育委員長の役割をあわせ持つ、文字どおり教育委員会のワントップになる。そういう意味では、教育委員会のほうは名実ともに新教育長の風下に立つということになるというふうに私たちは考えています。ですから、やはり問題は、この大綱で決められたものがいわゆる上のほうから決められて、どんどんそちらのほうに流れ込んでいくという危険性があるというふうに思うんですが、こういう点は全然危険だと、危険というか民主主義的ではないと、上意下達という流れになってしまっているんじゃないかというふうには思いませんか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長 (宮嶋光昭君)

教育委員会の委員は、首長が選ぶわけですね。教育委員の会合を今は教育委員長がやっているんですが、それが教育長に統一されると。それで、その教育長を決めるのも議会の同意を得て首長が選ぶと。そういう上意下達ということではなくして、いろいろと間にチェックが入ったり何かしますから、私はそういう改正が仮にあっても、何ら問題はないのではないかと。今はむしろ教育委員長と教育長が、むしろ変則的な形になっているんではないかという感じを持っております。

# 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

## 〇教育長 (菅澤庄治君)

市長と同じ考えでございますが、首長が任命して議会の同意を得るというようなことがありま すので、私は、そう問題はないと考えております。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

本来は教育委員会は選挙で選ばれていたんですね。それが教育委員会法の改悪によって、今度

は任命制みたいな形になったと。そこでいろんな問題、ひずみが出ていますが、やはり首長に必ずつき従うわけじゃないということはあるんですね。例えば橋下大阪市長なんかが、かなり問題のある、この教科書の問題についてやったときに、それをきちっとはねのけたり、それから沖縄でも、竹富町でしたか、あそこできちっとした教科書を採択したら、文科省がそれに対して横やりを入れて、それに従わないとということで何かかなりの問題も出しましたよね。それについてもきちっとした態度をとっているという点が、非常に私は必要なことだというふうに思います。

ちょっと時間の関係もありますから、この教育委員会の改革の方向、これもこのアピールで出しているんですが、1つは、教育委員たちが保護者、子ども、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックし改善する、これが1つです。2つ目は会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくる。3つ目が政治的介入から教育の自由と自主性を守る。4つ目が憲法と子どもの権利条約の立場に立って行政を行う。5つ目が教育委員会の、今言った公選制ですね、これについても検討をする。いわゆる国民的合意の中で進めていくというのが、これ提案しておりますが、これについて、じゃ、教育長のお考え、見解を求めます。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育長 菅澤庄治君。

# 〇教育長 (菅澤庄治君)

この内容につきましては、佐藤議員が所属する党の主張でございまして、私がこの場でよいと も悪いとも言える立場ではございません。ご理解願います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

やはりそれは党がどうのこうのということではなくて、改革の中身としてはどういう点が評価できるか、評価できないかということなんです。別に政党政派を問題にする必要はないかなというふうに思います。

いずれにしても次に移ります。

下土田の残土の問題でございます。

事業施工者代表宅に直接訪問しても業者に会えないというんですが、これは留守なんですか。 忙しいから会わないとか。それとも業者は今存在しているんですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長根本一良君。

## 〇農業委員会事務局長 (根本一良君)

何度か訪問した時点では、訪問先で会えなかったというのが事実でございます。また、郵送等についても戻ってきてしまうということが続いておりました。ただ、平成23年の4月26日には一度、未来企画の代表の方にお会いしてございます。そういう中でいろいろな是正措置とかそういうものを要望し、また催告書も置いてはきましたけれども、その中で、現在私はそういう財力もなく、とても対応できないというような回答をいただいたのが4月26日で、その後については接触はございません。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

ですから、今は存在していないんですか。接触できないというのは、もうその会社が、未来企 画はないんですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

## 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

登記簿上は、ちょっときょうは確認していないですけれども、登記簿上は、1年か2年前については、登記上はございました。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

存在していないかどうか言っているんです。

## 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

## 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

登記簿上のお話をいたしましたけれども、経過等の書類を見ますと、社長という方が、実際会ってみましたらタクシーの運転手だとか、また、代表の方についても、現在そういう財力もないというような形で、実質、登記簿はあったとしても、会社の機能はないと判断するしかないと思います。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

そうすると、この業者が完了届を出す可能性はないということですね。

#### 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長根本一良君。

#### 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

いろいろなご質問をいただいていますけれども、残土条例の関係でもそういうことをお話しいたしましたし、きょうの農転の関係につきましても、実際には会社とは連絡がとれないということで、地権者にいろいろ是正措置を指導しているのが現在の状況でございます。

以上です。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それでは、地権者のほうにこの指導をやっていると。

それでは、ちょっと私、前にも質問したら、同じような答えを出したんですが、同じ答えでもちょっと違っていたんですね。現在のところ2月末日より覆土を購入しと言ったんだね、覆土を購入しというのは、搬入しじゃないですか。搬入し、クリを植える計画で開始しております。これ、去年の3月と同じことが答えなんですよ。おかしいんじゃないですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

# 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

ことしの2月時点でそういう指導をしたということで伺っております。また、現時点では、佐藤議員さんからも今回質問がありましたので、再度地権者のほうにも、県と市と指導に参りました。月1回か2カ月に1回程度指導するということで経過がありましたので、指導に行きました。それで、結果的には一番奥に40本程度のクリの苗木が植わっておりました。それで、いつまでに完了するんだということでお話を聞きましたら、最初は五、六年とか、この状況だと七、八年かかるようなお話をしていましたけれども、こちらといたしましても、指導する立場においても、きっちり早いうちに期限を定めて植栽を進めるようにお話をしました。

そういう中で、その現場では既に40本の苗木を植えたところであり、平成27年3月までに残りの部分もクリの苗木を植えつけて農地に復元しますと、現場でそういうお話がありました。それも後日でございますけれども、同様の内容で県と市と地権者のところにお邪魔いたしまして、違反是正計画書をいただくことになりました。茨城県知事と市農業委員会宛てにいただいたものです。内容につきましては、繰り返しになりますけれども、既に40本の苗木を植えたところであり、平成27年3月までに残りの部分もクリの苗木を植えつけて農地に復元しますというような計画書が出されております。

今後もこの計画書どおり履行できますよう、茨城県とともに指導していきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

当初ここの農地をどういうふうに利用するというふうになっていましたか。

### 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

#### 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

当初の計画におきましては、サツマイモをつくるというような形で計画があったようでございます。その後、ちょっと書類を見直したんですが、いつ時点でクリになったかちょっと定かではなかったんですけれども、現在においてはクリを、覆土を搬入しながらクリの苗を植えていくということでございます。また、その期限というのは、先ほども申しましたけれども、27年3月までには復元しますというような計画書をいただいております。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

### 8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

最初はサツマイモね。平成21年8月13日付の県南農林事務所宛てに出した計画がありますが、 どういう計画ですか。平成21年8月13日。

## 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

## 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

今ちょっと手元にありませんので、調べさせていただこうと思います。 暫時休憩をお願いします。

## 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時02分

## 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。 農業委員会事務局長 根本一良君。

## 〇農業委員会事務局長 (根本一良君)

どうもすみませんでした。

茨城県県南合同庁舎農政課での意見に対する回答ということで、前後関係はちょっとわかりませんけれども、地権者の方から埋め立ての高さの件ということで、造成場隣接地の高さに合わせたもので、将来隣接地を借り受けて梨畑に計画がありますので、のり面での耕作面積が減じたのはやむを得ません。なお、水路敷がありますが、市役所の道路管理課と協議の結果、農耕用道路として残すということでの文書がありました。

以上でございます。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

ですから、当初の計画からころころ変わっているということなんですね。

ちょっと、これは現地の状況ですが、もうここには廃棄物というか、電化製品が捨ててありました。これ確認できますね。実際にはこれを見ますと、道路側からは本当にクリが、苗木が植わっているかどうかは確認できません。そういう点で、この農地の一時転用というのはどういう内容ですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

農業委員会事務局長 根本一良君。

#### 〇農業委員会事務局長(根本一良君)

一時転用につきましては、この箇所につきましては、基本的には一時転用として5年間というような制約があろうかと思います。ただ、今現在、農地法違反ということなので、始まってから

5年という制約ではなくて、それなりの幅はあるようでございますけれども、最長で5年という ことでございますので、今回の計画書においても早いうちに完了するという形で、今年度内とい うことで指導していただいた経過はございます。

以上です。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

そういうことなんで、その5年経過の中で今回私は質問をしているわけです。

そういうことを見ますと、残土を搬入したスピードと農地として活用が著しくおくれていると。 畑にするというのは、当初からこの農地転用に名をかりた残土廃棄だったというふうに思うべき なんじゃないかなと、私はそういうふうに感じますが、市長はこの経過を見てどうですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長(宮嶋光昭君)

現実的には、そういうことだろうと思います。もう事業主も責任能力がなくなっていますし、 最終的には地権者、土地を持っている人との話し合いというか、後始末をやっているわけであり ますが、貸し手責任ということもありますので、こういう事案があと出ないように、しっかりと した環境行政をとっていかなくてはならないと、こういうふうに思うわけであります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

ぜひ、こういう脱法行為まがいのものを当市としては食いとめるということが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それでは次、総合的な子育て支援のほうにいきます。

市長は、現在のさくら保育所の入所児童の現状を見ると、待機児童がふえることが予想される と。1年限りというのは見直すというようなことなんじゃないかなというふうに、答弁はね、だ と思うんですが、ということは、来年の3月末の閉所というのは考えていないというふうに理解 してよろしいですか。

### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

極めてこの流動的な状況にありまして、というのは、年度当初は全然この待機児童の問題はなかったわけであります。というのは、年度当初の状態では、100名以上の私立保育所がこのほか新規申請されていましたし、それから既存の今、ことし4月にオープンした保育所は、幼稚園まで併設するというようなことでありますから、優に現状からすると150人から200人程度の余分なキャパが年度当初にはあったわけです。ところが、ついせんだって、まだ1カ月にもならないんですが、相次いで私立保育所を開設しようとしていた人がやらないよという話が来まして、それから、こども園にするのに幼稚園を併設すると言っていた、今、民間保育所のほうが規模を縮小

してやるという話になりましたから、あれよあれよという間に、ここ1カ月の間に200名近い園 児の収容可能数が減ったわけです。

今新たにそういう事態を受けてカウントしてみますと、今現在さくら保育所を閉所した場合には、30名ないし、今どんどん園児がふえていますから、民間側の園児がふえていますから、このふえる現状を見ればね、ニーズが強いということでありますが、ふえる現状を見れば、30ないし50名の待機児童が出ると。今さくら保育所を閉所した場合ですよ。ですから、しかし、民営化の方向は変わっていませんから、いずれ民営化するわけですが、さくら保育所を閉所すれば、そういうキャパが足りなくなるということがここ1カ月の話でわかってきたわけですね。ということは、今後の推移を見て新たな対応をしなくてはならないということを考えなくてはならないと思います。

同時に、民営化の方向はもう待ったなしでどんどんやっていかなくてはなりませんから、それはあわせて検討対象にして、そこにまた1カ月後は市長選でありますから、今、市長選を前にしてどうこうやっても、これ私も勝たないことには責任を持てませんので、まずはきちんと市長選をクリアして、それで責任ある保育行政をやっていきたいと、こういうふうに思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

保護者の中では、特にさくら保育所の保護者の中では、宮嶋市長に対する批判は強いですね。 きちっと受けとめていると思いますが、そういうこともあって、その1年程度の継続というのは ちょっと先延ばしみたいな答弁になったのかなというふうに思うんですが、私は、個々の保育所 の運営状況や保育条件に関する客観的情報をもとに保護者が行った保育所の選択の意思、入所後 の保育所の利用関係の継続においても、最大限に尊重されるべきだというふうに思うんです。

保育所を設置した市としては、天災事変等により当該保育所の施設が利用できない状況とか、 市の財政が急激かつ極度の逼迫状況によって保育所運営が財政的に一刻の猶予ができないほど乏 しくなったという場合、これ特別な、特段な事情がない限りは、やはり当該保育における保育の 実施の継続を保護者の意思を尊重する義務が求められるというふうに思いますが、市長は、今、 流動的だというのは、あくまでも市長選を目の前にしているから言えないということというふう に理解してよろしいですか。

### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

今もお話ししましたように、新しい、結果的には何ら保育所のキャパの問題は、問題はなかったわけです、当初は。仮に閉所してもキャパ的には問題はなかったわけです。しかし、閉所の要望書が出たときには、まだ影も形もないと。開所予定の場所が草ぼうぼうだったという事情があるわけですから、そういう中で不安を持った保護者がいたわけですから、とりあえず形ができるまで1年見届けましょうということで見届けたわけです。4月にはちゃんと予定どおりオープンしましたし、さらには平成27年には150名もの余分のキャパができるという状態だったわけです。だから、かすみがうら市は今、待機児童の問題が全国的に問題になっていますが、かすみがう

ら市は待機児童どころか待機保育所があるんだと、そういう非常に保育に関してはもう恵まれ過ぎるほど恵まれている環境にあったわけです。

ところが、民営の事業者は、やっぱり今の園児数とかの予測を立てますから、前車の覆るを見て次の事業計画を立てますから、撤退したと。これは民営事業者は当たり前のことでありますから、そういったことを踏まえて行政は考えていかなくてはなりません。ただし、民営化の方向は変わらないと。

そうすると、今方向を打ち出さなくてはならないんですが、こういう事態になったのがまだ1カ月ですから、1カ月というか、1カ月もたたないぐらいですよね。正式に文書で上がってきたのは。そういうことを踏まえて、今後保護者等とも話していきたいと思いますが、いずれにしても、私が再選されましたらば、きちんとした保育行政をやるつもりです。今までもそれできちんとやってまいりましたから、何ら問題があったとは思っておりませんので、ご信頼いただけるようお願いを申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

保護者は、定例会で1年継続だとか、保護者会で、もう来年からさくら保育所は閉所するんだとかというように一方的に発信するでしょう。それに対して振り回されてきたというふうに言っているわけですよ。ですから、少なくとも5年の継続をアンケートをとってやったわけですね。ところが今、待機児童が出るという話になりました。やはり実際には、保育の要望というのは、事業者によってくるくる変わっては困るんですよ。そういう意味では、保育の実施義務というのが大事だと。これは公的な保育のあり方だというふうに思います。

それから、廃止条例については、やはり附則に、例えば5年後に廃止するとかそういうふうに して、父母の会の要望をしっかりと受けとめた形で出すべきだというふうに思うんです。突然、 来年からやめますというやり方はやめてほしいと思いますが、いかがですか。

### 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

## 〇市長 (宮嶋光昭君)

廃止条例については、別に事後でも構わないとは思いますが、いずれにいたしましても、待機が出るなんていう事態は絶対にかすみがうら市においては、そういう事態は生じさせないと、そういうことはきちんと申し上げたいと思います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

なかなか答弁がはっきりしなくて、しようがないですね。今はそういう時期だから、慎重にな らざるを得ないのかなというふうに思います。

ただ、今の待機児童の問題が出されました。産休明けにさくら保育所の入所を希望したら、ゼロ歳児の定員は8人で断られたというふうに聞きました。さくら保育所の定員は、ホームページを見れば15人となっていますね、ゼロ歳児。この事実経過について、保健福祉部長、お答えでき

ますか。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

## 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

お答えをいたします。

今、0歳児の保育につきましては、乳児の場合の9人以上入所をさせるということにつきましては、規則の中で8名までは保育士が対応できるという規定になってございます。したがって、9名以上になりますと、保健師、または看護師を配置しなければならないという状況でもございましたので、定員には実際には満たないんですけれども、8名の保育でやってございます。以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

不十分だよ、答弁が不十分。15人でしょう、定員。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

## 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

定員は15名でございますが、0歳児の場合には、先ほど申しましたように、9名以上になった場合には保健師か看護師を1名配置しなくてはならないという国の基準がございます。現在その配置となる保健師、または看護師が配置をしていない状況でもございますので、8名までならば保育士が対応するということも、その記述の中に明確にうたわれておりますので、その中での対応で今保育業務を行っているという状況でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

いや、私は、保健師もしくは看護師がやめたというふうにちょっと聞いたものですから、聞いたんです。いずれにしても15人という、そういう入所状況、ホームページを見ればそのままになっているわけですから。やっぱり公的責任というものは果たさなければいけない。何も決まっていないわけですから。民営化だ民営化だといって、一生懸命になって宮嶋市長は言うけれども、現にさくら保育所はあるわけですから。定員は15人ですから。それを確保するということが今の当市の責務だというふうに思いますが、どうですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

#### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

先ほど、概要については答弁したとおりなんですが、今後協議をしまして、現在の配置の中で 進めるべきなのか、また看護師並びに保健師の配置というものも含めて協議をさせていただけれ ばなというふうに思っております。

#### 〇議長(鈴木良道君)

### 8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

これまでも産休明けなどの児童が途中入所してきたと思います。その人数はどのくらいでしょうか。ゼロ歳児の待機児童との関係で、その対応についても含めてご答弁願います。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

## 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

3カ年の途中入所の児童数について答弁をさせていただきます。

全体的な公立、私立、全体合わせての人数になりますが、平成25年度では32名途中入所がございました。平成24年度では10名、平成23年度では32名という数字でございます。大半これがゼロ歳児から5歳児という判別はついておりませんが、大方3歳児以上の途中入所ということはありませんので、ゼロ歳児から1歳、2歳児までの数字が大半であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

かすみがうらが住みよさ13番になったとかなんとかと広報しているそうですが、実際にこういう保育所があったり、買い物が便利だったり、それから学校があったり、こういう環境がこの千代田地区のほうにはあるということが一番大きいんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、この保育所なんかも大事ですね。

そういうことで、今言ったように、途中入所が30人を超えているというのは、やっぱりそれだけ子育でをしているお母さんたちが多くいるということだというふうに思います。それで、現行の制度と子ども・子育で新制度の大きな違いについて、ちょっと簡単に説明いただけますか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

ご質問にお答えをいたします。

新しい制度の中で3点ほど変わってくるものというふうに解釈をしてございます。

これまでですと、保育を利用する場合には施設の希望施設名を入れながら保育所の入所をしていたというのが1つでもございます。その中で、市のほうで第1希望、第2希望、第3希望という形で入所を決定してきたということが1つ。これからは、じゃ、どうなるかという点につきましては、まず新制度の中では、利用したい人は保育の必要性というものの認定を受けることになります。認定を受けたら原則全員が利用できるというのがまず第1点でございます。これは希望入所施設がありますから、その入所の範囲の中で対応すべきであるというふうには私は解釈してございます。

それから2つ目の要件になります。保育を利用できる要件が広がってきたと。例えばパートの 勤務の方においても、8時間の就労形態ということであれば、8時間と、それからそれ以上の就 労の形態で11時間と、どちらかの選択が受けられるということになってきます。恐らくまだ具体 的な方針は示されてはおりませんが、料金形態も若干の変更というか、変わりがあるのかなとい うふうには解釈をしてございます。

3つ目なんですが、保育の定員や種類がふえるということが1つございます。例えば今までは 施設型保育ということで、認定保育園とか認可保育園とかという施設型を進めてきました。です けれども、小規模保育、例えば定員が6名から19名とか、家庭的な保育、1名から5名の保育だ とか、そういう新たな保育事業が導入されることになってきます。そういう点では、子どもが減 る過疎地域の部分でも、その地域の実情に合わせた保育ができるのではないかというふうには思 ってございます。

以上でございます。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

今いろいろ述べたと思うんですが、簡単に言いますと、これが子ども・子育て新制度の仕組みなんですね。児童福祉法24条の1項、それから児童福祉法の24条の2項というのがあります。政府の当初案では、児童福祉法第24条による市町村の保育実施義務が全面削除されていたんですね。ところが、国民の不満、不安、それから反対運動で24条がちゃんと残りました。改正された児童福祉法24条では、これまでのただし書きが削除されて、この2項になってきたわけです。

この2項が追加されたんですが、第1項は、市町村は、保育を必要とする場合において、当該 児童を保育所において保育しなければならないという市町村の保育実施義務を規定しています。 一方、追加された第2項は、認定こども園など、または家庭的保育、こういう必要保育を確保す るための措置を講じなければならないというふうになってきたわけですね。

そういう意味では、第2項というのは、非常に曖昧なんですよ。市町村の保育の実施義務の対象外になってしまう。認定こども園、幼稚園、そして小規模保育から家庭保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これは地域型保育というんですが、こういうような形で、こちらのほうは直接契約になってしまうんですね。これが、やはり多くの保護者の人たちは直接契約に対して十分に理解というか、不安を持っているということであるし、公的な保育を求める声というのはなくなっていないということだというふうに思います。

やはり保護者の間では、公的責任のある施設を求めているという傾向があると思いますが、どうでしょうか。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

## 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

それでは、今、佐藤議員さん、図をご紹介して質問をされたんで、私も同じような形で答弁をさせていただきますが、保護者と施設が直接契約、市町村が保育の実施責任というふうに書かれております。先ほど私が述べたのは、ここで言う施設型保育というのが現に今ある認可保育所であり、認定こども園でありというふうに理解を、これはできると思います。その中で、新制度の中では保護者と施設が直接契約をしていくということにつきましては、やはり今まで幼稚園機能を持っていた施設がございます。当市にも3カ所ぐらいあるんですけれども。その方については、

今までは3歳から5歳児までが認定をしていると。ところが今度認定こども園になれば、ゼロ歳 児から5歳児まで、幼保連携の形で保育ができると。

1つこの今の契約の中でも、直接契約を認定こども園はやっていますが、市に準じた額で、あくまでも市がある程度の管理責任を負えという指導もございますので、準じた額で保育が実施されているというふうなこともございます。

さらに新制度の中で、6本ほど新たな条例を策定いたします。その1つにこの施設型保育の部分もあります。それから、地域型保育の小規模保育がございます。それはきちっと条例の中で定めて、それで国の交付金が受けられるような基準に沿えば給付金が受けられてくるというふうなことになろうかなというふうに思っております。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

今いろいろ説明しましたが、今言ったように、この施設型保育までは都道府県のレベルなんですね、条例化というのは。ところが、地域型保育、小規模保育から家庭的保育というのは、これは市で条例化するということになると思うんです。今こういう小規模保育の実績のあるところはありますか。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

## 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

地域型保育、小規模的な、保育的な、託児所的な部分が1カ所あるかなというふうには思っております。それはどのぐらいの人数が託児されているかという点については、私のほうでは把握をしておりませんが、支援新制度になってからいろいろな事業所へのPRも含めた、保護者へのPRも含めて、広報なりで周知をしていきますから、その中ではっきりそういう点が出てくるのかなというふうに思います。

また、もちろん条例で定めるわけですから、それは十分に配慮をしていただいて、その基準の中に沿った形での小規模保育を行っていただきたいというふうに指導はしていくつもりでもございます。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

厚労省が5月26日に、いわゆる公定価格というものを公表しました。公定価格というのは、保育所なりそういう施設を運営するときにどのくらいかかるかという積算したものですね。そういう意味では、これがやっぱり条例化がどんどん迫られると思いますが、この条例化の時期については、今度は9月の議会が焦点になるかと思うんですが、どうでしょうか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

#### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

子ども・子育て支援事業の計画の策定もございます。同時並行で9月の議会には条例案を提出 していきたいというふうに努力はしてまいります。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

その前に、いわゆるニーズ調査をやりましたよね。そのニーズ調査のデータを後で提出していただきたいと思います。よろしいですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 木村義雄君。

### 〇保健福祉部長 (木村義雄君)

子育て支援策、先ほど市長のほうからもいろいろ答弁の中でありましたように、これからの国の重要な大きな課題となっている施策でもございます。委員会を含めて、議会にも報告をさせていただきます。

以上でございます。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

それでは次に、就学援助の制度の問題についてお伺いしますが、いわゆるこの就学援助については、要保護と準要保護がありまして、それは生活保護基準をもとにしているんですね。この今、生活保護基準を見直しするという、下がったわけですね。これについてどのように対応していますか。これは下がっても、生活保護基準が下がったとしても、それをフォローするというのが国の方向なんですが、これについてご答弁願います。

#### 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

### 〇教育部長(小松塚隆雄君)

就学支援制度におきます生活保護の基準、これにつきましてお答えをいたします。

ご指摘のように、就学支援制度につきましては、生活保護基準を参考に算定を行っております。 昨年度、生活保護基準の改正によりまして、保護基準が引き下げられました。就学支援制度においては、これまでどおりですと生活保護基準が基礎となることから、あわせて引き下げることとなりますが、国庫補助金の扱いとなっております特別支援教育の就学奨励費、こちらにおきまして、引き下げ以前の生活保護基準を維持するというような国の見解が示されました。この中で、地方においても同様の措置を検討するようにということがございまして、本市の就学支援についても、同様に引き下げ以前の基準を維持することとしております。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

そういう意味では、生活保護基準が下がったけれども、その分はきちっと国のほうでフォロー するということですから、それについてはきちっと確保しているということだと思います。

ちょっと民生委員の関与の問題なんですが、これは、私、何人かに聞いたんですよ。そうしたら、このことをわからないという方もいらっしゃいました。それから、三、四件あったけれども、書くところは、本人が書くところとほぼ同じようなことを書くと。何でこんな二重の無駄をしなければいけないのかというふうに言っていたんですよ。あとは、やはりこの申請をするときに、非常に民生委員という、これが一つひっかかるという方がいたんです。やはり根掘り葉掘り聞かれるという、そういう心配もあるでしょうが、こういう意味では、もう民生委員の関与をやると、その分だけおくれてしまうんですよ。もっとやりやすくするということが必要だというので、私はこれを必ず見直してほしいというふうに思います。

それと、今、ホームページでモデルケースを掲載していますね。それで、こういう広報をやっていますが、こういうモデルの収入、これについて学校当局なんかにも、そういう保護者にそのことを渡して説明していますか。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

### 〇教育部長 (小松塚隆雄君)

初めに、民生委員さんのほうの所見で、同じようなことを書く場合があるということでございますが、確かにそのようなケースもあるというふうに思います。しかし、先ほどの答弁の中でもお答えしましたように、所得の証明書等だけでは補足をできない当該年度中の急激な環境の変化ですとか、そういうものをより現場に近い形で見ていただく。なおかつ校長先生の意見とあわせて地域の実情に精通をした民生委員さんの所見をいただくというのは非常に貴重であるというふうに考えてございます。その民生委員さんにいろいろ聞かれることへの抵抗ということもございますでしょうが、民生委員さんはそういう点も専門的な知識ですとか、また接遇ですとか、そういうものについても研さんをされているというふうに理解をしておりますので、ひとつ同様なことでお願いをしたいというふうに考えてございます。

また、そのことによっておくれてしまうということの懸念もあるようでございますが、そこは きちんと、場合によっては年度当初に遡及をいたしまして適用させているというような実態もご ざいますので、ご理解をいただければと思います。

また、モデルケースの提示につきましては、議員ご指摘のように、昨年度からホームページのほうで公表をさせていただいております。この就学援助の活用ということにつきましては、年度当初に学校を通じて全家庭に案内を文書で送付させていただいております。児童を通じて配布をさせていただいておりますが、本年度は全家庭への案内文書の中にもモデルケースを追加して記載をいたしました。また、年度当初には、このような就学援助の事務について学校に説明をさせていただく機会もございますので、そういう中で当然理解をされているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

民生委員の関与の問題なんですが、実際には義務づけをしていないのは、龍ケ崎とか土浦とか常総市、取手市、こういうところがあるんですよ。こういうところは、やはり適用率というのは高いんです、実態として。今、子育て支援として役割を果たすということを私は言っているし、もうそういう義務らしい政令もなくなったということですから、そういう手続上は学校側でもきちっと丁寧に対応しているんであれば、そういうふうな方向で考えるべきだというふうに思います。

それでちょっと聞きますが、今、いわゆる準要保護に対する就学援助が一般財源化されたというふうに聞きますが、この一般財源化されたのはいつからですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

## 〇教育部長 (小松塚隆雄君)

2005年3月の法律改正というふうに理解をしてございます。2005年ですので、平成17年になろうかと思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### 〇8番(佐藤文雄君)

そのときは、これ今まではどういう中身だったんですか、補助率。

## 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

#### 〇教育部長 (小松塚降雄君)

大変申しわけありません。当時の補助率までは把握をしてございません。現在ですと、特別支援教育については補助がございまして、それは2分の1となってございますが、その補助率についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。申しわけありません。

### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

その2分の1でございます。

私は、ちょっとこの非常に子だくさんで収入が大変な方がいるというお話を聞いたんです。この就学援助の話をしたんですが、学校側では説明がなかったと言っているんですよ。先生が親身になって、もう家庭の事情なんかもある程度わかるんじゃないかと思うんです。ここの、私の知り合いの知り合いの話ですが、子どもが5人ですよ、中学生が1人、あとは小学校4人です。こういうところでは、学校側の説明が十分でないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

#### 〇教育部長 (小松塚降雄君)

現状では、先ほど申し上げましたように、年度当初には必ず全家庭にということで文書の配布をお願いしておりますし、学校側にもその事務の手続等については説明を申し上げております。

たまたまそういう事例もあったのかと思いますので、今後学校への説明等に当たりましては、その日常的な学校生活の中での各先生方の気がついた点等も考慮に入れて説明をされるように協議をしていきたいというように思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

茨城新聞で、今、全児童・生徒に占める対象者の割合が過去最多の16%になったと言っているんですよ。当市は5%ぐらいでしたよね。そういう点では、ほかのところは、今高いところを言いましたが、10%を超えているんですよ。5%と10%とは全然違いますね、2倍ですよ。

それで、実際には当市は準要保護の認定は所得基準の生活保護基準の何倍でしたか。

# 〇議長(鈴木良道君)

教育部長 小松塚隆雄君。

# 〇教育部長(小松塚隆雄君)

1.3倍でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

この1.3倍よりも高い自治体があるんです。つくば市とか、それから水戸市。つくば市は1.5かな。つくば市が1.5で水戸市が1.4、茨城町も1.4ということになっているんです。こういうことも、子育て支援の大きな柱とすべきだと思いますが、これは市長のほうの答弁でいいですかね。

## 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

基準の見直し等も含め、あるいは民生委員の関与も含め、もう1回精査して対応していきたい と思います。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それでちょっと時間が非常になくなってきてしまうんで、なんですが、行きどまりの道路の話 なんですが、現時点の調査結果はどうですか。固定資産税の問題。

#### 〇議長(鈴木良道君)

市民部長 飯田泰寛君。

# 〇市民部長 (飯田泰寛君)

行きどまり私道の筆数及び税額につきまして、26年度当初課税段階のものを申し上げます。 全筆数で261、課税額にしまして34万1000円でございますが、いわゆる名寄せを行いまして、 免税点を超えたもの、いわゆる実際の課税額ということになりますが、こちらで申し上げますと、 納税義務者96件で税額にしまして14万1000円でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

かなり少ない納税額ですよね。そういう点では、土浦市に倣って、やっぱり考えるべきだとい うふうに思います。

石岡市のほうは調査しましたか。

# 〇議長(鈴木良道君)

市民部長 飯田泰寛君。

# 〇市民部長 (飯田泰寛君)

石岡市につきましても、2戸以上というような規定を設けているということを確認しました。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

近隣ですからね、そういうことを考えれば、もう調査をしたってすぐわかるわけですから、そのことでもう重箱の隅をつつくような固定資産の取り方はやめたほうがいいと思いますが、市長どうですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

#### 〇市長 (宮嶋光昭君)

よく検討させていただきたいと思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

あと、ちょっと時間がありませんので、水道問題について確認をしたいと思います。

県中央から受水量の増加で、これまでは日量、1日1,400トン、立米をトンにします。面倒くさいですから。とんでもないなんてね、で契約している。それで、そうすると1トン当たり幾らなのか。

あと、当初出島では県との実施協定4,200トン、この場合幾らなのか。

さらに、宮嶋市長が20数年前に出島村長だったときに、東口開発事業を根拠に2,500トンを追加し6,700トンになりました。この場合の原価は幾らなのか。

そして今回、2,100トンに増量したという場合の原価、それぞれの試算結果を報告してください。

#### 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

現行の水道料金を踏まえての試算となります。平成23年度は契約水量1,400トン、決算で給水原価は244.5円、契約水量4,200トンにした場合に、282.8円。それと、6,700にした場合は317.3円でございます。それと、平成26年度は契約水量は2,100トンに増量してございます。253.7円で

ございます。

以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

私も事前にその部分を確認しておりましたが、実際には、これは今の県からの供給単価が変わらないということが前提なんですね。ハッ場ダムだとか、特に霞ヶ浦導水事業が始まったら、いわゆる建設仮勘定ががばっとその負担となってあらわれてきますから、あくまでも仮定であって、実際にはもっと大変な状況になる。

それでは、当市の供給単価、どのぐらいで水を皆さんに売っていますか。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

こちらは平成24年度の決算の数値になります。

供給単価227.4円、給水原価244.5円、その差は17.1円でございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ということは、逆ざやだということですね。売っている水のほうが逆に、こちらのほうの原価 のほうが高いという結果だということだと思うんですけれども、そうですね。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

議員お見込みのとおりでございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

これが実際に今、水道所長が積算をして、私もチェックをしてやったものです。

今現在は1,400トン、これが244.5円ですね。これが2,100トンに平成26年ですと253.7円です。 それが4,200トンという当初の実施協定だと282.8円、どんどん上がります。6,700トンになった ら大変なことになります、317.3円です。これが実際なんです。ですから、このまま霞ヶ浦導水 事業なんか進めたら、県の中央広域用水事業の単価は高くなると。水道料金の値上げは必至だと いうふうに思いますが、いかがですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

議員おっしゃるように、契約水量をふやしていくにつれまして、現行を踏まえて計算しますと、 原価はかなり上がるということでございます。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

それから、施設見合いだ、施設見合いだとよく言うんですが、今霞ヶ浦導水事業を始めると、 完成したときは24万トンなんですね、合計で。それで、今は施設見合いで7万8000トンだと。そ れを分けて当市は2,100トンにしましょうとなりましたが、これ結構ばらつきがあるというふう に聞きますが、どうですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

## 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、7万8000トンの施設見合いの水量の契約でございますが、こちらの契約水量と現在の契約水量を比較した場合でございます。施設見合い水量に満たない市町村と、現在この契約水量を超えて受水している市町村がございます。ただ、水道料金値下げの要望につきましては一致しているところでございます。

以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ちょっと施設見合いというのがよくわからないと思いますので、傍聴者にも我々にもわかるように言っていただけますか。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

施設見合い水量につきましては、現在24万トンの協定を行っておりますが、7万8000でございます。こちらを割り返しまして、現在の協定水量に掛けたところで施設の見合い水量というものをつくっているところでございます。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

いや、施設見合いという意味がよくわからないから。どういうことなのか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

7万8000トンの施設が最終だと仮定した場合に、各市町村の今の契約水量がどのくらいの割合で契約しているかというような計算でございます。

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

実際は、水を供給するためには施設をつくらなければいけないんですよ。その施設を、今つくっているんだけれども、実際は7万8000トンの施設で今はとまっているということなんですよ。 それを各市町村に配分していると。

今度は、霞ヶ浦導水事業をやると24万トンなんですよ。それを、今度は施設見合いで24万トン の施設をつくろうとすることになるわけですね。こういう24万トンの施設をつくろうとしていま すか、県は。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長 (田﨑 清君)

お答えいたします。

現在中央水道におきましては、24万トンを想定した敷地をまず確保してございます。それと、 各事業体への送水管の布設につきましても、24万トンを送水できる関係を計算いたしまして、それで既に布設が完了しているところでございます。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

そういうことであります。

それでちょっとお尋ねしますが、今、事業認可の問題で、かすみがうらでは水道を合併時創設の認可を受けていると思いますが、この中身をちょっと教えていただけますか。給水人口は何人で1日最大水量は幾つか。

## 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長 (田﨑 清君)

お答えいたします。

かすみがうら市水道事業は、合併時に創設認可を受けております。計画給水区域内人口は4万6200人、計画1日最大給水量は1万7600トンでございます。この最大給水量につきましては、料金収入のもとになります有収水量と消防、漏水などのように料金徴収の対象とならないもの、こちらは無収水量といいますけれども、こちら両方を含んだものでございます。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それでは、1日最大給水量の1万7600トン、これは水源、根拠、内訳はどうですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長 (田﨑 清君)

お答えいたします。

認可における1万7600トンの水源手当てといたしましては、確実な水源手当て確保が求められております。本事業におきましては、水源といたしましては、地下水と県水道、用水供給事業からの受水の2つでございます。確定水量は、霞ヶ浦地区4,100トン、千代田地区2,800トン、残りの不足する分を県西用水の4,600トンと県中央6,700トンで手配するというものでございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

地下水があって、足らない分を県西と県中央から持ってくると。でもこれ計算すると1万8200 トンになりますね。1万7600と違います。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田崎 清君)

お答えいたします。

確かに合計いたしますと1 万8200トンになります。こちらにつきましては、合併したときの認可をそれぞれ千代田と霞ヶ浦のものを足しての認可というところでございまして、それぞれが水源手当てをしておきました。それを足しての数字でございまして、確実な水源が確保されているということだと思います。私はちょっとそれ以上のことは、申しわけありません。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

何かよくわからないような説明で、何かかなり余ってしまっている。これはだって人口だって 4万6200だもんね。それで1日最大供給水量が1万7600でしょう。すごい状況ですよね、今この 時点でも。

それで、24年度の決算で最大給水量はどのぐらいですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

## 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

平成24年度決算におけます1日最大給水量は1万3348トンでございます。 以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

そうすると1人1日当たり幾らですか、この最大使用量は。

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

318リットルでございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

これ、人口が 4 万1700……。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

申しわけありません。320でございます。失礼いたしました。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

それで、千代田と霞ヶ浦が合併したときに、これまで一番1日最大供給水量が高かったのはどのぐらいですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

合併してから最も給水量が多かったのは平成19年11月26日の1万5374トンでございました。 以上でございます。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

それで、このパネルをごらんいただきたいと思うんですが、これ2007年に改定した長期水需要 計画、水のマスタープランなんです。

これ2020年、1日最大供給水量を450リットルにしているんですよ。今、かすみがうらで320ですよ。450ですよ、これ。

それから、実際には10年前から40リットルを下回っている。1日最大給水量も99万8000トンという状況で、計画値が143万1000トン。実に1.4倍なんです。しかし一方で、2011年の改定の県の総合計画では、人口が285万人にしているんですね。2035年には240万から255万に減少と予測したと。いかに過大かわかるというふうに思います。これを見ても、現実に合っていない。しかし、この水のマスタープランはもう見直さないと言っているんですね。これは問題だというふうに思います。

それで、お聞きしますが、当市は人口が4万6200でございます、この当初の合併時のですね。 そうすると、今は5月1日現在は4万2263人なんですね。そうすると、実際には6年後、2020年 を仮定すると、4万1000人と仮定すると、1人最大給水量が320リットルとなりますので、そうすると1日最大給水量は1万3124トンになるんですよ。そうすると実際には、計算すると、県の中央用水事業からの水は必要なくなるんですね。そういう意味では、2,100トンも必要ないくらいになってしまうんですが、これについてはどのようにお考えですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

将来予測といたしまして、人口減少、それと節水などの影響がございまして、かなり収益の減少につながるというところかと思います。

今、議員おっしゃいました数字、事前にいただきまして検討させていただきました。議員のおっしゃるとおりかと思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

時間がありません。最後に、霞ヶ浦導水事業の1つの目的が水開発です、24万トン。このままいったら大変なことになりますが、やはり見直しをするということが必要だと思いますが、市長の答弁を求めます。

# 〇議長(鈴木良道君)

市長 宮嶋光昭君。

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

霞ヶ浦導水事業は、多目的で飲料水だけではありませんので……

[佐藤議員「まず水のこと」と呼ぶ]

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

水の話ね。

「佐藤議員「次の事は次に回してね」と呼ぶ]

## 〇市長(宮嶋光昭君)

水の問題でありますが、導水事業はいわゆる国交省の関東整備局、霞ヶ浦導水事業の再評価の 中で事業の評価としては必要だと、こういうふうに言っているわけでありますから……

[佐藤議員「必要じゃないでしょうと言っているんだよ」と呼ぶ]

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

必要じゃないでしょうという話もあるんで、だけれども、私がつくっているわけじゃないんで、 先方が……

> [佐藤議員「違う、だから、上のほうに言わなければいけない、見直しを しなさいと言って……」と呼ぶ]

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

だから、私らは要らないよということを言っているわけです、要らないよと。だから、見直しをしてくれよと、こういうふうに言っておりますので、そこはご心配なく、ちゃんと伝えてありますので、大丈夫でございます。

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。 次回は、あす6月3日定刻から会議を開きます。 本日は、これにて散会します。 大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時05分

平成26年 かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

		-	平成	2 6	年6	6月3	8 日	(火曜	日)	午前	打 1	0 時	00分	開	議			
出席議員																		
	1番		Ш	村	成	_		君			9	番	中	根	光	男	君	
	2番		岡	﨑		勉		君			1 0	番	鈴	木	良	道	君	
	3番		山	本	文	雄		君			1 1	番	小座	至野	定	信	君	
	6番		小林	公﨑		誠		君			1 3	番	藤	井	裕	_	君	
	7番		加	固	豊	治		君			1 6	番	廣	瀬	義	彰	君	
	8番		佐	藤	文	雄		君										
 欠席議員																		
	4番		田	谷	文	子		君			1 5	番	山	内	庄乒	<b>ç</b> 衛	君	
	12番		矢	П	龍	人		君										
出席説明	者																	
市		長		宮	嶋	光	昭	君		環 <sup>5</sup> (併 事	竟経 ) 農業 務	済部 業委員 局	長 長 長	根	本	_	良	君
副	市	長		石	Ш	眞	澄	君		土	木	部	長	渡	辺	泰	$\vec{-}$	君
教	育	長		菅	澤	庄	治	君		会	計省	章 理	者	板	垣	英	明	君
市長	公室	長		高	田		忠	君		消	ß	方	長	井	坂	沢	守	君
総務	部	長		堀	口	家	明	君		教	育	部	長	小松	缘	隆	雄	君
市 民	部	長		飯	田	泰	寛	君		水ì	首事	務所	長	田	﨑		清	君
保健福	畐祉 部	長		木	村	義	雄	君										
								-									-	
出席議会	事務局	職員	į															
	事務局 会事務			局		長	君	ţЩ		悟								

# 議事日程第4号

日程第 1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

係 長 小池陽子

議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 2 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

# 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

> 議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

> 議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 2 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

開議 午前10時00分

# 〇議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## 日程第 1 議案第38号ないし議案第43号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第1、議案第38号ないし議案第43号までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

おはようございます。

議案第41号の平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)のところで、農林水産費

に関してお伺いしたいと思います。

この補助金については、雪害、いわゆる途中で、ことし、大変な雪害があったということが大きな根拠になっているかなというふうに思います。その雪害の実態に基づいて、その方向が出たのかなというふうに思いますので、当市の雪害の実態調査、その結果、そして、その具体的な支援策も含めて、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の詳細な説明をお願いしたいと思います。

# 〇議長(鈴木良道君)

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

# 〇環境経済部長 (根本一良君)

ご説明いたします。

まず、補助の内容といいますか、その点についてまずご説明いたします。

被災農業者向け経営体育成支援事業、25年の大雪に対しての事業ということでございます。対策のポイントといたしましては、平成25年度の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援するものでございます。政策の目標といたしましては、被災農業者の農業経営の維持ということでございます。

主な内容といたしましては、2月8日から9日の大雪による農業被害を受けた農業者が、農業 経営を維持していくための必要な農産物の生産施設の復旧等の経費に充てるものでございます。

助成対象者でございますけれども、大雪による農業被害により農業用施設を被災した者で、被 災施設の復旧、または倒壊したハウス等の撤去を行うことにより、農業経営を継続しようとする 農業者に対しての補助でございます。

支援の内容といたしましては、平成25年11月1日以降に、農産物の生産に必要な施設の復旧、または気象災害による農業被災前の当該施設と同程度の施設の取得、再設とか修繕でございます。また、25年11月1日といいますのは、茨城県においては2月8日、9日でございますけれども、大雪については県によって降った時期も違いますので、そういう関係で、25年11月1日以降ということになっております。再設・修繕、または倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去に対して補助が出るものでございます。

また、事業主体は市町村ということでございます。

また、補助率につきましては、補助率には2つございまして、撤去と再設及び修繕ということでございます。撤去については、国が2分の1、県が10分の2.5、市が10分の2.5であり、100%ということになりますけれども、それぞれ上限がありまして、支出した費用と比較した上で、いずれか低いほうに対しての補助ということでございます。また、再建・修繕については、被災した同程度のものの復旧が基本ということで、原形以上の復旧につきましては自己負担ということになるものでございます。

また、予算書におきましては、42ページをお願いいたします。42ページの6款1項3目、8番の農業振興事業の中の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金ということで、2億6926万9000円を計上してございます。内容につきましては、撤去分といたしまして2166万8117円と、修繕・再建に対しまして補正額2億4760万4円ということで、合わせて2億6926万9000円の補助額とい

うことでございます。

また、国の関係でございますけれども、40ページをお願いしたいと思います。40ページの14款 国庫支出金、2項国庫補助金、3節農林水産費国庫補助金補正額で、1億4790万5000円でござい ます。

次に、同ページのすぐ下でございますけれども、県支出金、県補助金、5目農林水産県補助金 補正額として6068万1000円を計上しているものでございます。

補正については以上でございます。

今回の補正につきましては、まだはっきりしない方がいらっしゃいまして、それについては、 後日、再度、補正の計上ということになります。なぜ上げられないかといいますと、見積書の提 出とかそういうものがまだなされていないということで、額が確定できないものがありますので、 それは後日ということで計画してございます。

では、補正の内容でございますけれども、お手元に配付いたしました資料が基本となって、補正をしてございます。内容につきましては、パイプハウス、鉄骨ハウス、畜舎、その他防鳥網または倉庫でありますけれども、農業用倉庫ということで、分かれてございます。パイプハウスにつきましては、撤去が30、修繕・再建が35、鉄骨ハウスですと、撤去が8件、修繕・再建が7件、畜舎が、撤去が3件、修繕が3件、その他防鳥ネットと農業用倉庫については、撤去が1、修繕が2ということでございます。

通常考えられますのは、撤去して同等のものを再設するということでございますけれども、聞き取り等の調査の中では、撤去も補助を受けられるんですけれども、撤去のほうはいいよというような、そういう辞退のものもございまして、パイプハウスで言いますと、撤去30、新設35ということで、5件の方については、撤去は要らないというような意思表示がされたものだと思います。

全体をまとめますと、撤去の計が42件ということで、事業費がそれぞれ記入してあるものでご ざいます。うち事前着工分が19ということでございます。

この事業につきましては事前着工が認められるということで、既に着工し、整備しているものもございます。ただ、事前着工については、申請においては、そのときの写真とかそういうものが原則ということでなっております。ただ、写真も撮れなかった方もいらっしゃるということで、その救済措置としては、周辺の方の証明書があればいいだろうということで、その辺がまだはっきりしていない状況でございます。

修繕・再建の計も47で、うち事前着工が13ということでございます。

全体の事業費といたしましては、2億9785万4744円ということでございます。国庫補助金が1億4790万5967円、県費が6068万1064円、市補助金が6068万1090円と、自己資金が2858万6623円ということでございます。

国庫支出金といたしましては、この1億4790万5000円ということでございます。県費につきましても、この表のとおりでございます。あと市補助金についてもこのとおりでございます。

また、補正予算につきましては、国の補助、県の補助、市の補助、合計の2億6926万9000円を 計上してございます。

また、一番下に書いてありますけれども、補正に計上した49件については、面談及び見積書の

根拠資料の提示に基づき精査したもので、当初、国へ被害報告が済んでいるものの見積もり提示 が間に合わない方については、9月の補正に計上するということで計画してございます。

また、補助金の支出においては補助金交付要綱等が必要でございますけれども、まだ県のほうで補助金交付要綱ができていないということでございます。先ほど確認したところでは、今決裁中ということで、間もなくできるということでございますけれども、それにあわせて市においても補助金交付要綱を作成し、でき次第、申請を受けるような形になるかと思います。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

そうしますと、私は、被害の実態、実数、件数、こういうのを調査したのかと、その結果を求めました。これは、今現在、予算計上したときの数字ですから、これは実態調査とは乖離があるわけですね。実態調査の結果、これはあるんですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

# 〇環境経済部長(根本一良君)

お答えいたします。

この配付いたしました資料については、1件ごとの積み上げということでございますので、実 態調査の資料といいますと、1件ごとの面積とかそういうものを把握したものが、この資料のも ととなるものがございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

この資料のもとがあるといったら、その資料のもとがここに、手元にないと、わからないじゃないですか。その説明を私は要求したんですよ、1つは。では、予算の計上のいわゆる対策はどういうふうになっているのかと。まず調査をして、その調査の結果に基づいて予算化するわけでしょう。調査の裏づけがなくてこの予算化というと、ちょっと順序が逆なんじゃないですか。その調査結果が今手元にあるんですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

# 〇環境経済部長 (根本一良君)

今、調査結果につきましては、詳細な結果につきましてはございません。ただ、現地確認につきましては、2月10日、12日、17日、25日、3月4日ということで、地区全域を調査しての結果でございます。また、市のホームページとか各戸回覧においての周知で取りまとめたものもございます。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

## 8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ですから、今までいろんな形で広報して集約した、その数値はあるんですかと。その数値とこの予算はどれだけの乖離があるんですかと。差ですね。今度は、この分、不足、いわゆるまだ実態に、見積もりの提出、提示が間に合わない方については、9月の補正に計上するというわけでしょう。そうすると、今、実態がわかっていて、今回、この中で49件があったと、あと何件あると、そうすると9月の補正は約どのぐらいふえるというふうに予想されますというところまで答弁できるんじゃないですか。それについてはどうですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

# 〇環境経済部長(根本一良君)

見積書とかそういうものはまだございませんので、本当に概略でございますけれども、9月の補正に予想される、見込めますのは、事業費で1700万程度、予算計上額で1500万程度ということで考えております。

以上です。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

そういう意味では、件数も、実態の数値も、今ここで提出しろとは言いませんけれども、きちっと議会のほうに、委員会のときに提出するようにお願いしたいと思います。

それで、撤去が、国と市町村で全面的に補助が受けられると。補助というか、もう自己負担がないというにもかかわらず、その撤去費は要らないよという方がいらっしゃったということなんですが、そのいらっしゃった方は何人ですか。

それで、その方はなぜ、その補助が受けられる、撤去に費用がかからないよということにもか かわらず、どういう理由でそんなことを言っていたんですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長根本一良君。

#### 〇環境経済部長(根本一良君)

お答えいたします。

聞き取りの中では、撤去分につきましても、適正な撤去をしたものについて補助をするというようなことで、ヒアリング等を行っております。そういう中で、適切な撤去をしたものというような、その部分において、じゃ、いいですというような、そういう回答があったということでございます。どういうふうな形でその撤去したかというのは、ちょっとそれは把握しておりませんけれども、そういうヒアリングのやりとりの中での結果でございます。

以上です。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

件数が抜けています。それは1人なんですか、2人なんですか。もし適正な撤去だということが条件であれば、本当に適正な条件というふうに、また考えられるような手だてをしていくことも必要だったんじゃないですか。いずれにしても、その適正な処理でないと思われる件数は何件だったんですか。

#### 〇議長(鈴木良道君)

環境経済部長 根本一良君。

#### 〇環境経済部長(根本一良君)

資料から言いますと、全てが適正でなかったかというのはまだ判断できませんけれども、パイプハウスにおいては、この資料から想像するには、撤去が30、修繕・再建が35ということで、通常であれば、撤去して再建というのが普通であると思いますので、パイプハウスにおいては5件の撤去者がありますけれども、これはいいよというような意思表示があったかと思います。

また、ついででございますけれども、鉄骨ハウスについては、この表で見る限りでは、撤去が8件、修繕・再建が7件ということで、撤去のみの方がいたのかなという解釈がされます。また、畜舎においては、同数の3の3でありますから、撤去、修繕・再建というような形だと思います。また、その他防鳥ネット・倉庫につきましては、撤去が1ということで、再設が2ということでございますので、1つ減の方については、撤去については遠慮されたのかなと、この表からは推しはかれると思います。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

今、るる説明されましたが、やはり数字的なものは、まず現実から出発して、状況を聞いて、 その分も報告をした上でこれをつくったというふうに関連づけて、報告、そして予算の審議に向 かっていただきたいと、対応していただきたいと思います。あと細かいことについては後ほどと いうことにしたいと思います。

次に、議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計の補正予算でございます。

損害賠償を払うということがあります。これは、払うことについてはもう必要だと思いますが、 これは、財源というか歳入はどこから出ているんでしょうか。

## 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

## 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

総務部の検査管財課に確認しましたところ、全国町村会総合賠償保険に加入しておりました。 事故が発生し、被害者から損害賠償請求を受けるような場合の手続といたしまして、県の町村会 と保険会社へ連絡することとされておりました。保険会社につきましては、株式会社損害保険ジャパンでございます。

町村会を通しまして、保険会社の調査員とともに現地確認を行いました。その後、電話にて調査員から、保険の対象となるとの連絡を受けているところでございます。保険金につきましては、

和解の中で損害賠償額を確定したときに額が確定されることになっております。和解に伴う保険 金につきましては、水道におきましては、営業外収益の雑収益とすることを予定しております。 このため、今回の補正予算には計上しておりません。

以上でございます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

保険を掛けていたと、町村会の保険。これは水道事業としてこういう保険を掛けていたと。も うこれが、市町村全体でもこういう取り組みをしていて、今回は査定を受けて和解に基づいて確 定したと。それが財源になるということですね。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長 (田﨑 清君)

議員のお見込みのとおりでございまして、全国町村会の総合保険につきましては、上水道、下水道に係ります保険も対象となるということでございました。ただ、これが全国市長会の総合保険でありますと、上水道、下水道は該当することはありませんでしたが、本市におきましては、全国町村会でございましたので、対象になるということでございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

### ○8番(佐藤文雄君)

わかりました。保険で払われるということは非常にラッキーだったなと思います。

それと債務負担行為なんですけれども、これは5年間ですよね。いわゆる水道料金の徴収業務委託、26年度から平成31年度まで、委託業者の選定を行うためということですが、この債務負担行為の限度額の設定に当たって、積算根拠というのはあるんでしょうか。これはどこかに委託する予定なんですか。

## 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。債務負担行為の限度額の設定についてお答えしたいと思います。

平成21年度に今回と同様の内容で委託業者の選定を行っております。今回、限度額を設定するに当たりましては、検針と調定件数が、昨年度、平成24年度の実績をもとに、前回を上回っておりましたので、この点を考慮したところでございます。来年、平成27年10月からの消費税率改定を想定いたしまして、今回の限度額を設定したものでございます。

なお、業者選定に当たりましては、阿見町との共同での実施を予定しているところでございます。

今回の限度額は、前回同様、本市単独での業者選定を行った場合のものとしているところでご ざいます。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

## 8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ちょっとよくわからなかったんですけれども、この積算というか、債務負担行為の限度額はいいんですが、いわゆるこれは委託業者に積算をさせるんですか。それとも、実際には、限度額を決めるに当たっても、どこかに見積もりを……、見積もりというか、委託をするのか。その積算委託をするのか。それとも、水道事務所が独自にやるのか。この点についてお聞きします。

# 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

# 〇水道事務所長(田﨑 清君)

今回の見積もりにつきましては、平成21年度の業者側の見積書を参考にいたしまして、こちらで、先ほどの検針と調定件数を置きかえまして、私のほうで見積もった額でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

よく聞き取れなかった。申しわけございません。

21年度の委託した実績に基づいて、これまでの検針の件数だとか調定だとか、その額をすり合わせてやるということですね。

それと、私は、きのうは一般質問で、当初の合併時の人口が4万6100人でしたっけ、かなりの人口予測、実際には今現在給水している人口は4,100程度ですよね。そうすると、今から5年間の中でも、幾ら頑張っても4,100だと思うんですよね。5年前に委託したときには、今の現在と5年後の状況がやはり変わってくるというふうに思うんですが、そういうことについては、この考慮はしないんでしょうか。

水道事業の当市のマスタープランというか、10年間のマスタープランがありますよね。あれ、 委託を今していますね。それとの関連なんかもあると思うんですが、その点についてはどうです か。

## 〇議長(鈴木良道君)

水道事務所長 田﨑 清君。

#### 〇水道事務所長(田﨑 清君)

お答えいたします。

人口減少等につきましては、ただいまの議員のお見込みのとおりかと思っております。今回の債務負担行為に当たりましては、委託期間の限度額を定めるとしているものでございます。契約に当たりましては、これまでと同様、1調定当たりの単価契約をすることを予定してございます。もしも人口が減少し給水戸数が減少したような場合につきましては、それに応じた委託料を支払うということになります。例えば1,000件減れば、1,000件分の委託料が減るということでございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

わかりました。

以上、終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号ないし議案第43号までの6件については、議長を除く全議員で構成する平成26年第 2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

# 〇議長(鈴木良道君)

再開いたします。

休憩中に、平成26年第2回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、 その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に加固豊治君、副委員長に山本文雄君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

# 日程第 2 議案第44号及び議案第45号

#### 〇議長(鈴木良道君)

日程第2、議案第44号及び議案第45号の2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

以上で議案第44号及び議案第45号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号の審査は、産業建設委員会へ付託を いたします。

\_\_\_\_\_

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす6月4日から12日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は6月13日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時46分

平成26年 かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成26年6月13日	(金曜日)	午前1	0時00分	盟	議
	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 11 11 1		I/IJ	11472

Н	4	庶	議	昌
$\mathbf{\mu}$	_ /	נווי	U+12/	-

1番	Ш	村	成	<u>-</u>	君	9番	中	根	光	男	君
2番	岡	﨑		勉	君	10番	鈴	木	良	道	君
3番	Щ	本	文	雄	君	11番	小屋	区野	定	信	君
4番	田	谷	文	子	君	12番	矢	П	龍	人	君
6番	小木	公﨑		誠	君	13番	藤	井	裕	_	君
7番	加	固	豊	治	君	16番	廣	瀬	義	彰	君
8番	佐	藤	文	雄	君						

# 欠席議員

15番 山内 庄兵衛 君

# 出席説明者

市 長	宮島光	昭 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本	一良	君
副 市 長	石 川 眞	澄 君	土木部長	渡 辺	泰二	君
教 育 長	菅 澤 庄	治 君	会計管理者	板 垣	英 明	君
市長公室長	高 田	忠 君	消 防 長	井 坂	沢 守	君
総 務 部 長	堀 口 家	明 君	教 育 部 長	小松塚	隆雄	君
市民部長	飯 田 泰	寛 君	水道事務所長	田崎	清	君
保健福祉部長	木 村 義	雄  君				

# 出席議会事務局職員

議会事務局	局	長	君	Щ		悟
IJ	補	佐	乾		文	彦
IJ	係	長	小	池	陽	子
IJ	係	長	杉	Ħ	正	和

# 議事日程第5号

日程第 1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

> 議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 2 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

日程第 3 閉会中の継続審査について

日程第 4 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改 正する等の条例の制定について

> 議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の 制定について

> 議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 2 議案第44号 市道路線の認定について

議案第45号 市道路線の変更について

追加日程第1 議案第46号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第48号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第49号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第2 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加日程第3 発議第 2号 ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)

日程第 3 閉会中の継続審査について

日程第 4 閉会中の所管事務調査について

開議 午前10時00分

#### 〇議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

#### 日程第 1 議案第38号ないし議案第43号

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第1、議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定についてないし議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成26年第2回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第2回定例会議案審查特別委員会委員長 加固豊治君。

[平成26年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

# 〇平成26年第2回定例会議案審査特別委員会委員長(加固豊治君)

おはようございます。

議案審査特別委員会委員長報告。

平成26年度第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39 条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成26年6月3日に付託されました議案第38号ないし議案第43号の6件について、 6月3日に市長、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果について申し上げます。

議案第38号ないし議案第43号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で平成26年第2回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

## 〇議長(鈴木良道君)

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第38号 かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決されました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第39号 かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定 についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

## 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第40号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第41号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。

## 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第42号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の 討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# 日程第 2 議案第44号及び議案第45号

## 〇議長(鈴木良道君)

日程第2、議案第44号 市道路線の認定について及び議案第45号 市道路線の変更についての 2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡﨑 勉君。

[產業建設委員会委員長 岡﨑 勉君登壇]

## 〇産業建設委員会委員長(岡﨑 勉君)

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告 いたします。

本委員会は、平成26年6月3日に付託されました議案第44号及び議案第45号の審査のため、6月3日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。 採決の結果でありますが、議案第44号 市道路線の認定について及び議案第45号 市道路線の変更については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいた だきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

#### 〇議長(鈴木良道君)

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第44号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第45号 市道路線の変更についての討論を行います。 初めに、反対討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

## 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時25分

#### 〇議長(鈴木良道君)

\_\_\_\_\_

#### 日程の追加

# 〇議長(鈴木良道君)

ただいま市長から議案第46号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてないし議案第49号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの4件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号ないし議案第49号までの4件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決 定いたしました。

議案を配付いたさせます。

「議案書配付]

### 〇議長(鈴木良道君)

# 追加日程第1 議案第46号ないし議案第49号

### 〇議長(鈴木良道君)

追加日程第1、議案第46号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてない し議案第49号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を会議規 則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました議案第46号ないし議案第49号 かすみがうら市固定資産評価審査委員 会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員4名の任期が本年6月24日をもって満了となりますことから、米山 繁氏、大橋 稔氏につきましては、引き続き、また、木幡節子氏、島田昌男氏につきましては、新たに選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 堀口家明君。

[総務部長 堀口家明君登壇]

# 〇総務部長 (堀口家明君)

議案第46号ないし議案第49号までのかすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

これら4案は、現在固定資産評価審査委員会委員であります米山 繁委員、大橋 稔委員、島田栄一委員、中島由美子委員が平成26年6月24日をもって任期満了となることから、議案第46号では、米山 繁委員を、議案第47号では、大橋 稔委員をそれぞれ適任と考え、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、また、議案第48号では、中島由美子委員の後任者として木幡節子氏を、議案第49号では、島田栄一委員の後任者として島田昌男氏をそれぞれ適任と考え、選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

なお、委員の任期につきましては、平成26年6月25日から平成29年6月24日までとなります。 以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号ないし議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第46号ないし議案第49号は、人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

続いて、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

〇議長(鈴木良道君)

続いて、議案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

# 日程の追加

## 〇議長(鈴木良道君)

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの3件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号ないし諮問第5号までの3件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決 定いたしました。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

# 追加日程第2 諮問第3号ないし諮問第5号

# 〇議長(鈴木良道君)

追加日程第2、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。 提案者より提案理由の説明を求めます。 市長 宮嶋光昭君。

#### 「市長 宮嶋光昭君登壇」

# 〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました諮問第3号ないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきま してご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員としてご活躍いただいております福田與兵衛氏、坂本一衛氏、高野 守 氏のそれぞれの任期が本年9月30日をもって満了となりますことから、引き続き推薦したく、人 権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、諮問の趣旨説明を求めます。

総務部長 堀口家明君。

[総務部長 堀口家明君登壇]

## 〇総務部長(堀口家明君)

諮問第3号ないし諮問第5号までの人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明いたします。これら3案は、現在法務大臣から委嘱を受けております人権擁護委員8名のうち、福田與兵衛委員、坂本一衛委員、高野 守委員が平成26年9月30日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するに当たって、3名の委員をそれぞれ適任と考え、諮問第3号では福田與兵衛委員、諮問第4号では坂本一衛委員、諮問第5号では高野 守委員を引き続き平成26年10月1日から平成29年9月30日までの任期における委員の候補者として、法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

# 〇議長(鈴木良道君)

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号ないし諮問第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第3号ないし諮問第5号は、人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。 本案は原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

# 〇議長(鈴木良道君)

〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。 本案は原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

\_\_\_\_\_\_

# 〇議長(鈴木良道君)

続いて、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。 本案は原案のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前11時01分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 〇議長(鈴木良道君)

この際、諸般の報告を行います。

岡崎 勉議員及び7名の議員よりごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理 を求める決議(案)が提出されましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程の追加

#### 〇議長(鈴木良道君)

お諮りいたします。

ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)を日程に追加 し、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認めます。

よって、ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)を日程に追加し、審議することに決定をいたします。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

# 追加日程第3 発議第2号 ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)

#### 〇議長(鈴木良道君)

追加日程第3、発議第2号 ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡崎 勉君)

発議第2号 ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案) の提案理由を説明いたします。

現在、本市のごみ処理は、平成7年4月に供用開始をいたしました。新治地方広域事務組合環境クリーンセンターごみ処理施設で処理を行っているわけでありますが、供用開始後19年が経過し、焼却施設の一般的な耐用年数を25年とした場合、残存寿命が約5年であり、平成31年度末には施設の寿命を迎えることになります。

この処理が中断できないことは言うまでもなく、今後の対応について早急に検討する必要があるわけであります。

そのような中、本市と石岡市は、平成18年7月から循環型社会形成推進検討会において、小美玉市、茨城町を含め4市町で新たなごみ処理施設を広域で設置することについて検討を進めてきたところであります。しかし、平成25年12月26日開催の第1回市長意見交換会において、宮嶋市長が4月以降に設置される協議会には参加しないことを表明したことから、本市は孤立している状態にあるわけであります。

平成31年には広域処理の協定期間が満了となり、新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市がともに脱退することが確実視される中、本市単独で新ごみ処理場を整備運営しなければならないことも予測されるわけであります。その場合、整備費用は約44億円にも達し、4市町による広域処理の場合、整備費用負担額約16億円と比較した場合、28億円もの巨額な負担増を招くことになります。また、運営費についても、本市単独となった場合には、当然非効率になることから、財

政負担増ははかり知れないものとなります。

さらには、市長は一般質問の答弁において、ごみ処理計画にあわせ有料化の検討が必要である と思われますと発言しており、このことからも将来には可燃ごみが有料化され、市民に負担が求 められる状況になることも想像にかたくないわけであります。

以上のことから、我々かすみがうら市議会は、市の多大な財政負担と有料化による市民への個人負担を防止するため、単独でのごみ処理の整備・運営にならないよう石岡市、小美玉市、茨城町との広域設置、広域運営に向けた協議会への復帰を強く要望するものであります。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、議員諸公のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

# 〇議長(鈴木良道君)

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

## 〇8番(佐藤文雄君)

提案者に説明を求めますが、これは岡崎議員がさきの一般質問で行ったことだと思うんですが、この中にその場合、整備費用は約44億円にも達し、4市町村による広域処理の場合の整備費用負担約16億円と比較した場合、28億円もの巨額な負担を招くことになるというふうに書いております。ただ、私は岡崎議員が一般質問してそれに執行部がどういうふうに答えたのか、これが事実かどうかということについても十分に検証できないわけです。データも出されていないわけです。データに基づいて十分な審議がされてない状況になるのではないかと思うんですが、これについてはこの提案者は、この具体的な数値については、どういうふうに理解されているんでしょうか。また、それを各議員に十分なデータが配付されている、理解されているというふうに認識して提案されたんでしょうか。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇]

## 〇2番(岡崎 勉君)

佐藤議員の質問にお答えいたします。

私一般質問を先日しまして、その答弁に基づいてこれを提案いたしました。それで多くの議員 の方々の同意を得てこういうふうに提案したわけでございますので、よろしくお願いします。

[佐藤議員「答えろよ。ちゃんと」と呼ぶ]

#### 〇議長(鈴木良道君)

静粛に願います。

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

今、私は具体的な数字がこの44億円なるもの、それから16億円と比較だとか、28億円もの巨額な負担増を招くというふうに言っているから、その数字の根拠、明細が全議員にそれが配られているのかと、それも議論したのかというふうに言っているんです。一議員が一般質問をしてそれをただうのみにしてこのまま決議をするということ自体が問題なんではないかと思います。だか

らその具体的な数字については、今岡﨑議員は明らかにできないんですか。明らかにしてください。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡崎 勉君)

先ほども言いましたけれども、一般質問の中でそういう執行部のほうから答弁をいただいたので、それに基づいてこの議案を提案したわけでありますので、よろしくお願いします。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

だから質問に答えてないではないですか。これは今何回も言っても同じ答えになってしまうかもしれませんけれども、やはり具体的な明細、それを十分にチェックをする、またその議論をするという機会を私はつくるべきだと思うんです。そのときに市長が確かにいろいろ答えております。ただ私は市長選を目の前にしてこういうふうな形でまだ十分な議論がされてないままの決議というのはやはりいかがなものかというふうに思うんです。だって答弁できないのだもの。具体的な数字も私たちに提示できてないんですよ。それに対しても質問もできないんですよ。そういうチェックもできないでノーチェックで議会が通るといったら、議会の存在が問われるのではないでしょうか。

いずれにしても答えがないので、これで質問を終わります。残念ですが、これ以上質問しても答えがないわけですから、こういう答えもできないようなのに附帯決議に賛成しろ、広域そのものは必要だというふうに私自身は思っています。なぜ離脱したのかという市長の答弁についても疑問なところがあります。ただそれもやはりきちっと議論をした上でやるべきだというふうに私は思うんですが、その点については岡崎議員、答えられますか。

## 〇議長(鈴木良道君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時30分

# 〇議長(鈴木良道君)

休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡崎 勉君)

ただいまの件でありますけれども、私はあくまでも一般質問の中で答弁をいただいた中からそういう提案をしたわけであります。私は検討会から協議会のほうに復帰するようそういうふうに要請することでありまして、それ以外のことはない、勉強会のほうにもそういうふうに要請する

というようなことで私は決議したわけでありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。 以上です。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

#### 〇8番(佐藤文雄君)

だから岡崎議員が一般質問をして自分の立場を述べたと、このことはいいです。ただ私は、今44億とかこの具体的な数字が検証されてないだろうと、議会の中でこれが議論されていますかということなんです。なぜ今なんですか。なぜ今これを議決をしなければいけないんですか、決議というのは。私はできる限り議論をして、多くの人たち、多くの議員が賛同できる中身にするべきだというふうに思います。

何で今なんですか。だって市長選目の前にしているではないですか。新しい市長だってもし要望するんだったらそういう要望を出せばいいではないですか。どうですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡崎 勉君)

佐藤議員の質問にお答えしますが、この件につきましては私は一般質問の中でのそういうふうな決議を出したわけですので、これは皆さんの賛否をお伺いしたいと思います。また、新しくできたその市長に対してもこれは勧めたいというふうに考えております。

一つ私申し上げますけれども、なぜ今かというのは、確かにそういう時期でありますけれども、 今後事業を進める中では、大変処理人口、質問の中でも言ったと思うんですけれども、処理人口 計画の中に入らないとなかかなか難しいということでありますので、協議会ですから勉強会です からその中に入っていれば問題ないのではないかということで提案をさせていただきましたので、 よろしくお願いします。

## 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ですから、質問に答えてないんです。岡﨑議員が一般質問して答弁されたこの数字についても、 議会で十分に議論されてないではないですかと言っているんです。何でその議論を優先しないで ここで決議というふうになるんですかということなんです。なぜ議会でこれをきちっと議論する 場を設けようとしないで決議という手段を選ぶんですかというんです。それに答えてください。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡崎 勉君)

何度も申し上げますけれども、私がそういうふうにその協議会に復帰するということを要望するわけでありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

# 8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

ということは、岡﨑議員の要望、これを附帯決議にしたということですね。あくまでも岡﨑議員の要望、これを附帯決議にしたと、それで議会が判断しろということですね。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡﨑 勉君。

# 「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡﨑 勉君)

それは議員の方々にそれぞれに判断をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

# 〇議長(鈴木良道君)

佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

岡﨑議員の要望だということについては答えておりません。岡﨑議員の要望、これにほかの方が賛同したと、だから附帯決議ということで挙げたということですね。だから、岡﨑議員の個人的な要望、これに賛同して今回の附帯決議にしたということでよろしいですか。

# 〇議長(鈴木良道君)

2番 岡崎 勉君。

#### 「2番 岡﨑 勉君登壇〕

# 〇2番(岡﨑 勉君)

この件につきましては、十分検討してこのように賛同いただいたわけでありますので、よろしくお願いします。

# 〇議長(鈴木良道君)

8番 佐藤文雄君。

# 〇8番(佐藤文雄君)

なかなからちが明きませんので、これで質問を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

# [「異議あり」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

異議あるため起立により採決をいたします。

発議第2号について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立〕

# 〇議長(鈴木良道君)

起立多数であります。

よって、発議第2号の委員会付託を省略することは可決されました。

続いて、発議第2号 ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)の計論を行います。

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

#### 「8番 佐藤文雄君登壇〕

#### 〇8番(佐藤文雄君)

ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議(案)について、反対の立場で討論をいたします。

今、私が質疑をいたしました。何よりも問題なのは一議員の一般質問、これに対して答弁された整備費用44億、それから4市町村による広域処理の場合の整備費用負担約16億、それと比較した場合に28億円もの巨額な負担の増を招くことになるというふうに述べております。しかし、これについての数字的な根拠は、どの議員にも示されておりません。そして、その根拠なるものについても議論はされていません。

本来議会というのは議論をする場であります。この具体的な数字について執行部からの具体的な数字の提示、それに対する質疑、そして審議、これがまず前提だと思います。一岡﨑議員の一般質問に答えた、これをもってして全てが解決してしまったならば、一般質問で質問したことは全てまた決議にすることができるようになってしまうのではないでしょうか。やはり決議というのは、十分な審議の上、できる限り多くの議員の賛同を得てやるべきだというふうに思います。これまでも議決をした場合には、圧倒的多数の方のこの賛同が得られていたのではないでしょうか。

私は議会運営委員ですが、議会運営委員の中でもこの委員会付託を省略するということについては、異議を申しました。それでも多数決でこれが却下されました。そして、今本議会でも委員会に付託すること、このことを求めましたが、これも多数決で委員会での審議をこれを否決をいたしました。

委員会の審議もなく一議員の一般質問でこの決議を求めるということについては、きわめて問題ではないか、特に今市長選挙を目の前にしております。今なぜやらなければいけないのか、これについても明確な答えがありませんでした。やはり広域でごみ処理をすること自体は、私は反対ではありません。それは今からの審議の過程で明らかになることであります。やはりこのような決議については、政争の具にするものではない、私は思います。

いずれにしても、この決議については、さまざまな問題があります。この問題についても今後これをしっかりと議会の中で議論をしていく必要があるのかというふうに思います。

以上をもって私のこの決議に対する反対の討論といたします。

#### 〇議長(鈴木良道君)

続いて、賛成討論はございませんか。

小座野定信君。

[11番 小座野定信君登壇]

#### 〇11番(小座野定信君)

賛成の立場で討論に加えさせていただきます。

昨年12月26日、本市を含む4市町村、石岡、小美玉、茨城町、そしてかすみがうら市、この4市町で環境型社会形成推進検討会におきまして、宮嶋市長は、12月26日、市町首長意見交換会において、4月以降に設置される協議会には参加しない、いわゆるこの4市町村でのごみ処理というのは考えていないので、我が市は離脱するという首長としての答えを出しております。

我々ここに署名議員といたしましては、先ほど来佐藤議員が申しているように、岡﨑議員の一 議員の一般質問の中で賛同したわけではございません。私も新治広域事務組合の・・・議員とい たしまして同じ気持ち、同じ考えの中で署名をいたしております。そして、岡﨑議員には代表者 ということになっていただいたわけでございます。

私どもここに署名している議員は、この金額のことではなく、またこの執行部が一般質問の中でお答えしている数字というのも決してやみくもに出た数字ではないという確信を持ってこのような決議に至ったわけでございます。一般質問の中でちゃんと執行部が答えております。

議会のルールの中では執行部の発言の取り消しということはありません。執行部がお答えした 数字というのは絶対であります。また、この数値においても我々は確信を持ってどうかこの金額 のこともさることながら、協議会への復帰を求めていただきたい、そういう気持ちでこの決議を 出したのであります。どうか皆様のご理解をいただきますようよろしくお願いしたいと思います。 以上で賛成討論を終わります。

# 〇議長(鈴木良道君)

ほかに討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(鈴木良道君)

討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

異議あるため起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

# 〇議長(鈴木良道君)

起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 3 閉会中継続審査について

#### 〇議長(鈴木良道君)

日程第3、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長よりお手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

\_\_\_\_\_\_

# 日程第 4 閉会中の所管事務調査について

# 〇議長(鈴木良道君)

日程第4、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長よりお手元に配付したとおり閉会中の所管事務 調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(鈴木良道君)

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

\_\_\_\_\_

# 〇議長(鈴木良道君)

これにて本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年かすみがうら市議会第2回定例会を 閉会いたします。

会期16日間にわたり慎重なご審議大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長	鈴	木	良	道
かすみがうら市議会議員	廣	瀬	義	彰
かすみがうら市議会議員	JII	村	成	
かすみがうら市議会議員	岡	﨑		勉